平成 24 年度政府開発援助 海外経済協力事業委託費による 「ニーズ調査(福祉)」 ファイナル・レポート

タイ・インド・ブラジル・フィリピン 障害者の知識アクセスの機会均等の 実現に関する ODA ニーズ調査

> 平成 25 年 3 月 (2013 年)

株式会社エックス都市研究所

本調査報告書の内容は、外務省が委託して、株式会社エックス都市研究所が実施した平成24年度政府開発援助海外経済協力事業委託費による障害者の知識アクセスの機会均等の実現に関する ODA ニーズ調査の結果を取りまとめたもので、外務省の公式見解を表わしたものではありません。

また、本報告書では、受託企業によるビジネスに支障を来す可能性があると判断される情報や外国政府等との信頼関係が損なわれる恐れがあると判断される情報については非公開としています。なお、企業情報については原則として2年後に公開予定です。

目 次

略語表		vi
用語解説		vii
要旨		1
1. はじめ	た ―調査概要―	17
1.0 調]査対象国	17
1.1 背	・景と問題認識	18
1.2 目	的	22
1.3 調]査団員構成	22
1.4 調	査方法	23
2. 対象国	 における当該開発課題の現状及びニーズの確認	28
	象国におけるニーズの確認	
2.0.1	プリント・ディサビリティ問題	28
2.0.2	各国政府等の対応	
2.1 タ	イ	
2.1.1	タイ国の政治・経済の概況	29
2.1.2	タイ国の対象分野における開発課題の現状	
2.1.3	タイ国の対象の関連計画、政策及び法制度	
2.1.4	タイ国の対象分野の ODA 事業の事例分析	
2.1.5	タイ国における背景、及び ODA ニーズ	45
2.2 イ	ンド	47
2.2.1	インドの政治・経済の概況	47
2.2.2	インドの対象分野における開発課題の現状	48
2.2.3	インドの障害分野の関連計画、政策及び法制度	52
2.2.4	インドの対象分野の ODA 事業の事例分析	53
2.2.5	インドにおける背景、及び ODA ニーズ	55
2.3 ブ	[*] ラジル	50
2.3.1	ブラジルの政治・経済の概況	
	ブラジルの障害分野における開発課題の現状	

2.	3.3 ブラジルの障害分野の関連計画、政策及び法制度	63
2.	3.4 ブラジルの対象分野の ODA 事業の事例分析	63
2.	3.5 ブラジルにおける背景、及び ODA ニーズ	67
2.4	フィリピン	71
2.	4.1 フィリピンの政治・経済の概況	71
2.	4.2 フィリピンの障害分野における開発課題の現状	72
2.	4.3 フィリピンの障害分野の関連計画、政策及び法制度	74
2.	4.4 フィリピンの障害分野の ODA 事業の事例分析	75
2.	4.5 フィリピンにおける背景、及び ODA ニーズ	77
2.5	その他の国(南アフリカ共和国)	80
2.	5.1 南アフリカ共和国の政治・経済の概況	80
2.	5.2 南アフリカ共和国の対象分野における開発課題の現状	81
2.	5.3 南アフリカ共和国の障害分野の関連計画、政策及び法制度	84
2.	5.4 南アフリカ共和国の対象分野の ODA 事業の事例分析	85
2.	.5.5 南アフリカの対象分野の ODA ニーズ	86
3. ∌	はが国中小企業等が有する製品・技術の分析	89
3.0	対象とする技術	
3.1	中小企業等の製品・技術を活用する場合に求められるニーズ	90
3.2	中小企業等が有する製品・技術を取り巻く環境	92
3.3	活用が見込まれる中小企業の製品・技術の強み	93
	海外の同業他社、類似製品・技術の概況	
3.4	1471 STANICE COMPAGNATION DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE P	93
4. ♯	¬小企業等が有する製品・技術等の ODA 事業における 活用可能性等の分析	
	中小企業等が有する製品・技術等の ODA 事業における 活用可能性等の分析 対象国が抱える当該開発課題解決のために活用が期待できる中小企業等が	95
4. ♯	リ 小企業等が有する製品・技術等の ODA 事業における 活用可能性等の分析 対象国が抱える当該開発課題解決のために活用が期待できる中小企業等が 有する製品・技術等	95
4. ♯	中小企業等が有する製品・技術等の ODA 事業における 活用可能性等の分析 対象国が抱える当該開発課題解決のために活用が期待できる中小企業等が 有する製品・技術等 中小企業等が有する製品・技術等を活用した新規 ODA 事業の提案および	95
4.	リ 小企業等が有する製品・技術等の ODA 事業における 活用可能性等の分析 対象国が抱える当該開発課題解決のために活用が期待できる中小企業等が 有する製品・技術等	95
4.	中小企業等が有する製品・技術等の ODA 事業における 活用可能性等の分析 対象国が抱える当該開発課題解決のために活用が期待できる中小企業等が 有する製品・技術等 中小企業等が有する製品・技術等を活用した新規 ODA 事業の提案および	95
4.0 4.1 4.2	中小企業等が有する製品・技術等の ODA 事業における 活用可能性等の分析対象国が抱える当該開発課題解決のために活用が期待できる中小企業等が有する製品・技術等 中小企業等が有する製品・技術等を活用した新規 ODA 事業の提案および当該開発課題解決への貢献度既存ODA事業との効果的な連携策(案)中小企業等が有する製品・技術等を活用したビジネスの可能性	95 96
4.0 4.1 4.2	中小企業等が有する製品・技術等の ODA 事業における 活用可能性等の分析対象国が抱える当該開発課題解決のために活用が期待できる中小企業等が有する製品・技術等中小企業等が有する製品・技術等を活用した新規 ODA 事業の提案および当該開発課題解決への貢献度既存ODA事業との効果的な連携策(案) 中小企業等が有する製品・技術等を活用したビジネスの可能性 今回の調査で得た情報等をもとに、ODA 事業及び中長期的ビジネス展開の	959696
4.0 4.1 4.2 5. 中	中小企業等が有する製品・技術等の ODA 事業における 活用可能性等の分析対象国が抱える当該開発課題解決のために活用が期待できる中小企業等が有する製品・技術等を活用した新規 ODA 事業の提案および当該開発課題解決への貢献度既存ODA事業との効果的な連携策(案) 中小企業等が有する製品・技術等を活用したビジネスの可能性 今回の調査で得た情報等をもとに、ODA 事業及び中長期的ビジネス展開のシナリオ	959696

添付資料: タイ国上院小委員会議事録抄訳

参考資料: 西本卓也氏(ATDO)論文(ATIA 他)



タイ国上院「災害と緊急時の人権保護小委員会」(タイ国)



DELNET・DAISY Forum of India 共催 Panel Discussion on Transcending the Boundaries of Vision: Managing Digital Content in the Mainstream Libraries for the Print Disabled (インド)



Dorina Nowill Foundation での面談(ブラジル)



国立図書館長との面談 (フィリピン)

略語表

APCD	Asia-Pacific Development Center on	アジア太平洋障害者センター
	Disability	
DAISY	Digital Accessible Information System	デイジー:アクセシブルな情報システム
EPUB	Electronic PUBlication	イーパブ:電子書籍の規格のひとつ
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IDPF	International Digital Publishing	国際電子出版フォーラム
	Forum	
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
NVDA	Non Visual Desktop Access	エヌ・ブイ・ディー・エー:オープンソ
		ースのスクリーンリーダー
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
TTS	Text-to-Speech	テキストの読み上げ (音声合成技術)
UNCRPD	United Nations Convention on the	国連障害者の権利条約
	Rights of Persons with Disabilities	
UNESCAP	United Nations Economic and Social	国連アジア太平洋経済社会委員会
	Commission for Asia and the Pacific	
W3C	The World Wide Web Consortium	ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシ
		アム
WIPO	World Intellectual Property	世界知的所有権機関
	Organization	

用語解説

州品件武	har-V
用語	解説
DAISY(デイジ	従来の出版物を読むことができない人のニーズを満たすために日本とスウェ
—)	ーデンの図書館関係団体が主導して 1996 年に開発を始めたアクセシブルな
	電子書籍の国際標準規格である Digital Accessible Information System の略称。
	無償で誰でも使え高度の相互運用性があるため、この規格に基づく製品は
	Windows、iPad および iPhone、Android、Linux、各種携帯電話まで広く普及し
	ている。各国の図書館と障害者支援団体が構成するスイスに籍を置く国際非
	営利法人である DAISY コンソーシアム(http://www.daisy.org/)が規格の開発
	と維持を行っている。最新版である DAISY4 規格は米国の ANSI/NISO
	Z39.98-2012 として認証されている。
EPUB3	電子書籍の国際標準規格で、IDPF(International Digital Publishing Forum)
(イーパブ3)	(http://idpf.org/) が規格の開発と維持を行っている。2011 年 10 月の EPUB3
	への規格更新の際に、DAISY のアクセシビリティの機能をすべて盛り込み、
	DAISY4の配布フォーマットとして採用された。
LD (エルディー)	基本的に知的発違に遅れはないが、聞く、話す、書く、計算する、または推
	論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状
	態を指すものである。学習障害はその原因として中枢神経系に何らかの機能
	障害があることが推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害
	などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない
NVDA (エヌ・ヴ	スクリーンリーダー NonVisual Desktop Access は視覚に障害がある人が
ィ・ディー・エー)	Windows を音声合成や点字ディスプレイ出力で利用するための無料のソフト
	ウェア。オープンソースのプロジェクトとして開発され、世界の40以上の言
	語に対応している。高価なソフトウェアに匹敵する高い機能から近年急速に
	普及している。
OBI (オビ)	音声のみの DAISY 録音図書の製作ソフトウェア。DAISY コンソーシアムが
	開発している、無償でオープンソースのソフトウェア。DAISY3 規格をサポ
	ートしている。
Print Disabilities	Reading Disability とも呼ばれる印刷物を読むことに困難を生ずる様々な障
(プリント・ディ	害。視覚障害、ディスレクシア(読字障害)、ADHD、自閉症、知的障害、上
サビリティ)	肢障害、脳性麻痺、先天的聴覚障害、パーキンソン病等を含む。WIPO がこ
	の人々の読む権利を保障するために著作権の一部を制限する新著作権条約を
	審議しており、そのための外交会議が2013年6月に開催される。
TOBI (トビ)	音声とテキストが同期したマルチメディア DAISY および EPUB3 フォーマッ
	トの電子出版物製作ソフトウェア。DAISY コンソーシアムが開発している、
	無償でオープンソースのソフトウェア。DAISY3 と EPUB3 規格の両方をサポ

	ートしている。						
TTS(ティー・テ	テキスト音声合成。単純な音声の録音・再生と異なり、任意の文字列を読み						
ィー・エス)	上げることができる。テキストを解析して読み方を決定する言語処理と、読						
	み方の情報を音響信号に変換する音声信号処理から構成される。						
インクルーシブ	障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」						
教育	(inclusive education system、署名時仮訳:包容する教育制度)とは、人間の						
	多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限						
	度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的						
	の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者						
	が「general education system」(署名時仮訳:教育制度一般)から排除されな						
	いこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、						
	個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。						
ディスレクシア	LD (学習障害) の中心的な障害であるディスレクシア (dyslexia) は読字障						
	害とも呼ばれ、知的発達に遅れはなく、聴力・視力の機能も正常でありなが						
	ら、中枢神経系の何らかの機能不全のために、文字という視覚的「記号」と						
	音声言語の「音」が結びつきにくく、読み書きに関して特徴のあるつまずき						
	や習得の困難を示す機能障害。						

要旨

調査の目的

本調査は、視覚障害をはじめとする様々な読むことの障害 (Print Disability: プリント・ディサビリティ) を抱える人々の知識アクセスの機会均等を実現するために、日本の中小企業等が強みを持つユニバーサルデザインの技術と製品、およびそれと連携する支援技術や人材養成ノウハウ等を活かして、対象国における抜本的かつ持続的な問題解決に貢献すると共に、当該分野で強みを持つ中小企業等の国内外での事業展開につながる ODA 支援ニーズを調査することを目的として実施した。

調査の方法

当該分野の最先端の研究開発動向をふまえた問題解決策を積極的に提示できる第一線の 専門家を含む調査団を構成し、それをより広い視野で支援する支援委員会を設けた。

第 1 回目の現地調査 (タイ、インド、ブラジル、フィリピン) では、当該分野のキーパーソンとの面談と活動の視察を行った。並行して、障害分野における国際協力が地球規模の課題であることを考慮して、障害者の権利条約締約国会議、アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)、世界知的所有権機関 (WIPO)の障害者の著作物アクセスに関わる新著作権条約交渉等の国際機関の最新情報を収集した。

また、当該分野の国際協力において大きなインパクトを持つと考えられる WIPO の新著 作権条約交渉の障害者側を代表する世界盲人連合 (WBU) の総会において、各国の要人と の面談を実施した。

第 1 回現地調査終了後、支援委員会の助言に基づいて、調査対象国に共通する「障害者の知識アクセスの機会均等の実現に関する長期戦略案」(図 0-1)を作成し、第 2 回の現地調査に臨んだ。

この「長期戦略案」の背景には、世界中で検証済みの DAISY によるプリント・ディサビリティを抱える人々の知識アクセスを保障する技術が、電子出版の業界標準として開発され急速に地球規模で普及しつつある EPUB3 に発展的に継承されているという最新動向の認識がある。読み上げ、拡大、点字表示、手話を含む動画対応等によるアクセシビリティの確保を約束できる電子出版のオープンスタンダードである EPUB3 が可能にする出版のユニバーサルデザインと、点字ディスプレイや TTS 等の支援技術とが協調することによって、出版物が出版と同時にプリント・ディサビリティを抱える人々にも読めるようになる。こ

の目標を達成するためには、DAISY および EPUB3 の製作技術の移転、各国言語に対応する TTS の開発等の技術開発、そして著作権に関する合意形成とそれに沿った法制度の整備等 が必要である。

そこで、調査団は、誰もが必要とする防災と保健医療情報等の公的出版物に着目し、調査対象国に共通する既存の納本制度と各国立図書館のデジタル化計画を活用して、「アクセシブルな防災・保健医療情報のデジタル図書館ネットワーク」の構築にODAを活用したマルチステークホルダーによるパイロットプロジェクトとして取り組み、図0-1に示す「長期戦略案」の実現に向けた多様な取り組みの結集軸とすることを提案し、関係者の意見を求めた。

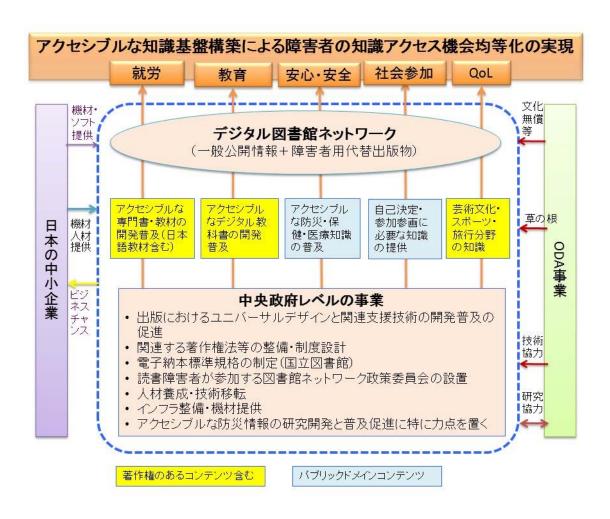


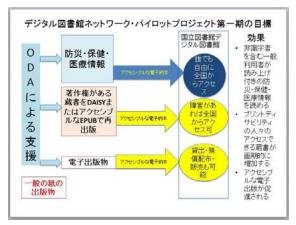
図 0-1 障害者の知識アクセスの機会均等の実現に関する長期戦略(案)

第 2 回現地調査では、この「長期戦略案」を軸に政府、大学、出版者、図書館、障害者 団体等のステークホルダーと対話を進め、それぞれの国における戦略的な達成目標に関す る合意形成をはかりながら、それぞれのステークホルダーがその共通目標達成の大きな絵 の中のどの部分をいつ担うのかが明らかになるようにキーパーソンとの意見交換を進めた。

メインストリームの漸進的改良による問題解決の提案

調査の中で、プリント・ディサビリティのために文章を読んで理解するという知識アクセスの保障が無いために深刻な差別的状況に置かれている人々がどの調査対象国にも多数存在し、WIPOを交渉の舞台にしてこの問題の解決を支援するための著作権の制限について、地球的な規模で合意形成がはかられており、早ければ本年 6 月にもプリント・ディサビリティを有する人々の知識アクセスを保障するための新著作権条約が成立する見込みであることが明らかになった。更に多言語環境と非識字者の存在も考慮すると、それぞれの調査対象国の広義の出版物を読むことが困難な人々は、総人口の 20-50%に上ることが示唆された。更に、障害者権利条約を批准している調査対象国が障害者の人権の問題として「障害者の知識アクセスの機会均等化」に取り組む際に、「障害による差別」の是正を基本としながらも、多くの非識字者等が知識アクセスから疎外されている問題を避けて通ることはできない、ということも明らかになった。

そこで調査団は、図 0-1 を基本に、障害者権利条約に基づくプリント・ディサビリティを抱える人々の差別解消措置としての著作権の一部制限による出版物の DAISY 化を促進しつつ、それをそれぞれの国立図書館における画像による蔵書のデジタル化計画と連携させて、多大なコストのかかるデジタル化作業の無用な重複を避けると共に、出版者によるアクセシブルな EPUB3 による電子納本を、まず防災・保健医療情報等の公的出版物から始めて、十年後にはすべての国内新規出版物のアクセシブルな EPUB3 による納本を実現することを提案した。



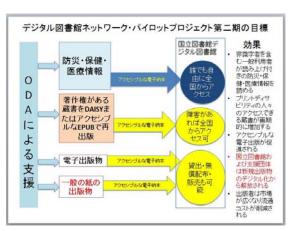


図 0-2 2期に分けたパイロットプロジェクトそれぞれの目標

この「長期戦略案」に対しては、プリント・ディサビリティを抱える人々の知識アクセスの改善と同時に、出版物と図書館サービスの全体(メインストリーム)のアクセシビリティを漸進的に向上させて非識字者も出版と同時にアクセスできる出版物とデジタル図書館ネットワークのアクセシブルな蔵書を増やし、漸進的に目標に近づき、やがて十年後には目標を達成できる実現可能な提案であるという評価を、それぞれのステークホルダーから得た。

対象国政府等の反応

調査対象国のそれぞれの国立図書館は、すべての出版物を収集保存してすべての国民にその蔵書へのアクセスを提供する、という法に定められた使命を持っており、その使命の遂行を支援する「長期戦略案」は、国立図書館から大いに歓迎された。著作権問題を懸念する意見もあったが、原則として著作権の問題が無く喫緊のニーズがある公的機関が発行する防災・保健医療情報を、発行者である公的機関を支援して先導的に DAISY あるいはEPUB3 形式のデジタルコンテンツとして国立図書館等に納本し、それをデジタル図書館ネットワークで配信し、同ネットワークに繋がる公共図書館等にはアクセシブルな端末ユニットを整備して、プリント・ディサビリティを抱える人々と非識字者にも必須の知識をタイムリーに提供するという提案はこの懸念を払拭した。特に政府の防災対応部局はこの提案に強い関心を示した。アクセシブルなデジタル図書館ネットワークは、「長期戦略案」の目標を漸進的に実現するために、障害者と著作権者も含むマルチステークホルダーによるパイロットプロジェクトとして運営され、知識アクセスの権利と著作権の調和点を探る合意形成の場としても機能する。

防災情報のコンテンツに関しては、浦河べてるの家の重度の精神障害者メンバーが年間4回もの防災訓練を積み重ね、東北大震災の際には避難指示を受けて率先して訓練通りに整然と避難するだけでなく、地域の住民の避難誘導にも役立ったという実績と、ニーズに合わせて最適化されたDAISY 規格の避難マニュアルによって正確な避難知識が提供されていたという事実が、各国の高い関心を呼び、この避難マニュアル製作ノウハウの早急な技術移転への協力が要望されている。



図 0-3 浦河べてるの家の津波避難 マニュアル (キャラクターは、やな せたかし氏の許可を得て使用)

タイ政府および NGO の反応

タイには、多くの日本企業が進出し 5 万人近い日本人居住者がおり、日本人および日本企業との交流機会が増すにつれて、タイ人障害者の間にも日本語学習機会を求める声が強まっている。タイ政府と企業は、企業には障害者雇用を進める意思があるにもかかわらず障害者の労働力としての質が企業の求める水準に達していないために多くの企業が障害者法定雇用率 (1%)を満たすことができず、納付金を払っているという認識を共有しており、真剣に障害者の Employability を高める機会を模索している。高等教育も含めたタイ政府の障害者教育の拡充が今後本格化すると見られる。そのような動きの中で、学習に必須の読むことが保障されていない障害者への支援ニーズが高まっており、その中でアクセシブルな日本語学習教材および日本語の専門書の需要も急速に高まると予測される。

また、議会上院の災害と緊急時の人権保護小委員会、政府機関および障害者団体から、日本の障害者に関わる防災について強い関心が寄せられ、特に個々の障害のニーズに合わせて最適化できる DAISY 規格のマルチメディア防災訓練教材と、障害者が防災に主体的に参加する日本の好事例にぜひ学びたいという強い要望が寄せられている。これに関連してタイで実施中の防災能力向上プロジェクトの派遣専門家と面談し、現在は比較的軽度のモビリティ障害者の自然発生的な参加を得ている同プロジェクトが、より多様な障害者の主体的な参加を促進するための方策について意見交換した。タイ側の要望は、様々な障害者が救援される対象としてではなく、障害者自身も地域の防災資源の一員として能力開発を行いたいという積極的なものであり、浦河べてるの家で展開されている重度の精神障害者自身の取り組み等の好事例を手がかりとして、研究開発要素を含む SATREPS も視野に入れた ODA 案件化調査が望まれる。

国立図書館はNECTEC等と共に調査団が主催した「タイにおけるインクルーシブな知識社会の開発と日本のODA」と題するワークショップに代表を派遣し、調査団が提案する長期戦略に基づいたパイロットプロジェクトの実施と共に、同図書館内にアクセシブルな日本語および日本関係情報コーナーを設ける要望をODA案件として提出することを検討している。速やかな案件化調査によるフォローが望ましい。

インド政府および NGO の反応

既に本ニーズ調査における対話の直接の成果として、インドでは文化省が、国立図書館と全国の公共図書館に、これまで欠落していた 1,000 万人以上の視覚障害者を始めとするプリント・ディサビリティを抱える人々へのサービスの実施を指示し、そのための予算措置も検討しているとの情報を確認した。面接したインド政府要人達は調査団が提案した「長

期戦略案」を歓迎しつつも、まずは国内政策の確立にとりかかるため、同案に基づく ODA 案件化のためには国内政策の議論を支援する協力から始める必要がある。

一方、インド防災庁(NDMA)は、障害者と非識字者、女性、老人、子ども等のすべての災害弱者を対象にしたコミュニティベースの防災に、日本で開発された誰にも分かるように最適化できるアクセシブルなマルチメディア技術(DAISY および EPUB 規格の活用)が有効であることを認め、同庁出版物を最新の DAISY 規格である EPUB3 規格に準拠して国立図書館等に納本することを検討すると調査団に述べた。更に、NDMA は、国内外で極めて評価の高いインドの NGO であるスワミナサン研究財団(MSSRF)の担当者をチェンナイから招聘して調査団との会見機会を設けた。NDMA 高官はその会見において、MSSR が現在実施している津波とサイクロンを対象とするパイロットプロジェクトを障害者等の災害弱者対応を含むものにして、前述の最適化可能な防災マニュアルの開発実績のある NPO法人支援技術開発機構(ATDO)等の支援を得てできるだけ早く成果を挙げ、その研究成果を州および全国に普及する段階で ODA 案件化をはかるという道筋を提案し、MSSRF はそれに同意している。これは、NDMA として、障害者を含む災害弱者の防災に日本の技術を積極的に活用したいという具体的な意思表示であり、現在インドで進行中の防災に関するSATREPSプロジェクトおよびMSSRFが提携しているIGNOUへのスタジオ設備更新の無償協力の成果を障害者の防災に関わる ODA 案件に発展させるための重要な前進と言える。

また、インドの最も評価の高い国立大学院大学の一つである JNU (Jawaharlal Nehru University) は、図書館に視覚障害学生用の多数のアクセシブルな端末を備え、視覚障害学生のための DAISY 図書による学生支援ネットワークである DFI (DAISY Forum of India) にも積極的に参加しており、学内に日本語コースも設置しているが、アクセシブルな教材がないことが一つの理由となって日本語コースには視覚障害学生がいない。JNU からは、潜在的なニーズが高まりつつあるアクセシブルな日本語教材と日本語コンテンツおよび日本語に対応できる点字ディスプレイについての ODA による支援の可能性について打診があり、DFI に参加する他の多くの大学でも同様のニーズがあると述べている。日本語教材については、東京外国語大学がインターネット上で公開している日本語学習教材等があり、これを英語化して DAISY またはアクセシブルな EPUB3 形式でインターネット上に公開し、更に必要があればコンテンツを複製して提供することによって、効率良くこの要望に応えることができる。また、点字ディスプレイ端末は、アクセシブルな電子出版の本格的な普及が予測される中で、視覚障害者支援技術の中核となる戦略的な支援機器であり、埼玉県に本社を持つ中小企業であるケージーエス株式会社 (KGS) が製造する高い信頼性を持つ点字モジュールは、世界の 70%と言われるシェアを有する。

総人口の 50%が読むことに何らかの困難を抱えると図書館関係者自らが言うインドにおける「長期戦略案」に沿った ODA 案件化は、このような既に表明されている国の機関の個々

の支援ニーズを組み合わせ、積み上げる形で実現されるものと考えられる。具体的には、防災を中心とする DAISY と EPUB3 が有する高度のアクセシビリティを応用した誰もが理解できる避難マニュアル等のインド国内における開発に協力して「知識アクセスの均等化」の具体例を示しつつ、本邦研修等によるインド側中核人材養成、インドで活動する派遣専門家と青年協力隊員への DAISY と EPUB3 に関する基礎研修と特に関連する分野においてはコンテンツ利用および製作に関する専門研修の実施等が日本側のイニシャティブでできることである。また、それと平行して、「長期戦略案」の中の位置づけを明確に持った NGOの草の根協力を積極的に支援することも当該分野の持続的かつ抜本的な問題解決に資するものと考えられる。

ブラジル政府および NGO の反応

リオデジャネイロにある国立図書館のデジタル図書館責任者は、アクセシブルな図書館作りにかつて取り組んで失敗した経験から、図書館のアクセシビリティ改善のために日本からの支援を望むと率直に述べた。国立図書館の「長期戦略案」に基づくODA案件化の可能性について面談した国立図書館を担当する文化省担当者は、同国が提案国となっているWIPOの新著作権条約を担当した人物であり、新著作権条約がディスレクシアを含む多様なプリント・ディサビリティを対象とするものであることから、国立図書館および全国の公共図書館等が幅広い障害者を支援する新しい業務展開が必要であることを熟知していた。文化省としては、調査団の提案する著作権の制約の無い防災・保健医療情報等のアクセシブルな公的情報が先導するパイロットプロジェクトを高く評価し、それにODAを活用する提案について賛意を表明した。防災情報に関連しては、文化省との面談に同席したブラジルの障害者団体からも、貧困層が地滑り等の危険地域に多く住み、障害者と非識字者も理解できるアクセシブルな防災知識の普及が急務との指摘があった。

ブラジルで実用化された Ginga というデジタルテレビのミドルウエアは DAISY および EPUB と共通の基盤技術である SMIL を用いており、ブラジルは日本と共通する地上波デジタル技術を用いている。リオデジャネイロの PUC が開発を継続している Ginga と DAISY および EPUB3 を連携すると、動画を含む防災等の公的情報に関する放送と通信および図書館ネットワークを連結した最も効率的でアクセシブルな防災情報提供システムの基盤となる 国際標準を創出できるため、SATREPS 案件としての展開の可能性もある。

通訳あるいは翻訳の分野で職域を広げることが近年視覚障害者の職域拡大のテーマとして注目されており、150万人の日系人住民の存在に加えて、サッカーのワールドカップとオリンピックおよびパラリンピックが相次いで開催されるブラジルでは、日本語学習熱が高まっている。このため、視覚障害者の雇用促進に関係する団体は、アクセシブルな日本語

学習教材の早急な入手を切望し、この機会に視覚障害者に日本語通訳者あるいは日本語翻訳者としての就労実績を作ることができれば、その後にも継続が可能な新らしい職域が開かれると期待している。

ブラジルは、DAISY をはじめとする IT を活用した視覚障害者の教育支援においては先進国に属している。しかしながら、教育省が DAISY 仕様の一部に変更を加えた MEC DAISY と呼ばれる独自の規格で視覚障害者用教科書を製作し、主要な視覚障害者支援団体は国際標準の DAISY 規格を用いている。この独自規格は急速な基盤技術の進歩を反映するのが難しいため、政府は国際規格に準拠する方向で近々軌道修正を図るものと予測される。その際に DAISY と EPUB の開発に深く関わってきた日本に対して、日本語処理を含めた技術的な協力を求めてくる可能性もある。

また、南高北低の国内の地域格差の是正と、ポルトガル語圏の開発途上国およびラテンアメリカ諸国への支援を展開する姿勢が官民共にあり、それらの地域と国への DAISY および EPUB の技術移転に日本の協力を得たいという意向が文化省からも表明された。具体的には、第三国研修あるいは本邦における集団研修、当該技術を持った専門家あるいは青年海外協力隊員の派遣などが考えられる。

ブラジルにおける当該分野に関連する既存 ODA 事業との連携としては、ろう者の HIV 予防を目的とする「たんぽぽプロジェクト」担当者と面談し、同プロジェクトの優れた成果を、DAISY と EPUB によるアクセシブルな教材の導入によって更に発展させられる可能性があるという点で意見の一致をみた。

フィリピン政府および NGO の反応

フィリピンでは、視覚障害者にとって急速に拡張するコールセンターが極めて有望な産業の一つとされているが、現在フィリピンで視覚障害者が使う音声出力による画面読みでは、利用者と対話中にコンピュータを操作することが難しい。また、公務員試験等の就職試験の門戸が視覚障害者に開放されていても、ふだん音声でのみ読んでいると正確な綴りを習得しにくく、高得点がとれない。そこで、綴りを指で確認できる点字ディスプレイが職業的自立に必須であるという強い要望があった。特に、世界の点字モジュールの70%のシェアを占める信頼性の高い KGS の点字ディスプレイ製品を低価格で是非提供してほしいという強い要望がある。これについて、調査団はセブ島の保税地域に点字モジュールの組み立て工場を持つ日本の中小企業である KGS の社長と NCDA(National Council on Disability Affairs)、科学技術省(Department of Science and Technology: DOST)、教育省および視覚障害者団体代表とが直接意見交換する機会を設けて、何が可能かを探った。その結果、世界

中で製造される様々な点字ディスプレイ製品の 70%が同社のモジュールを使っていることを活かして、国内で修理等のサポートを受けられる可能性が明らかになった。これにより、点字ディスプレイが故障すると外国に修理に出して何週間も読み書きできなくなるという従来のリスクを最小限に抑えることができる。このリスクを排除する見通しが立ったことにより、確実に高い就業率が見込める点字ディスプレイを活用した高等教育と職業訓練を進めて視覚障害者の就業率を高めるための国立職業リハビリテーションセンターおよびPUP (Politechnical University of Philippines) 等の大学における ODA 案件化が促進される見込みである。

調査団は国立図書館長と会談を重ね、国立図書館と全国の公共図書館等が連携して、新著作権条約のプリント・ディサビリティ概念に基づく広範な障害者を対象にしたアクセシブルなデジタル図書館ネットワークの展開による知識アクセスの均等化の長期戦略についての完全な支持を得ることに成功した。この長期戦略に基づく防災・保健情報等の公的情報が先導する ODA によるパイロットプロジェクトを国立図書館が主導し、DOST と PUP が共同して人材養成とアクセシブルな電子出版技術の導入による長期戦略の実施を ODA プロジェクトとして実施を担当するという政府内における分担も NCDA による調整によって完了している。これにより、国立図書館、DOST、NCDA が障害者団体と共に共同して 8 月までに要請書を出す方向で 3 月中にも動き始めることになったので、早急な案件化調査団等の派遣によるフォローが望まれる。

フィリピンは対象国の中で最も当該分野での ODA 案件化の準備が整っており、国立図書館によるノンプロ無償協力および文化無償協力、DOST を実施機関とするプロジェクト技術協力、日本語教材と点字ディスプレイのパッケージによる日本語通訳者・翻訳者養成コース設置に関わる国立職業リハビリテーションセンターのプロジェクト技術協力、障害者の防災および視覚障害者の教育に関わる草の根無償協力等の申請が予測される。時期を逸することの無いように案件化調査を実施してこれらの案件化に関わる活動を直ちに実施することが強く望まれる。

南アフリカ共和国とスリランカの動き

南アフリカ国立図書館は、当調査団のストップオーバーに合わせて、国立図書館長が主催する STRATEGIC DISCUSSION ON ACCESSIBLE DIGITAL PUBLISHING と題する出版者、図書館、障害者団体、大学、国立研究所、教育省、防災庁が参加するワークショップを開催し、調査団の提案する約 10 年間の「知識アクセス均等化」の長期戦略についての意見交換を行い、ほぼ関係者の合意を得た。図書館長は、この長期構想を同図書館の戦略にも反映させたいと極めて高く評価し、他のアフリカ諸国のモデルになる取り組みを南アフリカ

から始めたいという意欲を示している。この国立図書館の意向は、障害者団体、出版界、 大学、教育省、防災庁からも原則的な同意を得ているので、適切なフォローアップによっ て、ODA 案件化を確実なものにできると思われる。

スリランカには本調査における支援委員の向谷地生良氏と浦河べてるの家の亀井英俊氏(当事者メンバー)を含む訪問団が訪問し、精神医療も含む現地の課題に取り組む NGO である NEST や精神病院、現地 NGO と交流した。訪問中にスリランカ最大の精神病院において、DAISY Forum of India と共同で、精神障害の本人が浦河べてるの家のように DAISY を用いて防災対策を行う実践的な取り組みの可能性や、DAISY を統合失調症に関するツールとして活用することの可能性についての講演会を開催し、日本大使館と JICA からの参加も得た。講演会は、スリランカの医師、看護婦、ソーシャルワーカー、視覚障害者団体、地元 NGO 等 200 名以上の参加者で超満員となり、地元メディアにも取り上げられ、関係者からはスリランカの精神医療の今後の展開に一石を投じたとの評価を得た。日本とスリランカは津波被災国としての共通点もあり、今後浦河べてるの家の精神科医療の実践と共に、その中での精神障害者自身の表現を支援するツールとしての DAISY の活用にスリランカの精神障害分野の人々の関心が向けられ、本邦研修等の ODA 案件に発展する可能性がある。

アクセシブルな電子出版技術における日本の貢献

超高齢社会の日本で育まれてきたユニバーサルデザイン製品と技術は、「障害者の知識アクセスの均等化」を目指すプロジェクトに貢献すると共に、プロジェクト目標達成後は、共生社会を支えるメインストリームの製品および技術として息の長い貢献を続ける。アクセシブルな電子出版の国際標準規格である DAISY と EPUB3 の開発と普及には、このような超高齢社会への対応を重ねてきた日本の技術と経験が大きな貢献をしている。

世界で最初に市販の DAISY 再生機器を開発したのは本邦企業であり、2001 年には世界に 先駆けて全国で視覚障害者が DAISY 録音図書を利用できる環境が国の事業として整備されている。 DAISY を発達障害や精神障害などの認知の問題を抱える人々が理解できる防災マニュアルに応用する北海道浦河町における国の研究費による 2004 年から 3 年間にわたる実証研究の成果は、先に述べた東北大震災の際に精神障害を抱える人々が模範的な避難を実行した浦河べてるの家の避難マニュアルに活かされており、今、その有効性に国際的な注目が集まっている。また、EPUB3 のアクセシビリティの開発に従事するフルタイム開発者のうちの 5 名は、この実証研究に参加して、浦河町で障害を抱える人々の防災をモデルにしたアクセシブルな電子出版技術の研究開発手法を学んでいる。

このような日本の技術開発の風土の中で中小企業であるサイパック社が世界で最初の iPhone/iPad 用 DAISY 再生アプリケーションを発売した。また、米国議会図書館の数十万台

と言われる貸出用の DAISY 再生機調達の国際入札においては、本邦企業が欧米の企業連合 を破って受注を獲得している。

アクセシブルな電子出版の世界で日本の中小企業等が卓越した地位を保持してきたのは 偶然ではなく、1995年に始まった国際図書館連盟によるデジタル・トーキング・ブックの 国際標準規格の共同開発の主導者が日本の超高齢社会のニーズを知り尽くした日本人図書 館員であり、日本とスウェーデンという共に超高齢社会の共通点を持つ国の二つの企業が 最初にその国際共同開発の呼びかけに応え、更に日本政府の福祉機器研究開発費がタイム リーに今日の DAISY と EPUB3に繋がるこの標準規格の開発に貢献した歴史を見れば、む しろ当然のことである。

また、日本財団が支援し日本人チームが中心になって DAISY を途上国に普及した DAISY For All (DFA)プロジェクトは、タイ、インド、フィリピン、南アフリカ等の国々に、DAISY による視覚障害者の知識アクセス支援活動の中核人材と国際ネットワークを創出し、今日の持続的な支援サービスを定着させた。

EPUB3の開発においても、浦河町における研究集会を契機に生まれた Urakawa Project は、DAISY コンソーシアムによって継承され、オープンソースの EPUB3 製作ツールである TOBI の開発に寄与している。また、EPUB3 を縦書き・ルビ等の日本語組版に対応させるために日本人開発者が主導して行った国際言語対応の作業部会活動は、日本政府の資金援助を得て進められ、単に日本語だけに対応させるのでは無くすべての言語への対応をはかる途上国にとって極めて重要な活動領域となっている。

日本の ODA への期待

日本に蓄積されたアクセシブルなデジタル出版技術の開発および普及の経験と、これまでに途上国に展開された DAISY の国際ネットワークは、今後、日本の ODA 案件化調査団が戦略的体系的な問題解決策を対象国の関係者に提示し、関係者の合意を形成して、長期的な協力関係による問題解決を進めることを可能にする。

多くの途上国にとって、従来の障害者福祉はインフラ整備の後の二次的な課題とされることが多く、特に知識アクセス機会の均等化の課題がインフラ整備の計画段階で織り込まれることは無かった。しかし、EPUB3が地球規模で電子出版産業界に受け容れられ、出版の主流が紙による出版から電子出版に転換しつつあることを契機に、従来の出版と図書館のあり方を計画的にインクルーシブなものに転換することによって、最も経済的かつ持続的に、障害者の知識アクセスの機会均等化が実現できる。

その可能性を現実のものとするためには、出版者と図書館の人材を含めた能力開発が不可欠であり、更に、その能力を活かすための知識アクセスの権利と著作権との調和に関す

る不断の合意形成が必要である。そこで、調査団は比較的合意を得やすい長期目標について関係者の合意を形成し、著作権に考慮する必要のない防災・保健福祉情報をコンテンツとするアクセシブルなデジタル図書館ネットワークを先導的に構築するパイロットプロジェクトを ODA によって実施することを提案した。フィリピンと南アフリカの国立図書館は館長が先頭に立って積極的にこのパイロットプロジェクトの実現に向けた活動を準備しており、タイ、およびブラジルも継続した協議を実施すればそれに続くと思われる。インド政府は、前述の通り、防災コンテンツに関わる NGO レベルの協力と点字ディスプレイを活用した視覚障害者の就労促進プロジェクト等の個別の取り組みから始めて、「長期戦略案」に沿った ODA 案件化に向けた政府内部の合意形成をはかりたいという意向と思われる。

「長期戦略案」に示される長期の見通しを持った国際協力は、今回の調査対象国以外の多くの途上国にも応用可能な問題解決戦略である。当該分野の中小企業等は、個々の国の市場規模は小さくても、地球規模の視野を持つとまとまった市場が見えてくることにより、本邦中小企業等によるより積極的な計画的参入が可能となる。また、国内の超高齢社会に対応するアクセシブルな日本語コンテンツの開発と普及は、当該分野の技術革新と優れた製品の創出を牽引し、従来外国人には読むことが困難だった日本語の文献への読み上げに支援されたアクセスを促進し、知識分野で日本語を軸とする国際ネットワークの一層の展開を実現するという波及効果も期待できる。

このように、日本の中小企業等の当該分野における国際展開の可能性は極めて高いが、 その可能性を現実のものとするためには、日本の技術協力を求めている各国政府および NGO との絆を強化し、中小企業等の製品と技術の現地対応および現地ビジネスパートナー の獲得等の参入時の壁を極力低くするための支援が強く望まれる。また、防災に関わる SATREPS を含む日本の ODA 事業の中で、現在実施中で障害者にまで具体的に裨益する計 画を持たないものについては、防災における障害者の知識アクセスの改善によってニーズ を開拓し、比較的短期に本邦中小企業等の製品調達に結びつく成果を期待できることから、 早急な精査が望ましい。

<案件化の可能性のある当該分野の主な ODA 案件一覧>

● 技術協力:

安心安全を支えるインクルーシブな知識基盤構築のための人材育成(仮称)

(インド、ブラジルのカウンターパートは代わる可能性あり)

国	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
フィリピ	案件化	審査	第一フェーズ			第二フェ	第二フェーズ				
ン	調査,		障害者コ	障害者ユーザー教育人材養成			障害者コ	- 一ザー教育人材養成			
DOST	要請書		公的出版	i物の EPUB	3 化		すべての	すべての出版物の EPUB3 による納本			
	提出		防災・保	健情報の	障害者対応	,	防災・保	R健情報の動画・手話対応			
南アフリ	案件化	審査	第一フェ	ーズ			第二フェ	ーズ			
カ	調査,		障害者コ	ーザー教	育人材養成	ζ	障害者コ	-ーザー教	育人材養成	Ż	
CSIR1	要請書		公的出版	i物の EPUB	3 化		すべての	出版物の	EPUB3 によ	こる納本	
	提出		防災・保	防災・保健情報の障害者対応		防災・保	保健情報の動画・手話対応				
タイ	案件化	審査	第一フェ	第一フェーズ		第二フェ	第二フェーズ				
NECTEC	調査,		障害者コ	障害者ユーザー教育人材養成		障害者ユーザー教育人材養成					
	要請書		公的出版物の EPUB3 化		すべての	すべての出版物の EPUB3 による納本					
	提出		防災・保	防災・保健情報の障害者対応		防災・保	と健情報の!	動画・手詰	封応		
インド	案件化	案件化	審査	第一フェ	ーズ			第二フェーズ			
NDMA	調査	調査,		障害者ユ	ーザー教	育人材養成	ζ	障害者ユーザー教育人材養成			Ž
		要請書		公的出版	反物の EPUB	3 化		すべての出版物の EPUB3 による納			る納本
		提出		防災・保	保健情報の	障害者対応	,	防災・保健情報の動画・手話対応			5対応
ブラジル	案件化	案件化	審査	審査 第一フェーズ			第二フェーズ				
Defesa	調査	調査,		障害者ユーザー教育人材養成		ζ	障害者ユーザー教育人材養成			ζ	
Civil		要請書		公的出版	反物の EPUB	3 化	すべての出版物の EPUB3 によ			る納本	
Nacional		提出		防災・保	保健情報の	障害者対応	<u>.</u>	防災・保	と健情報の!	動画・手詰	5対応

● 文化無償協力または中小企業ノンプロ無償協力:

インクルーシブなデジタル図書館ネットワークと日本語コレクションの整備充実 (仮称) (アクセシブルな端末装置を整備した日本語コレクション室の国立図書館内への設置工事を 含む)

玉	2013	2014	2015	2016	2017
フィリピン	調査・	+	+/ 	= ₩ / ₩	
国立図書館	要請書提出	実施		評価	
南アフリカ	調査・	実	施	評価	

¹ Council for Scientific and Industrial Research

国立図書館	要請書提出				
タイ	調査・	実施		₹	
国立図書館	要請書提出			評価	
インド	調査	要請書提出		· 1/-:	評価
国立図書館	河 追			加	計判Щ
ブラジル	調査	要請書提出	実施		評価
国立図書館	河 追	安胡青灰山		加	

● 本邦集団研修:

EPUB3/DAISY 製作指導者専門研修 (期間 3 週間前後) (第一期: 2013-2017、第二期: 2018-2022)。以下の講師陣により本邦に蓄積された EPUB3/DAISY の活用に関わるノウハウのすべてを、沖縄をベースに「EPUB3/DAISY のユニバーサル防災への活用」をテーマにしたサイトビジット(神戸、仙台、浦河)を含めて、効果的に提供する。

- ・ EPUB3/DAISY の国際的研究開発および普及指導の第一線で活躍する専門家
- 中小企業等で EPUB3/DAISY 製品を開発普及している人材
- 様々なプリント・ディサビリティの当事者
- ・ EPUB3 出版でビジネスを展開している出版者
- 最適化された EPUB3/DAISY で個別支援をする教員およびボランティア
- DAISY マニュアルを防災に活用する精神障害者グループ 等

● 第三国研修:

EPUB3/DAISY 製作指導者専門研修(タイ、インド、ブラジル、南アフリカ)上記の本邦集団研修のカリキュラムに沿って、各国のカウンターパートと共に実施する。ESCAP諸国はタイとインドで分担し、アフリカは南アフリカ、中南米カリブ海諸国およびポルトガル語圏はブラジルが担当する。第一期 2014-2018、第二期 2019-2023 とする。

● 草の根技術協力(インド):

タミル・ナードゥ州(インド)におけるアクセシブルな電子出版技術を活用したインクルーシブな防災の支援(仮称) NPO 法人支援技術開発機構、カウンターパート: スワミナサン研究財団、期間:2013-2015

● 草の根技術協力(ブラジル):

ブラジルにおけるアクセシブルな電子出版技術を活用したインクルーシブな HIV 予防 活動の支援(仮称) NPO 法人支援技術開発機構、カウンターパート: Dorina Nowill Foundation、期間: 2013-2015

● 草の根技術協力(南アフリカ共和国):

南アフリカにおけるアクセシブルな電子出版技術を活用した 11 の公用語によるインクルーシブな HIV 教材づくりの支援(仮称) NPO 法人支援技術開発機構、カウンターパート: DPSA、期間: 2013-2015

• SATREPS:

コミュニティを中心にしたインクルーシブな避難計画の国際共同研究(仮称) 静岡県立大学+人と未来防災研究所、カウンターパート: NECTEC・チュラロンコン大学(タイ)、アテネオ大学・フィリピン大学(フィリピン)、CSIR(南アフリカ)、PUCリオデジャネイロ(ブラジル)、スワミナサン研究財団・IGNOU(インド)期間 2014-2018

● 対象国 NGO における草の根無償資金協力案件候補は多数に上るので省略

平成24年度政府開発援助海外経済協力事業委託費によるニーズ調査(福祉)

一ズ調査 タイ・インド・ブラジル・フィリピン 障害者の知識アクセスの機会均等の実現に関するODAニ

企業·サイト概要

- 有限会社サイパック ケージーエス株式会社、アンテナハウス株式会社、 粣 出 쌔 蜵
- 特定非営利活動法人支援技術開発機構(ATDO)、社会福祉法人浦河べてるの家
- 埼玉県小川町、東京中央区、東京北区、東京調布市、北海道浦河町 タイ、インド、ブラジル、フィリピンの主に国立図書館 サイト・C/P機関: 提案企業所在地

タイ・フィリピン・インド・ブラジル国の開発課題

- 出版物を読むことが困難な視覚障害やディスレクシア等のプリント・ディサビリティを抱える人、多言語国家あるいは先住民族言語で暮らす人、非識字者等、20-50%の人が文書を配布しても理解できない
- · これらの人々に教育、防災、HIV対策等の知識を普及することが困難
 - デジタル図書館へのニーズ(国立図書館)

中小企業の技術・製品

- と 超高齢社会で鍛えられた共生社会を支えるユニバーサルデザインの技術と製品
- ▶ DAISYとEPUBの開発を先導したアクセシブルなICT 技術(実践に基づいたノウハウ)
 - ▶ 日本語を含む多言語対応の電子出版技術
- ▼ 世界で70%のシェアを持つ日本製点字モジュール ・ すらん(い) 野点す」も言い場品
 - ▶ きめ細かい配慮をした福祉機器

企画書で提案されているODA事業及び期待される効果

える人々の社会参加と安心安全を促進するプロジェクトに、ユニバーサルデザインと支援技術の分野で国際的に強みのある本邦中小企業等が参加する。出版と同時に読めるアクセシブルな電子出版が対象国人口の20-国立図書館等を中心にしたアクセシブルなデジタル図書館ネットワーク構築によるプリント・ディサビリティを抱 50%に達するプリント・ディサビリティの人々の教育と就労の機会を増進する。

日本の中小企業のビジネス展開

国際的に標準化が最も進んでいる電子出版と国立図書館とによるアクセシブルなインフラ構築 に着目したプロジェクトは、アクセシブルな電子出版ニーズに応える中小企業等にグローバル 開できるビジネスチャンスを提供する。 に悪口



1. はじめに ―調査概要―

1.0 調査対象国

本調査では、タイ、フィリピン、インド、ブラジルの 4 カ国(以下、対象国)を対象国として現地調査を実施した。平行して、障害分野における国際協力が地球規模の課題であることを考慮して、第 5 回障害者の権利条約締約国会議(2012 年 9 月、ニューヨーク)、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)第 2 次アジア太平洋障害者の十年最終レビュー・ハイレベル政府間会合(2012 年 11 月、仁川)、世界知的所有権機関(WIPO)の障害者の著作物アクセスに関わる新著作権条約交渉(~2013 年 2 月、ジュネーブ)等の国際機関の最新情報を収集した。

また、当該分野の国際協力において大きなインパクトを持つと考えられる WIPO の新著作権条約交渉の障害者側を代表する世界盲人連合 (WBU) の総会 (2012 年 10 月、バンコク) において、各国の現状把握のための要人インタビューを実施した。更に、教科書教材のアクセスの機会均等化に法的強制力を持つ標準規格を策定して取り組んでいる米国のアクセシブルな教科書教材規格のおよび同国の支援技術産業会の定期会議 (2013 年 2 月、オーランドー) の最新動向の把握も実施した。

さらに、ODA 支援要請の可能性が高いことが判明した南アフリカ共和国、及び、精神障害者支援団体より知識アクセスに関する具体的な支援要請があったスリランカについても補足的な現地調査を実施した。また、第三国研修への協力要請の可能性があるブラジルについては、ブラジル側カウンターパートを介してモザンビーク、ボリビア、メキシコの関係者と面談を行った。

表 1-1 調査対象国

対象地域	現地調査対象国	ヒアリング調査対象国
八 永 地 域	光地朔且州家国	(国際会議等による調査)
アジア太洋州	タイ、フィリピン	モンゴル、ベトナム、インドネシア、マレーシア、
		ミャンマー、カンボジア、中国、香港、ラオス
南西アジア	インド	スリランカ、パキスタン、バングラデシュ
中南米	ブラジル	ボリビア、メキシコ
アフリカ		モザンビーク、エチオピア、ウガンダ、ガーナ、マ
		ラウイ、タンザニア、ナミビア、ケニア、ナイジェ
		リア、リベリア、モロッコ、南アフリカ
その他		カザフスタン、タジキスタン

1.1 背景と問題認識

(1) 障害者の知識・情報アクセス問題

対象国(タイ、フィリピン、インド、ブラジル)はいずれも順調な経済発展の陰で社会的弱者の貧困問題の解決という共通課題を抱えており、視覚障害者や本を持つことが困難な運動機能障害者、およびディスレクシア等の認知の障害や知的な障害のために読むことに困難を抱える人々(Persons with Print Disabilities:以下「プリント・ディサビリティを抱える人々」)の、知識と情報のアクセス改善を通じた貧困問題解決策を模索している。

プリント・ディサビリティを抱える人々の数は、それぞれの対象国の総人口の 20%以上と推察される。これらの人々は日々の生活に必要な知識を新聞や図書等の出版物から得ることに困難を抱えている。また、教科書・教材を自分で読めないため学習する機会も極めて限られており、読書の楽しみを持つことも困難である。

録音、読み上げ、拡大、点字化など、読める形で出版物を提供することでこのプリント・ディサビリティを抱える人々の問題は解決できる。しかしながら、対象国においては技術とコストの両方の面での困難のため、これらの読書から疎外された人々は、学習と就労および社会参加に於いて極めて不利な立場に置かれ、その多くが貧困層を形成してきた。

(2) アクセシブルな電子出版のオープンスタンダード

一方、プリント・ディサビリティを抱える人々を支援するためのデジタル技術は、1995年以来、日本とスウェーデンを中心とする DAISY (Digital Accessible Information System) 規格の国際共同開発として進められ、現在では、DAISY がプリント・ディサビリティを抱える人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格としての位置を確立している。世界で最初に DAISY 録音図書の全国的な採用に踏み切った日本をはじめ、先進国を中心に世界中でプリント・ディサビリティを抱える人々への DAISY による支援が進んでいる。

そして 2011 年 10 月には、DAISY の開発と普及を進める DAISY コンソーシアムと国際電子出版フォーラム (IDPF) が共同で開発したユニバーサルデザインの電子出版の国際規格である EPUB3 がリリースされた。DAISY が開発した読み上げや拡大あるいは点字出力に対応するアクセシビリティ機能を持つ EPUB3 は、無償で利用できる電子書籍のオープンスタンダードとして産業界から歓迎され、さらに各国政府と国連諸機関での採用が検討されるなど、電子出版のグローバルスタンダードとしての地位を急速に固めつつある。

(3) 対象国における問題解決の模索

対象国の障害者団体と障害者施策に関わる政府機関は、DAISY の導入をはかりつつ新規 出版物を極力 EPUB3 規格にすることによって低いコストで持続的にプリント・ディサビリ ティを抱える人々の読書を支援しようと模索を始めている。 しかしながら、DAISY と EPUB3 をプリント・ディサビリティを抱える人々および非識字者の読む機会の促進に活用するためには、ユニバーサルデザインと支援技術の活用に関するノウハウの集積、再生用機器とコンテンツ製作と流通のノウハウ等、当該国それぞれの出版者と利用者の双方が実現可能なアクセシブルな電子出版の長所とその実装方法および問題点を十分に理解した上での技術移転の必要がある。

視覚障害 (眼球の機能障害)

- 先天性視覚障害
- 疾病(緑内障、白内障、糖尿病、
- ベーチェット病、黄斑変性、ウイルス、オンコセルカ症等)
- 高齢化
- 栄養失調
- 事故•爆弾•地雷等

認知や運動機能の障害(見えていても読めない)

- 発達障害(ディスレクシア、自閉症、知的障害、多動性障害等)
- 高次脳機能障害(脳外傷、脳梗塞等)
- 精神障害(幻聴や幻覚による混乱)
- ・ 上肢機能障害により本が持てない

障害以外のニーズ (波及効果)

- 非識字者(多言語・低識字率の途上国 (こおけるニーズ高)
- 外国語学習者(日本語/英語教育)
- 少数派言語
- 伝承文化(文字のない文化)の継承

弱視: 途上国における人口の**約3.9%** (2億2,000万人)

全盲: 途上国における人口の約0.6% (3,500万人)

※世界の視覚障害者の鳴い途上国居住 出典:世界保健機構、及び総務省データより推計 ※日本では学齢期の子供の6.3% 総人口の8%程度と推計 (途上国で推定4億6,000万人)

出典:通常の学級に在籍する特別な教育的支援を 必要とする児童生徒に関する全国実態調査 対象国には多数の少数派言語があり、 伝統的無文字文化も多い。公用語の 文書を読めない非識字者の知識・情 報アクセス改善に寄与できる。また、 無文字文化の継承にはマルチメディ アが適している。

図 1-1 対象とする障害者と波及効果

(4) 国際機関および国際障害者団体の当該分野での動向

障害者権利条約第 5 回締約国会議

ニューヨークの国連総会は、毎年障害者の権利条約の批准国による締約国会議を開催し、2012 年 9 月に開催された第 5 回締約国会議では、3 時間を費やして「アクセシビリティと技術」と題するパネルセッションを開催した。同セッションでは、障害者の知識アクセスの機会均等の切り札としてのアクセシブルな電子出版技術の好事例として実演を交えたDAISY の紹介が行われ、アクセシブルな ICT のオープンスタンダードの開発と普及の戦略的重要性が強調された。また、アプリケーションとして DAISY を用いた HIV マニュアルと日本の浦河べてるの家で用いられて効果を挙げた DAISY 版のマルチメディア津波防災マニュアルが紹介されている。これに対する途上国代表の反応は、効果については期待しつつもコストに関する懸念の表明が相次いだが、それに対しては、DAISY と EPUB が無償で使えるオープンスタンダードであること、多くの製作および再生ツールが無償かつオープンソースで得られることが説明された。

相互運用性の高い技術およびアプリケーション・ソフトウエアが、翻訳などの最初の導

入コストを何らかの方法で賄えれば、ライセンス料の支払いの負担無く使えるという情報 は途上国側に好感をもって受け容れられたが、それぞれの国でどのように初期導入を実現 するかは今後の議論に残された。

アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)

アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) は、2012年10月末から11月初めにかけて仁川で第2次アジア太平洋障害者の十年最終レビュー・ハイレベル政府間会合を開催した。同会議は「仁川戦略」と呼ばれる10項目の目標からなる2022年までの十年間の達成目標を合意した。

「仁川戦略」には、従来「情報とコミュニケーションのアクセス」の中に含まれていた知識へのアクセスを独立させて「仁川戦略」の「B. 主要な原則および政策の方向性」に次のように位置づけている。

「障害者は、合理的配慮の提供を伴ったユニバーサルデザインおよび支援技術を通じて、ならびに経済的、地理的、言語的およびその他の文化的な多様性に配慮する必要性が考慮されたうえで、物理的環境、公共交通機関、知識、情報およびコミュニケーションに、利用可能な様式でアクセスできるものとする。これらは一体として障害者の権利を実現するために不可欠な架け橋となる要素である。」 更に「国際的に認められたアクセシビリティ基準を満たす、アクセシブルかつ利用可能な公的文書およびウェブサイトの割合」を目標達成の指標とすることも合意されている。

この、「国際的に認められたアクセシビリティ基準を満たす公文書」とは、PDF 形式ではなく、DAISY もしくはアクセシブルな EPUB3 であると解釈されている。

世界知的所有権機関(WIPO)新著作権条約交渉

北米、ヨーロッパ、日本では、著作権法はプリント・ディサビリティを抱える人々のアクセス権と著作権の調和をはかる条項を持っているが、多くの途上国では著作権法が必ずしも整備されず、合法的に点訳や DAISY 化することができない国が多い。また、それ以前に、それらの行為が問題になるほど著作権そのものが確立されていないという実情がある。そこで、WIPO は著作権を普及すると共に国連障害者権利条約が保障する人権としての著作物へのアクセスを保障するために、新しい著作権条約に向けた交渉を重ねている。この新著作権条約案はブラジル等によって提案され、早ければ 2013 年 6 月にモロッコで開催される。

この条約交渉に平行して、WIPO は事務総長のイニシャティブとして、ステークホルダーズ・プラットフォームという国家代表ではない権利者グループと障害のある利用者グループの直接の意見交換と共同事業の場を設けている。大前提が障害者権利条約をどう実施するかであるため、著作権者側と利用者側が合意で設けている作業部会で、条約が成立した後に必要となる国際交換システムの開発、出版社のためのアクセシブルな出版ガイドライン、新著作権条約を含めた著作権の途上国への普及の三分野の活動が行われている。

新条約を含めた著作権の普及作業部会は、インドの DAISY 普及の中心を担う D.マノーチャ氏を責任者として途上国出版社への EPUB 普及活動と実態調査活動を行っており、調査団は同氏をインドにおけるコンタクトパーソンとして連携し、同氏が中心に進めている途上国の現状調査に協力して、調査結果を共有した。

また、DAISY と EPUB3 を想定したクラウド技術を応用する国際交換システムの開発の作業部会の責任者である P.ミレー氏は、ブラジルのクラウドベースの DAISY 製作・配信システムの開発責任者である。調査団は、P.ミレー氏と彼の属する Dorina Nowill Foundation をカウンターパートとした。

この結果、地球規模での極めて大きな影響が予想される新条約を中心とする国際動向を ほぼリアルタイムで把握できるようになった。

第8回世界盲人連合(WBU)総会

世界盲人連合は弱視者と支援団体や専門家も含む国連経済社会理事会に登録された国際 障害者団体であり、国際的に最も良く組織された障害者団体の一つである。4年に1回開催 される総会には各国のキーパーソンが参加する。

第8回総会はかつて無い規模と質と評価される記念碑的な成功を収めた。同総会決議には随所に知識アクセスの問題が述べられているが、特筆すべきことは、WBUはDAISYコンソーシアムと連携してこの課題を解決するとしていること、および、ISOにおけるEPUB3の国際標準化を推進するとしていることである。決議では防災も重要課題として取り上げられ、事前の備えの重要性の指摘と防災情報のアクセスの保障の実現が喫緊の要望となっている。

また、本調査の支援委員にご就任いただいた田畑美智子氏が日本盲人会連合を代表して世界盲人連合アジア太平洋地域協議会会長に就任され、決議起草委員としても活躍された。

1.2 目的

上記の背景、及び問題意識に基づき、本調査は、以下を目的として実施した。

- 読むことに困難を抱える障害者等の人々の情報アクセス改善に関わる対象国の ODA ニーズを主要なステークホルダーとの対話を通じて明らかにする。
- 対象国に最も適した障害者も共に使える知識情報基盤の開発に向けた中長期戦略の 形成を支援しつつ、対象国の障害者支援ニーズと国際的に高い評価を得ている日本 の中小企業等の当該分野の製品及び技術との ODA によるマッチングを図る。

1.3 調査団員構成

本調査は、以下の調査団構成員により実施した。

表 1-2 調査団員

		現地調]
氏名	担当業務	タイ	フィリピン	インド	ブラジル
河村 宏	総括/調査項目全般	0	0	0	0
千葉 寿夫	対象国のニーズ把握(1), 当該技術の理解促進(1)	0	0	0	0
河村 愛	ODA 支援メニューの分析/検討(1) 対象国のニーズ把握(2), 当該技術の理解促進(2)				0
西本 卓也	対象国基礎情報の収集(1) 当該技術の理解促進(3)	0	0	0	0
中谷 桂子	対象国基礎情報の収集(2) 当該技術の理解促進(4)	0	0	0	
濱田 麻邑	対象国のニーズ把握(3) 当該技術の理解促進(5)	0	0	0	0
伊藤 綾	ODA支援メニューの分析/検討(2) 対象国のニーズ把握(4)			0	

1.4 調査方法

(1) 調査基本方針

本調査は以下の通り実施した。

1) 対象分野:

障害者の社会参加の支援に不可欠の「知識・情報のアクセスの保障」に焦点を当て、現在多様な情報アクセスを阻害する要因(視覚障害、脳機能障害、運動機能障害等)を抱える人々が、ICTを活用することによって、福祉、教育、雇用、安全・安心、社会参加等の前進を実現できる社会的な問題解決の方法に沿ってニーズ調査を進めた。

2) 導入/推進戦略:

中小企業等が有する世界トップレベルの製品とサービスを、それぞれの対象国の障害者の知識・情報アクセスを支援するパッケージとして統合して示すことにより、ニーズとシーズのマッチングをはかり、対象国の障害者の社会参加の促進と当該分野でのODAを活用した中小企業等の海外展開の両方を同時に後押しし、当該分野で優れた技術を有する日本企業への裨益効果の最大化を図った。

3) ニーズ把握手法の工夫:

対象国において、当該技術の有用性に関するアクセシブルな ICT の活用を促進するためのセミナーを行い、知識・情報のアクセス問題を解決する方法をそれぞれのステークホルダーに具体的に示し、その上で政策決定者と対話をおこなって、相手国側が十分な根拠を持って提示するニーズを把握した。

4) 共通ニーズ把握:

日本が多大の貢献をして開発した最新のアクセシブルな電子出版のオープンスタンダードである DAISY と EPUB を採用することによる国際的な資源共有のメリットを ODA に生かすために、対象国における現地調査と併せて、各種国際会議及び調査団の有する国際ネットワークを効果的に活用して、可能な限り多くの途上国関係者に当該技術導入による問題解決の可能性への注意を喚起しつつニーズを把握した。

5) 啓発効果:

実機を用いたデモンストレーションを含むテクニカルセミナーにより、日本の中小企業等の卓越した製品とサービスを統合して提案する障害者の知識・情報アクセス支援モデルおよび個別の支援機器等の可能性について、現地関係者の理解を促進した。

6) 効率性:

調査チームにアクセシブルな ICT の分野で国際的に高い評価と経験を有する専門家を複

数含め、既に構築できている DAISY と NVDA の国際ネットワークを活かし、更に現地の 事情に精通したローカルパートナーの協力を得て、効率的に調査を遂行した。

7) 支援委員会の設置:

日本国内では、ODA 分野、様々な障害分野、中小企業等の技術分野に関する専門家で構成される支援委員会を立ち上げ、調査方法及びODA 支援メニュー等に関する助言を得た。

(2) 調査方法

調査の実施方法としては、対象国における現地調査と、国連機関および国際障害団体の活動の調査分析によるニーズ把握とを組み合わせることにより、対象国における具体的なODAニーズの把握と共に、障害者権利条約の実施に伴い急速に変化するグローバルな状況をふまえたニーズ把握を行った。

1) 現地調査日程及び、主な面談先

タイ出張 (2012年11月10日~22日、2013年1月9~12日)

カウンターパート: Thailand Association of the Blind

訪問先

- 1. Thailand Association of the Blind
- 2. UNESCAP (United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific)
- 3. Senate Subcommittee for Prevention of Human Right in Case of Disaster and Emergency
- 4. National Library of Thailand
- 5. The Project on Capacity Development in Disaster Management in Thailand, JICA 専門家
- Bureau of Special Education Administration, Office of the Basic Education Commission, Ministry of Education
- 7. 在タイ日本大使館

インド(2012年12月14日~20日、2013年1月26日~2月2日)

カウンターパート: DAISY Forum of India

訪問先

- 1. DAISY Forum of India
- 2. National Disaster Management Authority
- 3. DELNET, Developing Library Network
- 4. Jawaharlal Nehru University
- 5. Indian Institute of Technology, Delhi
- 6. Ministry of Social Justice and Empowerment
- 7. National Trust for Welfare of Persons with Autism, Cerebral Palsy, Mental Retardation and Multiple Disabilities

- 8. IGNOU- Indira Gandhi National Open University
- 9. Action for Autism
- 1 0. Saksham Daksh School For Children with Blindness and Children with Multiple Disabilities
- 1 1. KIIT Group of Colleges
- 1 2. National Institute of Visually Handicapped (NIVH)
- 1 3. Swaminathan Research Foundation (Chennai)
- 14. JICA インド事務所
- 15. 在インド日本大使館

ブラジル (2012年12月5~11日,2013年1月19~24日)

カウンターパート: Fundação Dorina Nowill para Cegos(Dorina Nowill Foundation)

訪問団体

- 1. Fundação Dorina Nowill para Cegos
- 2. ろう者組織の強化を通した非識字層の障害者への HIV/AIDS 教育プロジェクト
- 3. Pontifical Catholic University of Rio de Janeiro
- 4. National Library
- 5. Ministry of Culture
- 6. サンパウロ日伯援護協会(Beneficencia Nipo-Brasileira de Sao Paulo)
- 7. JICA サンパウロ事務所(ブラジリア JICA 事務所とテレビ会議)
- 8. 在サンパウロ日本領事館

フィリピン (2012年11月5~9日、2013年1月15~18)

カウンターパート: Resources for the Blind, Inc

訪問先

- 1. Resources for the Blind, Inc
- 2. The Autism Society Philippines (ASP)
- 3. The National Library of the Philippines
- 4. Manila City Library
- 5. Polytechnic University of the Philippines
- 6. Ateneo de Manila University
- 7. NCDA (National Council on Disability Affairs)
- 8. National Library of the Philippines, Office of the President
- 9. KGS Philippines Corporation
- 10. JICA フィリピン事務所
- 11. 在フィリピン日本大使館

2) 国内支援委員会

以下の日程で支援委員会を開催した。

【第一回支援委員会】

日 時:2012年10月25日(水) 13時30分~15時30分

開催場所:品川インターシティ会議室

主な議題:

1. 出席者自己紹介

- 2. 経過報告
- 3. ODA 調査業務計画書(案)について(意見交換)
- 4. 今後の委員会の進め方

【第二回支援委員会】

日 時: 2012年12月25日(木) 15時40分~17時40分

開催場所:品川インターシティ会議室

主な議題:

1. 第一回現地ニーズ調査について経過報告

2. 第二回現地ニーズ調査の進め方について

3. 意見交換

【第三回支援委員会】

日 時:2013年2月18日(月) 13時45分~16時30分

開催場所:品川インターシティ会議室

主な議題:

- 1. ドラフト・ファイナル・レポートとそれに対するコメント
- 2. 知識アクセスの機会均等化の地球規模戦略化について
- 3. 日本の中小企業等の貢献について(資料3-6参照)

表 1-3 支援委員会構成メンバー

(敬称略)

氏名	所属	専門分野	備考
神田道男	東京外国語大学大学院	途上国開発分野	JICA元上級審議役
(東京)	総合国際学研究科		
	非常勤講師		
石川准	静岡県立大学	福祉/障害者政策	障害者政策委員会委員長
(静岡市)	国際関係学部教授		
田畑美智子	日本盲人会連合	視覚障害者支援	世界盲人連合アジア太平
(東京)			洋地域協議会会長
山中香奈	兵庫県LD親の会元会長	ディスレクシア、ADHD等	発達障害児支援、親の会コ
(神戸市)		発達障害児の読書指導	ーディネートノウハウ
向谷地生良	北海道医療大学	精神障害者支援	社会福祉法人
(札幌市)	看護福祉学部教授		浦河べてるの家理事
高嶺豊	琉球大学法文学部教授	障害者福祉・就労支援	NPO法人 エンパワメント
(那覇市)			沖縄理事長
工藤智行	有限会社サイパック	情報アクセス支援ツール	世界で最初にiPhone用
(東京)	取締役社長	を取り扱う中小企業(マル	DAISY再生アプリをリリ
		チメディア再生アプリケ	ース。米国市場に進出する
	14. A - Lulu - L. (2. (ーション技術)	先進企業
博松武男	ケージーエス株式会社	情報アクセス支援ツール	
(小川町)	取締役社長	を取り扱う中小企業(点字	
J. 批体溢	アンテナハウス株式会社	ディスプレイ) 味却マカヤス 末短ツー	
小林徳滋 (東京)	アンテナハリス株式会社 取締役社長	情報アクセス支援ツールを取り扱う中小企業(電子	
(果果)	以种仅仁文	出版と従来の紙媒体出版	
		物の変換技術)	
金子 元昭	 シナノケンシ株式会社	情報アクセス支援ツール	
(上田市)	代表取締役社長	を取り扱う日本企業(デジ	
(14)		タル録音図書プレイヤー、	
		オンライン配信システム	
		とそのコンテンツ製作技	
		(情)	
		ע ניוץ /	

2. 対象国における当該開発課題の現状及びニーズの確認

2.0 対象国におけるニーズの確認

2.0.1 プリント・ディサビリティ問題

人口比で 2-10%と言われるディスレクシア (読字障害) は、わが国でも十分認知されていない医学的診断が困難な発達性の障害である。視力があっても読めないため、ペーパーテストでは問題文を理解できず極めて低い学力と評価される。最近実施された実証研究では、DAISY 化した試験問題では平均以上の成績の小学生が、紙に印刷した試験問題では最も低い成績を示していたことが明らかにされている²。米国ではディスレクシアを含む多様なプリント・ディサビリティに対応するためには個別対応では困難という観点から、連邦法でNIMAS (National Instructional Materials Accessibility Standard) というアクセシブルな電子ファイルの標準仕様を設けて、紙の教科書を発行するすべての出版者に NIMAS に準拠したファイルの提供を義務づけて障害児教育の環境整備を行っている。NIMAS は DAISY に準拠しているので、米国の幼稚園から高校までの教科書はすべて DAISY 化されている。

対象国の調査の中で、プリント・ディサビリティのために文章を読んで理解することができないために深刻な差別的状況に置かれている人々がどの調査対象国にも多数存在し、WIPOを交渉の舞台にしてこの問題の解決を支援するための著作権の制限について、地球的な規模で合意形成がはかられており、早ければ本年 6 月にもプリント・ディサビリティを有する人々の知識アクセスを保障するための新著作権条約が成立する見込みであることが明らかになった。更に多言語環境と非識字者の存在も考慮すると、それぞれの調査対象国の広義の出版物を読むことが困難な人々は、総人口の 20-50%に上ることが示唆された。更に、障害者権利条約を批准している調査対象国が障害者の人権の問題として「障害者の知識アクセスの機会均等化」に取り組む際に、「障害による差別」の是正を基本としながらも、多くの非識字者等が知識アクセスから疎外されている問題を避けて通ることはできない、ということも明らかになった。

2.0.2 各国政府等の対応

調査対象国のそれぞれの国立図書館は、すべての出版物を収集保存してすべての国民に その蔵書へのアクセスを提供する、という法に定められた使命を持っており、その使命の 遂行を支援する「長期戦略案」は、国立図書館から大いに歓迎された。初期の対話の中で は著作権問題を懸念する国立図書館もあったが、原則として著作権の問題が無く喫緊のニ ーズがある公的機関が発行する防災・保健医療情報を、発行者である公的機関を支援して

² 「2011 年度 DiTT 実証研究プロジェクトレポート」pp151-164 (http://ditt.jp/office/DiTTproject2011.pdf)

先導的にDAISY あるいはEPUB3形式のデジタルコンテンツとして国立図書館等に納本し、それをデジタル図書館ネットワークで配信し、同ネットワークに繋がる公共図書館等にはアクセシブルな端末ユニットを整備して、ユニバーサルデザインの知識共有システムの運用経験を積むという提案はこの懸念を払拭した。特に政府の防災対応部局はこの提案に強い関心を示した。アクセシブルなデジタル図書館ネットワークは、「長期戦略案」の目標を漸進的に実現するために、障害者と著作権者も含むマルチステークホルダーによるパイロットプロジェクトとして運営され、知識アクセスの権利と著作権の調和点を探る合意形成の場としても機能する。

防災情報のコンテンツに関しては、浦河べてるの家の重度の精神障害者メンバーが年間4回もの防災訓練を積み重ね、東北大震災の際には避難指示を受けて率先して訓練通りに整然と避難したという実績と、ニーズに合わせて最適化された DAISY 規格の避難マニュアルによって正確な避難知識が提供されていたという事実が、各国の高い関心を呼び、この避難マニュアル製作ノウハウの早急な技術移転への協力が要望されている。

2.1 タイ

2.1.1 タイ国の政治・経済の概況

タイ国は一人当たりの GDP が 5,394 ドルと、東南アジアでは唯一の中進国に位置づけられる国であると同時に、メコン地域開発を進める上での日本の重要なパートナーである。 1997 年のアジア経済危機後、2001 年のタクシン政権下では 2007 年まで比較的高い成長を続けていたが、その後の内政の混乱に加えて、2008 年のリーマンショックに端を発した世界経済危機の外需減退を受け、輸出が減速した。その後の大規模な財政支出による景気刺激策により、2010 年の実質 GDP 成長率は 7.8%まで回復するも、2011 年の大規模洪水被害の発生により、2011 年の成長率は 0.1%に減退しているが、失業率は 0.4%と極めて低い (2011年)。

タイは日本との経済的な関わりも強く、自動車関連企業や家電メーカー等が多く進出しており、輸入額は日本が最大で輸出額も日本は中国についで2番目に大きい(2010年時点)。 2007年11月に日タイ経済連携協定が発効したことから今後より一層の経済関係の構築が望まれている。³

_

³ 外務省ウェブサイト「各国・地域情報タイ」参照

表 2-1 タイ国基礎情報

首都	バンコク都
面積	51 万 4000km ² (日本の約 1.4 倍)
人口	6,593 万人(2010 年タイ国勢調査)
言語	タイ語
民族	大多数がタイ族。その他、華僑、マレー属、山岳少数民族等
宗教	仏教 94%、イスラム教 5%
国内総生産	3,457 億ドル(2011 年名目)
実質 GDP 成長率	0.1%(2011 年)、7.8%(2010 年)
一人当たり GDP(名目)	5,394 ドル (2011 年)
通貨	バーツ(1 ドル=約 30.49 バーツ)2011 年平均
主要産業	農業は就業者の約 40%強を占めるが、GDP では 12%にとどま
	る。一方、製造業は、就業者は約 15%だが、GDP の約 34%、
	輸出額の約 90% を占める。
失業率	0.4%(2011 年)

出典:外務省ウェブサイト「各国・地域情報タイ」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html

2.1.2 タイ国の対象分野における開発課題の現状

1) 障害者の現状・概要

タイ国の対象分野の概要を下表に示す。

表 2-2 タイ国の障害分野概要

障害者の数	約 187 万 1,860 人(2007 年)*
障害者の割合	2.85%(2007年)*
障害者の就労	15 歳以上の障害者の雇用率 28.5%*
	障害者の法定雇用率 2%
障害者の教育	67.82%の障害者が教育を受けている*
障害者関連法	障害者エンパワメント法:
	Persons with Disabilities Empowerment Act B.E.2550
障害者の権利条約	2008年7月29日に批准**

出典: *National Statistical Office ** http://www.un.org/disabilities/countries.asp?navid=12&pid=166

タイ国政府統計局(National Statistical Office、以下 NSO)が 2007 年に実施したサンプル調査によれば、タイ国の障害者の人口は 187 万 1,860 人、総人口の約 2.85% (男性 2.69%、女性

3.02%) とされている。この数字は、WHO の World Report on Disability 2011 で推計されている障害者の人口比率 (15%) と比べると極端に低い。またその割合は、年齢に伴い上昇する傾向が顕著で、6歳以下では 0.19%、24歳以下まではいずれも 1%を下回るのに対して、60歳代は 8.79%、70歳代にいたっては 24.56%と (統計上の障害者総数の約 38%に相当)、高齢に伴う障害者が多く統計に表れていることがわかる。

一方、ディスレクシア人口は、一般に総人口の 2~10%を占めると推定されるため、タイ国でも多くの人がディスレクシアを含む先天的な発達障害により読み書きに困難を抱えていることが予想されるが、NSO の統計データには、発達障害者に関する分類が設けられていないため NSO の統計上の数字には表れていない。

表 2-3 総人口に対する障害者の数と割合(性別、年齢別)

		人口			障害者の数	:	障領	害者の害	哈
年齢	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性
全年齢	65,566,359	32,179,099	33,387,261	1,871,860	864,028	1,007,832	2.85	2.69	3.02
0 – 6	6,768,803	3,447,690	3,321,114	12,737	6,903	5,835	0.19	0.20	0.18
7 – 14	7,973,351	4,080,680	3,892,671	43,493	23,872	19,621	0.55	0.59	0.50
15 – 24	10,547,188	5,370,419	5,176,771	92,526	55,676	36,849	0.88	1.04	0.71
25 – 44	21,576,257	10,556,069	11,020,190	306,724	183,524	123,199	1.42	1.74	1.12
45 – 59	11,728,784	5,613,252	6,115,533	351,030	179,670	171,360	2.99	3.20	2.80
60 – 69	4,101,529	1,899,885	2,201,646	360,498	153,867	206,631	8.79	8.10	9.39
70 以上	2,870,445	1,211,109	1,659,337	704,853	260,516	444,337	24.56	21.51	26.78

出典:政府統計局の資料 (Survey on the number of PWDs in Thailand, National Statistical Office, Thailand, 2007) より作成

表 2-4 年齢別:障害者の割合(男女別)

	年代別の障害者の割合			
年齢	合計	男性	女性	
0 - 6	0.68%	0.80%	0.58%	
7 - 14	2.32%	2.76%	1.95%	
15 - 24	4.94%	6.44%	3.66%	
25 - 44	16.39%	21.24%	12.22%	
45 - 59	18.75%	20.79%	17.00%	
60 - 69	19.26%	17.81%	20.50%	
70 以上	37.66%	30.15%	44.09%	

出典:政府統計局の資料 (Survey on the number of PWDs in Thailand, National Statistical Office, Thailand, 2007) より作成

一方、社会開発・人間の安全保障省エンパワメント局に登録されているタイ国における障害者の数は2011年11月時点で115万人(1.75%)であり、調査年度は異なるものの、NSOの統計上の障害者数の約6割の数に留まっている。他方、全登録障害者に占める障害別の割合では、最も比率が高いのは肢体障害者の45.72%、次いで聴覚障害者の14.66%、重複障害者12.98%、視覚障害者10.93%、知的障害者9.03%となっているが、学習障害者はわずか0.15%であり、学習障害者の登録が進んでいないことが推察される。

表 2-5 タイ国で登録されている障害者の種別 (単位%)

障害種別	男性	女性	合計
身体障害	25.82	19.90	45.72
聴覚障害	7.76	6.90	14.66
視覚障害	5.38	5.55	10.93
知的障害	4.92	4.11	9.03
精神障害	4.10	2.43	6.53
学習障害	0.1	0.05	0.15
重複障害	7.14	5.84	12.98
合計	55.22	44.78	100.00

出典:社会開発・人間の安全保障省エンパワメント局の発表資料より抜粋(2011年11月)

また、登録障害者の地理的分布については、バンコク在住の障害者はわずか 3.6% であり、 多くは地方に居住している。

表 2-6 タイ国で障害者登録制度に登録されている障害者の数【地域別】 (単位:人)

地域	登錄	地方別割合		
地坝	男性	女性	合計	地力別割合
バンコク	23,645	17,914	41,559	3.6%
地方	612,554	501,431	1,111,985	96.4%
中央及び東部	134,607	106,193	240,800	20.9%
東北部	236,255	202,412	438,667	38.0%
南部	73,022	55,644	126,666	11.0%
北部	142,640	118,343	260,983	22.6%
未記入	26,030	18,839	44,869	3.9%
合計	636,199	519,345	1,153,544	100.0%

出典:社会開発・人間の安全保障省エンパワメント局の発表資料より抜粋(2011年11月) 2) **教育**

タイ国では、「障害者教育法」の制定(2008 年)やインクルーシブ教育プログラム(2004 年開始)の拡大によって、最近は多くの障害者が教育を受けることが可能になりつつある。しかし実際には、学校へのアクセス(実際に通える環境にあるかどうか)や教育の質、卒業後の進路の問題など、まだ多くの課題が残されていると考えられる。それを示すデータとして、2007 年の NSO 政府統計では、未就学の障害者は 24.3%と非常に高く、一方で高等教育機関を卒業した障害者はわずか 6.6%に留まっていることが挙げられる。上記法律によれば、障害者は大学を含む生涯教育を無料で受けることが保障されているが、いまだに制度から漏れている障害者が多いことが分かる。また同法では、障害児に対しては、支援技術や学習支援など個別ニーズに合わせた支援を政府が提供することを規定しているにも拘わらず、これらの支援機器やサービスの多くは、民間の障害者支援団体によって提供されている。さらにインクルーシブ教育の拡大により、障害児を受入れる学校が増加し、教育を受けられる障害児童が増加しているものの、障害児を普通学校で教育するのに必要な教員の質が担保されていないとの指摘が政府内にもある。本調査で実施した教育省との面談では、障害者の教育機会は増えているが、卒業後の進路が決まらないことが課題であるとの指摘があった。

NSO の 2007 年の NSO 統計調査によれば、5 歳以上の障害者でまったく教育を受けていない人の割合は 24.3%と高い。これは、非障害者でまったく教育を受けていない人の割合 4.9%と比べると約 5 倍である。また教育を受けたことのある障害者の 67.6%は初等教育、もしくはそれ以下の教育しか受けておらず、高等教育機関を卒業した人はわずか 6.6%である。一方で、社会開発・人間の安全保障省の 2011 年の資料⁴によると、登録障害者のうち、約 30%の人の教育歴は不明であるものの、「まったく教育を受けていない」、もしくは「就学前学習しか受けていない」人の割合は 20.57%、高等教育機関に進学している障害者の割合は 0.77%と極めて、NSO 統計と同様に、低い値を示しており、依然として、タイ国の障害者には十分な教育機会が与えられていない状況が推察される。

_

⁴ [Presentation] National Office for Empowerment of Persons with Disabilities (NEP.), Ministry of Social Development and Human Security: Warmly welcoms, Mr. Shuaib Chalklen, Special Rapporteur on Disability of the Commission for Social Development, United Nations, 2011

表 2-7 5歳以上の障害者の教育レベル(単位:人)

	非障害者	障害者		
		合計	男性	女性
未就学	2,977,292	453,130	158,339	294,790
小机于	(4.9%)	(24.3%)		
教育レベル(卒業)	57,654,115	1,411,680	701,949	709,731
就学前教育	23,681,266	1,109,818	499,957	609,861
小学校	12,912,712	151,470	99,369	52,101
中学校	8,681,634	70,793	50,535	20,259
高校	6,492,879	47,803	33,208	14,595
専門学校	1,614,872	11,681	7,566	4,114
大学	4,124,184	18,104	10,288	7,817
その他	24,281	131	110	21
レベル不明	122,287	1,879	915	964
不明	54,524	488	147	341
合計	60,685,931	1,865,298	860,435	1,004,863

出典: Survey on the number of PWDs in Thailand, National Statistical Office, Thailand, 2007

表 2-8 登録障害者の教育レベル (単位%)

教育レベル	男性	女性	合計
未就学・就学前教育	9.80	10.77	20.57
義務教育	26.80	18.72	45.52
学位・学士・大学院	0.50	0.27	0.77
不明	18.11	15.03	33.14
合計	55.22	44.78	100.00

出典:社会開発・人間の安全保障省エンパワメント局の発表資料より抜粋(2011年11月)

一方、タイ国では 2004 年から障害者の学習機会向上のため、インクルーシブ教育プログラムが実施されており全国に拡大している。教育省によれば、2010 年度には障害者の教育機関として、全国に 76 の特殊教育センター、62 の特別支援学校があり、さらに 255,087 人の障害児童が在籍している 16,910 のインクルーシブ教育プログラム 5 が実施されている。

⁵ それぞれ、Special Education Center を特殊教育センター、Special School を特別支援学校、Inclusive Education Program をインクルーシブ教育プログラムと和訳した。

34

表 2-9 教育機関とプログラムに属する障害者の数

教育機関・プログラム	障害児数	教育プログラム	補足
		自宅教育プログラム	9,440 世帯(重度障害者)
特殊教育センター	25 716 1	病院教育プログラム(42	2,854 人の慢性疾患児童
(76ヶ所)	25,716 人	ヶ所)	
		センター・プログラム	13,422 人の障害者
特別支援学校(62校:		特別支援が必要な児童	
公立 43 校、私立 19	17,422 人		
校)			
インクルーシブ教育			障害児:56,810人
プログラム(16,910	211,949 人		知的障害児:155,139人
プログラム)			
合計	255,087 人		

出典:教育省提供資料に基づき作成6

2010 年時点における在籍 25 万人のうち、21 万人以上はインクルーシブ教育プログラムに所属しており、また多くの知的障害児はインクルーシブ教育で授業を受けている。インクルーシブ教育は、2004 年からパイロット・プロジェクトとして 390 校で 8,670 人を対象に始められ、2010 年には 16,910 校にまで拡大した。しかし、急激な増加により、①公立学校のアクセシビリティと資源の不足、②十分な知識を備えた教員不足、③障害児童に対する差別、等の弊害も政府内で指摘されており、これらの問題の改善が今後の課題である。

3) 就労・職業訓練

2008 年のエンパワメント法の制定によって障害者の就労機会は今後増大すると考えられるが、NSO 統計によれば、15 歳以上の雇用されている障害者は全体の 35.2%である。これは、全人口の雇用率 74.2%の半分に満たない数値であるため、障害者にとって雇用率の上昇が今後の課題であることがいえると同時に、タイ国においては障害者にも一定程度の雇用機会が提供されていることを示していると考えられる。

また、雇用されている障害者のうち 55.2%は農業や漁業等の第一次産業に従事しており、 次いで単純作業・労働、手工業と関連物品の販売、サービス・販売業がそれぞれ約 10%程 度を占め、7.8%が議員・公務員・経営者などに就いている。

2008年のエンパワメント法の制定を受け、タイ国の障害者に対する法定雇用率は1%に拡

⁶ 資料には、総障害児童数は 379,429 人 (224,290 人の障害児と 155,139 人の知的障害児) と記載されているが、プログラムでカバーしている障害児童は 255,087 人ということである。

大された。さらに罰則として、法定雇用率が満たされない場合、「最低賃金×365 日分」に相当する納付金を支払わなければならないため、タイ国の企業は、現在、障害者雇用の機会を積極的に模索していると考えられる。しかしながら、これまで教育機会が十分に与えられてこなかった障害者には、就職に必要な知識や技術が不足している場合が多いことに加えて、障害者の一般就労に対する職業案内サービスも不足していることが、障害者雇用促進における課題であると考えられる。

また賃金に関しては、家族以外に雇用されている障害者の6割以上の平均月給は3,000 バーツ(約7,500円)以下となっており、一般の平均月給1万1千バーツより極端に低くなっており、雇用率には表れない障害者の就労における課題を浮き彫りにしている。

人口 障害者数 男性 女性 就労 278,937 37,706,845 638,994 360,057 議員、公務員、経営者 2,411,416 49,770 35,994 13,776 専門家 1,313,091 4,455 2,271 2,184 技術者や准専門家 2,793 1,540,053 7,111 4,318 事務職 1,383,569 3,504 1,540 1,963 サービス業や販売業 4,891,362 56,620 20,012 36,608 農業・漁業 14,103,216 352,940 196,429 156,511 手工業と関連物品の販売 3,998,805 64,017 39,593 24,424 工場・機械作業員・組立員 3,170,401 14,058 10,889 3,169 単純作業·労働 4,774,091 86,282 48,827 37,455 軍隊 25,113 44 44 53 他 95,729 193 140 未就労 13,090,144 1,176,636 473,196 703,440 不明 27,216

表 2-10 職業別・15歳以上の人口と障害者の数・男女別(単位人)

出典: Survey on the number of PWDs in Thailand, National Statistical Office, Thailand, 2007

1,815,630

833,253

982,377

50,824,205

2.1.3 タイ国の対象の関連計画、政策及び法制度

1) 障害関連計画と政策

合計

第 4 次障害者エンパワメント国家計画(2012~2016)(The 4th National Plan on the Empowerment of Persons with Disabilities B.E. 2555-2559)(以下、第 4 次計画)の現状分析⁷に

⁷ http://en.nep.go.th/files/4th%20Plan%2027%20April%202012.pdf

よれば、第1~3次障害者国家エンパワメント計画(1997~2001, 2002~2006, 2007~2012)を 通して、タイ国では障害者に対する法制度が一定程度整備されてきたことに加え、教育や 就労など、障害者の社会参加や社会保障などに進展が見られた⁸。しかしながら同分析では、 障害者はいまだに社会から深刻な差別や偏見を受けており、十分な権利が保障されていな いことを報告している。そのため、第 4 次計画では「障害者が自分たちの権利を十分に享 受し、社会で独立して幸せに生活できる」ことを大目標に掲げている。

第 4 次計画における使命、目的、戦略は下表に示す通りである。戦略の中で、戦略 1 として、「障害者と介助者の完全で平等なアクセスの促進」、戦略 2 として、「障害者にとってアクセシブルで利用しやすい環境の促進と技術・情報の開発」が謳われており、この中で、「自治体を含む政府機関は、障害者の生活の為に、アクセシブルで使いやすい製品や設備、福祉機器そして技術を提供する義務」と同時に、「独立機関を含む政府機関は、アクセシブルで利用可能な情報通信技術、遠隔通信サービス、コミュニケーション支援技術を提供する義務」、また「政府は、すべての社会セクターに同様のことを実施するように奨励する義務」を有するとしている。また戦略 3 「障害者と介助者のエンパワメント」として、障害者が個人のニーズに合わせ、医療や保健サービスを利用できるようにエンパワメントすると同時に、「出生もしくは障害が発見された時から障害児には教育支援を提供」し、「他の生徒と同等に、自分のニーズに合わせて提供された教育を受けられるようにする」と保健・医療・教育に関して、障害児に対する平等なサービスの提供を実現することが明記されている。

表 2-11 第4次障害者エンパワメント国家計画(2012~2016)概要

使命	インクルーシブ社会の構築	
	障害者のエンパワメント	
	障害当事者団体の活動とネットワークの強化	
	障害と障害者に対する創造的な態度の促進	
目的	障害者の差別無き権利の享受	
	障害者のエンパワメントを疎外するような法律や制度を改正	
	障害者の医療・教育・職業訓練・防災システム・スポーツなどへのアクセ	ス
	の保障	
	財政基盤の確保	
	障害関連研究の政策決定への活用等	

_

⁸ 第一次国家障害者エンパワメント計画 (1997~2001): 主な目的は障害者が尊厳を持って生活できるように能力を最大限に生かせるようにすること。第二次国家障害者エンパワメント計画 (2002~2006) 障害者の生活の質を高めることに目標が変更され、特に社会への啓発、障害者の社会参加、権利擁護を目的とする法制度の整備などが重視された。第三次国家障害者エンパワメント計画 (2007~2011) これまでの障害関連の取組みをさらに促進するための体制と構造改革が強化された。エンパワメント法 (2007 年)、障害者教育法 (2008 年)、精神保健法 (2008 年)が制定された。

戦略

- 1) 障害者と介助者の完全で平等なアクセスの促進
- 2) 自治体を含む政府機関の、障害者へのアクセシブルで使いやすい製品や設備、 福祉機器、及び技術の提供義務
- 3) 障害者個人のニーズに合わせた、医療や保健サービス利用のためのエンパワメント
- 4) 障害当時者団体の活動とネットワークのエンパワメント
- 5) 障害者に対する創造的な態度の促進

出典: The 4th National Plan on the Empowerment of Persons with Disabilities B.E. 2555-2559

2) 政策実施のための仕組み

2007 年のエンパワメント法に基づき、障害者の社会参加を制度的また効率的に進めるために国家障害者エンパワメント委員会(National Committee for Empowerment of Persons with Disabilities)が設立された。本委員会は、首相が議長を務め、副議長が社会開発・人間の安全保障省の大臣となっている。それ以外に、外務省などの13省庁から事務次官などが委員として参加しており、7つの各種障害者団体の代表も委員として参加している。

委員会の下には、多くの小委員会も設置されており、地域別に各県にエンパワメント小委員会が設置されると同時に、各障害種別毎にも小委員会が存在する。また分野別には、 雇用基金運営小委員会、障害者差別撤廃小委員会、手話通訳促進と支援の小委員会などがある。

また本委員会の事務局として、社会開発・人間の安全保障省の下に国家障害者エンパワメント事務局が2007年9月に発足している。本事務局は、エンパワメント法を実施するための方針や活動を各省庁と調整する機能を有するとともに、事業の実施・促進・評価などを担当している。

3) 障害関連法

・ タイ王国憲法 (The Constitution of Kingdom of Thailand 2007, B.E. 2550) 2007 年 8 月 24 日公布。障害者の権利に関するいくつかの条項が含まれている。たとえば、第 30 条では、障害者に対する差別を禁止し、第 40 条では、訴訟審理における適正な保護などである。また第 49 条では、すべての人が最低 12 年間の良質で無償の教育を受ける権利があるとされ、障害者にもその権利が保障されている。また他者と同等の教育を受けるために国から支援を受ける権利も認めている。その他には、公共便益等へのアクセス・利用に関して障害者の文言が挿入されている。

・ 障害者エンパワメント法(Persons with Disabilities Empowerment Act 2007, B.E.2550⁹) 2007 年 9 月 18 日公布。タイ国で 2 番目に制定された障害者基本法で、障害者をエンパワメントする方法、国家政策に権利擁護を含める機能、また障害者が以下のような公的な施設やサービスにアクセスし利用できることを保障している。医療・教育・職業のリハビリテーション・サービス、差別からの保護、社会・経済・政治屁の参加、政策・計画・プロジェクト・活動・情報・コミュニケーション・遠隔通信・手話通訳・障害者年金と生活保護へのアクセス、エンパワメント基金の運営、障害者と介助者に対する免税などである。

• 国家教育法(the National Education Act 1999, B.E. 2542)

第 10 条において、国が提供する最低 12 年間の基礎教育を受ける平等な権利と機会をすべての人が有していると規定している。また全国で提供されるこのような教育は、良質で無料と定められている。さらに、肢体、精神、知的、感情、社会、コミュニケーションや学習に機能障害があるか身体障害なので自立困難な人や貧窮者も、基礎教育を受ける権利と機会が提供されるべきであるとしている。

· 障害者教育法(Persons with Disabilities Education Act 2008, B.E. 2551)

本法は、障害者が出生もしくは障害者と診断された時から、生涯学習を受けることができるとし、この教育は無料となっている。また障害児は、支援技術とメディア、学習支援とサービス、さらに彼らのニーズに合わせた支援が提供される。また、障害児は他者と同等の基準と質を保った教育を受ける権利があり、彼らのニーズに合わせたカリキュラムと学習プロセス、評価の適切な変更が認められている。

• 国家健康保障法(the National Health Security Act 2002, B.E. 2545)

第 5 条において、高度で効果的なリハビリテーションなどの公的支援をすべての個人に保障している。また国家健康保障制度に登録している障害者にはゴールドカードが支給される。この制度によって、障害者は各種様々なリハビリテーションを受けることができる。

· 精神保健法(Mental Health Act 2008 B.E. 2551)

精神障害者の権利を保障している。本法により、患者は、尊厳を尊重された標準の医療行為にアクセスできる権利を有している。

またこれ以外に、いくつかの省令が策定されている。たとえば、病院や市役所、警察署

⁹ 本法のタイ語の正式名称を和訳すると「仏歴 2550 年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律」となるが、本稿では英名の「エンパワメント法」と表記した。

など多くの障害者に利用される場所では、障害者に対するアクセシビリティや設備が用意されなければならない。また、障害者の法定雇用率は0.5%から1%に引き上げられ、違反した場合は、「雇うべき障害者数 \times 365 日分の最低賃金 10 」に相当する額をエンパワメント基金に納めなければならない。

2.1.4 タイ国の対象分野の ODA 事業の事例分析

1) 国別援助方針

タイ国は、日本にとって既に開発における戦略的なパートナーとして位置づけられ、日タイ双方の利益だけでなく、ASEAN・メコン地域の均衡のとれた発展に貢献することが求められている。中でも、洪水対策の増進、産業人材の育成や経済連携の強化、研究能力向上、研究機関や研究者間のネットワーク強化などの支援が求められており、同時に社会の成熟化に伴い取り組むべき課題として、社会的弱者支援、高齢化問題などが含まれている。その他にも、ASEAN 域内の共通課題への対応や ASEAN 諸外国(アフリカなど)への第三国支援も大きな柱として位置づけられている。

2011 年度から 2016 年度にかけて実施中もしくは予定されている案件を見ると、技術協力プロジェクト (17 件)、科学技術 (8 件)、第三国研修 (7 件)、マルチ (15 件)、草の根技術協力 (4 件)など、全体で 80 件の支援事業が実施されている。援助方針によれば、タイ国では技術協力および円借款を戦略的に活用した協力を検討・実施している。

表 2-12 タイ国に対する日本の援助実績(2010年度)

援助形態	実績
有償資金協力	239.4 億円(2010 年度,E/N ベース)
無償資金協力	11.5 億円(2010 年度,E/N ベース)
	(一般無償資金協力については、1993年度を以て卒業)
技術協力実績	27.98 億円(2010 年度,JICA 事業分実績ベース)

出典:外務省ウェブサイト・各国地域情勢・タイ

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html

2) 障害者関連事業の事例分析

タイ国の障害関連支援事業は、1983 年の労災リハビリテーションセンターへの技術協力・無償資金協力から始まっている。本事業は、リハビリテーションセンターの設立及び運営体制整備への協力で、技術協力プロジェクトとして 1983 年度~ 1990 年度。その後、フォローアップ (1991 年度) とアフターケア (1996 年度) が実施されている。また無償

^{10 2013}年1月11日のモンティアン上院議員への聴き取り調査から

資金協力として、1983年度に10億9,000万円が提供された。

90 年代は、JICA ボランティアや草の根無償資金協力を中心に障害者支援が実施されていたが、90 年代後半に差し掛かると、産業基盤であるバンコクの地下鉄や空港、大量輸送網整備(スカイトレイン)などへの円借款が開始された。これらの建設には、独自のバリアフリーガイドラインが策定され、エレベーターや点字ブロックなど、障害者や高齢者も利用できるようにユニバーサルデザインが導入された11。

そして 2002 年から 2012 年まで、アジア太平洋障害者センターが障害者支援の広域事業として、技術協力プロジェクトと無償資金協力により実施された。同センターは、障害者のエンパワメントと障害者の権利保障やバリアフリー社会実現の為、障害当事者団体の育を目標としており、人材育成研修の実施、障害者団体のネットワーク化、そして障害情報センターとしての機能などが求められていた。

障者の情報アクセシビリティに関する研修も実施され、アジア太平洋地域18カ国から145人が ICT 研修を受けた。研修生は帰国後に自国で情報アクセシビリティに関する国内研修の実施、政府機関への働きかけ、社会への啓発などを実施しており、タイ国では、DAISY 録音図書制作研修の卒業生が、タイ国盲人協会などにおいて、DAISY 録音図書を現在でも毎月制作している。

表 2-13 技術協力プロジェクト

開始 年度	件名	プロジェクト目標	協力期間
1984	タイ労災リハビリテーションセ	労働災害による身体障害者を職場復帰もし	1984.02-
1704	ンター	くは、職業的に自立させるための職業リハ	1991.03
1001	タイ労災リハビリテーションセ	ビリテーション及び医療リハビリテーショ	1991.04-
1991	ンター(フォローアップ)	ンサービスを提供すること。	1992.03
		アジア太平洋地域の発展途上国において障	
2002	アジア太平洋障害者センタープ	害者のエンパワメントとバリアフリー社会	2002.08-
2002	ロジェクト	を促進する地域センターとして APCD が設	2007.07
		立される。	
	マジマーで光陸中メレンカープ	アジア太平洋地域において、1) 障害者の	
2007	アジア太平洋障害者センタープ	エンパワメントと、2) 「障害者が権利を	2007.08-
2007	ロジェクトフェーズ 2	保障され非障害者とともに諸活動に参画で	2012.07
		きる社会」に向けて、APCD が、障害当事者	

¹¹ 円借款事後評価「バンコク地下鉄建設事業」 http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_TXXI-4_4_s.pdf

開始年度	件名	プロジェクト目標	協力期間
		組織と各国政府を含む障害者支援組織の連 携を促進する地域センターとして機能す る。	
2011	(科学技術研究員) 障害者のリハビリテーションに おける動作分析装置開発	①シリントンセンターのスタッフが科学的根拠に基づいた障害の評価判定と、治療やリハビリテーションの効果判定ができるようになる。②シリントンセンターにおいて、バイオメカニクスおよび動作分析を通じた研究手法が確立される。 ③シリントンセンターと提携関係にあるマヒドン大学医学部義肢装具学士課程において、動作分析装置を活用したバイオメカニクス教育プログラムが確立される。	2011.02- 2012.09

出典: JICA ナレッジサイト

http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VW02040101?OpenView

表 2-14 無償資金協力

採択内 定年度	件名	内容	供与限度額	
1983	タイ労災リハビリテーションセンター	建設と機材	10.9 億円	
2002	タイ国アジア太平洋障害者センター建設計画	建設と機材	5.4 億円	

出典: JICA ナレッジサイト

http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VW02040101?OpenView

表 2-15 円借款

承諾年度	案件名
1996 (1)-2000 (5)	バンコク地下鉄建設事業 (1~5)
1996-2005	第二バンコク国際空港建設事業 (1~7)
2007	バンコク大量輸送網整備事業(パープルライン)(1)
2008	バンコク大量輸送網整備事業(レッドライン)

出典: JICA 障害者支援事業一覧 H22.3 版から抜粋

表 2-16 草の根技術協力

採択内 定年度	件名	協力期間	形態	実施団体名
2002	タイ国障害者創造活動と就労機会 開発及び山岳民族の手紡ぎ糸ほか 商品開発計画	2002.10 -2005.10	開発パートナー事業	特定非営利活動法人さをりひろば
2005	ろう学校教員等の補聴器および関 連機器研修プロジェクト	2006.02 -2008.03	協力支援型	特定非営利活動法人 NPO アジアマインド
2010	タイ視覚障害児の理数科基礎教育 に関する教員の資質向上支援	2011.07 -2014.02	地域提案型	財団法人九州先端科 学技術研究所(ISIT)

出典: http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/country/thailand.html から抜粋

表 2-17 草の根・人間の安全保障無償資金協力

年度	件名	実施団体名	地域	日本円
1993年 (H.5)	知的障害者のための職業 訓練教育計画	タイ知的障害者福祉財団	バンコク	5,073,736
1994年 (H.6)	障害者のための職業訓練 計画	障害者支援・開発財団	バンコク	5,512,000
1995 年 (H.7)	シーブンアン郡障害者リ ハビリテー ション及び障 害予防モデルシティ計画	シーブンルアン病院	ノンブア ラン プー	5,121,088
1996年 (H.8)	障害児共同統合教育教師 指導員トレー ニングセン ター計画	バーンラック幼稚園	バンコク	9,580,981

年度	件名	実施団体名	地域	日本円
1996年 (H.8)	空飛ぶ車椅子計画	レデンプトール会障害者職 業学校	パタヤ	9,639,278
1998年 (H.10)	視覚障害者職業訓練建設 計画	視覚障害者雇用促進事業団	バンコク	9,552,336
1998年 (H.10)	障害者のためのおもちゃ 図書館計画	北部子供発達センター	チェンマイ	9,205,534
1998年 (H.10)	視覚障害者学生への点字 タイプライ ター貸し出し 計画	キリスト教視覚障害者財団	バンコク	7,548,342
1998年 (H.10)	障害者のための体育館建 設計画	シリントン国立医療リハビ リテー ションセンター	バンコク	9,982,800
1999年 (H.11)	聴覚障害児童指導のため の機能強化計画	セートサティアン聾学校	バンコク	63, 229 USD
1999年 (H.11)	障害児のための教育キャ ンプ村拡充計画	障害児のための財団	チャチェンサオ	83, 333 USD
2000年 (H.12)	プラパデン身体障害者成 人ホーム建物建設計画	プラパデン身体障害者成人 ホーム	サムットプラカ ーン	81, 664 USD
2001年 (H.13)	障害者のためのリハビリ 施設向上計画	シリントーン国立医療リハ ビリテーションセンター	ノンタブリ	78, 225 USD
2002 年 (H.14)	チェンマイホーム障害者 の移動手段改善計画	シリワッタナ・チェーシア 財団	チェンマイ	29, 516 USD
2003年 (H.15)	障害孤児のための施設建 設計画	障害児のためのクリスチャ ンケア財団	ノンタブリ	76, 697 USD
2003年 (H.15)	視覚障害者のための音声 情報システム普及計画	タイ国盲人協会	バンコク	77, 107 USD
2005年 (H.17)	タイ東北地方における障 害児教育支援計画: 下肢障害児童のための小 学校のバリアフリー化	財団法人アジア車椅子交流 センタータイランド(ワフ カット)	ローイエット・ ノンブワランプ ー	12, 951 USD
2011年 (H.23)	チェンマイ県メーテン群 の学習障害児に対する支 援体制強化計画	ワールドビジョン財団タイ 支部	チェンマイ	9,997,625

出典:http://www.th.emb-japan.go.jp/jp/oda/ggp.htm#suii から抜粋

表 2-18 JICA ボランティア派遣 (1965年~2010年2月28日累計)

ソーシャルワーカー	義肢装具 士・製作	作業療法士	養護	理学療法士	鍼灸マッサージ 師	総計
11	2	13	27	9	1	63

出典: JICA 障害者支援事業一覧 H22.3 版から抜粋

2.1.5 タイ国における背景、及び ODA ニーズ

タイには、多くの日本企業が進出し 5 万人近い日本人居住者がおり、日本人および日本企業との交流機会が増すにつれて、タイ人障害者の間にも日本語学習機会を求める声が強まっている。タイ政府と企業は、企業には障害者雇用を進める意思があるにもかかわらず障害者の労働力としての質が企業の求める水準に達していないために多くの企業が障害者法定雇用率 (1%) を満たすことができず、納付金を払っているという認識を共有しており、真剣に障害者の Employability を高める機会を模索している。高等教育も含めたタイ政府の障害者教育の拡充が今後本格化すると見られる。そのような動きの中で、学習に必須の読むことが保障されていない障害者への支援ニーズが高まっており、その中でアクセシブルな日本語学習教材および日本語の専門書の需要も急速に高まると予測される。

また、議会上院の災害と緊急時の人権保護小委員会、政府機関および障害者団体から、日本の障害者に関わる防災について強い関心が寄せられ、特に個々の障害のニーズに合わせて最適化できる DAISY 規格のマルチメディア防災訓練教材と、障害者が防災に主体的に参加する日本の好事例にぜひ学びたいという強い要望が寄せられている。これに関連してタイで実施中の防災能力向上プロジェクトの派遣専門家と面談し、現在は比較的軽度のモビリティ障害者の自然発生的な参加を得ている同プロジェクトが、より多様な障害者の主体的な参加を促進するための方策について意見交換した。タイ側の要望は、様々な障害者が救援される対象としてではなく、障害者自身も地域の防災資源の一員として能力開発を行いたいという積極的なものであり、浦河べてるの家で展開されている重度の精神障害者自身の取り組み等の好事例を手がかりとして、研究開発要素を含む SATREPS も視野に入れた ODA 案件化調査が望まれる。

国立図書館は NECTEC 等と共に調査団が主催した「タイにおけるインクルーシブな知識 社会の開発と日本の ODA」と題するワークショップに代表を派遣し、調査団が提案する長 期戦略に基づいたパイロットプロジェクトの実施と共に、同図書館内にアクセシブルな日 本語および日本関係情報コーナーを設ける要望を ODA 案件として提出することを検討して いる。速やかな案件化調査によるフォローが望ましい。 以下に可能性のある案件を列挙する。

● 技術協力:

安心安全を支えるインクルーシブな知識基盤構築のための人材育成(仮称)

国	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
タイ	案 件	審査	第一フ	ェーズ			第二フェーズ				
NECTEC	化 調		障害者	ユーザ	一教育	人材養	障害者	コーザ	一教育	人材養	
	查,		成				成				
	要請		公的出	公的出版物の EPUB3 化			すべての出版物の EPUB3 に				
	書 提		防災・値	呆健情報	日の障害	者対応	よる納	本			
	出						防災・	保健情報	服の動画	j・手話	
							対応				

● 文化無償協力または中小企業ノンプロ無償協力:

インクルーシブなデジタル図書館ネットワークと日本語コレクションの整備充実(仮称)

(アクセシブルな端末装置を整備した日本語コレクション室の国立図書館内への設置 工事を含む)

国	2013	2014	2015	2016	2017
タイ	調查·要請書	*	施	⇒亚 在二	
国立図書館	提出	夫	旭	評価	

● 本邦集団研修:

EPUB3/DAISY 製作指導者専門研修 (期間 3 週間前後) (第一期:2013-2017、第二期:2018-2022)。以下の講師陣により本邦に蓄積された EPUB3/DAISY の活用に関わるノウハウのすべてを、沖縄をベースに「EPUB3/DAISY のユニバーサル防災への活用」をテーマにしたサイトビジット(神戸、仙台、浦河)を含めて、効果的に提供する。

- ・ EPUB3/DAISY の国際的研究開発および普及指導の第一線で活躍する専門家
- ・ 中小企業等で EPUB3/DAISY 製品を開発普及している人材
- 様々なプリント・ディサビリティの当事者
- EPUB3 出版でビジネスを展開している出版者
- 最適化された EPUB3/DAISY で個別支援をする教員およびボランティア
- DAISY マニュアルを防災に活用する精神障害者グループ 等

● 第三国研修:

EPUB3/DAISY 製作指導者専門研修 上記の本邦集団研修のカリキュラムに沿って実

施する。ESCAP 諸国はタイとインドで分担。第一期 2014-2018、第二期 2019-2023 とする。

• SATREPS:

コミュニティを中心にしたインクルーシブな避難計画の国際共同研究(仮称) 静岡 県立大学+人と未来防災研究所、カウンターパート: NECTEC・チュラロンコン大学 (タ イ)、アテネオ大学・フィリピン大学(フィリピン)、CSIR(南アフリカ)、PUC リオデ ジャネイロ(ブラジル)、スワミナサン研究財団・IGNOU(インド)期間 2014-2018

2.2 インド

2.2.1 インドの政治・経済の概況

(1) 基礎情報12

インドは一人当たりの名目 GDP が 1,410 ドルで低所得国に位置付けられる。2011 年時点の人口が 12 億人を超える中国に次ぐ、世界第二位の人口を抱える(2011 年の人口増加率17.6%)。インドは、規制緩和や外資積極活用等を柱とする経済自由化路線が功を奏し、2005 年以降、高い経済成長率を続けており、2008 年のリーマンショックによる世界的な景気後退の中でも 6.7%の成長率を維持し、2010 年度には 8.4%まで回復した。2009 年 5 月に発足した第二次マンモハン・シン政権では、社会的弱者救済の基本政策に位置付け農村開発や貧困対策に取り組とともに、インフレ対策や汚職対策、インフラ整備を通じた更なる経済開発を目指している。

日本との関係では、2011年12月に「国交樹立60周年を迎える日インド戦略的グローバル・パートナーシップの強化に向けたビジョン」と題する共同声明を行った。

首都	ニューデリー
面積	328 万 7,263km ²
人口	12 億 1,000 万人(2011 年国勢調査)
言語	公用語はヒンディー語、他に 21 州の言語が憲法で公認
民族	インド・アーリヤ族、ドラビダ族、モンゴロイド族など
宗教	ヒンドゥー教(80.5%)、イスラム教(13.4%)、キリスト教
	(2.3%)、など

表 2-19 インド基礎情報

¹²外務省のウェブサイトより抜粋「各国・地域情報」インドを参照

国内総生産	1 兆 8,480 億ドル(2011 年:世銀資料)
実質 GDP 成長率	6.5% (2011 年度: インド政府資料)
一人当たり GDP(名目)	1,410 ドル(2011 年:世銀資料)
通貨	1ルピー=1.53円(2012年12月17日付)
	1 米ドル=54.73 ルピー(2012 年 12 月 17 日付)
主要産業	農業、工業、鉱業、IT 産業
識字率	74.04%(2011 年国勢調査)

出典:外務省ウェブサイト「各国・地域情報」インド

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/index.html

2.2.2 インドの対象分野における開発課題の現状

1) 障害者の現状・概要

インドの対象分野の概要を下表に示す。

表 2-20 インド基礎情報

障害者の数	2,190 万人(2002)(国勢調査 2001 年)				
	1,849 万人(2003)(統計局のサンプル調査 2003 年)				
障害者の割合	2.13% (2002) (国勢調査 2001 年)				
	1.8%(2003)(統計局のサンプル調査 2003 年)				
障害者の就労	就業率:34% (国勢調査2001年)				
	就業率:26% (統計局のサンプル調査2003年)*				
	法定雇用率:3%(公的機関)				
障害者の教育	就学率:地方で47.5%、都市で44.4%				
障害者関連法	障害者法(1995 年)				
	Persons with Disabilities (Equal Opportunities, Protection of Rights				
	and Full Participation) Act, 1995				
	インド・リハビリテーション委員会法(1992年)など				
障害者の権利条約	2007年10月1日に批准***				

出典: * National Sample Survey Organization

**国勢調査 2001 年

*** http://www.un.org/disabilities/countries.asp?navid=12&pid=166

2) 障害者の統計

インドの政府機関(統計局)のサンプル調査では、障害者人口はわずか 1.8% とされており、国勢調査でも 2.1% とされている。両統計情報ともに、WHO が報告している 15% と比

べると極端に少なく、貧困層が 32.7%¹³を占めるインドの社会的背景を考慮すると、これらの統計情報が現状を正確に反映できているとは考えにくい。さらに、政府の障害者統計における障害種別は精神、知的、視覚、弱視、聴覚、言語、運動機能、重複障害の 8 つに分類されているが、自閉症やディスレクシアを含む発達障害等、本調査で対象としている読書障害を抱える人々の一部は、調査対象に含まれていないことから、その実態把握は今後の課題である。

■ 統計計画実施省統計(2003年)

統計計画実施省、国家標本調査機関 (National Sample Survey Organization: 以下、NSSO)の 2003年の資料¹⁴によれば、インドの障害者の総数は 1,849万人で人口の約 1.8%と推測されている。同調査は、インド政府として 3 度目の障害者に関する全国調査で 2002年7月~12月に実施されたものである。標本世帯はインド全土で 70,302世帯 (地方 45,571世帯、都市 24,731世帯)であり、第 3 回調査で初めて精神障害者が調査対象となった。障害種別は、1)精神障害、2)知的障害、3)全盲、4)弱視、5)聴覚障害、6)言語障害、7)運動機能障害、8)重複障害となっている。地方の各障害者の比率は、運動機能障害者が最も多く 52%、ついで視覚、聴覚、重複障害者が各 10%、精神と言語障害者が各 5%、弱視と知的障害者が 4%となっている。なお、読書障害に関連する障害としては、上記 8 分類のうち、視覚障害、弱視、精神障害、知的障害、一部の運動機能障害が該当するが、発達障害については統計調査の対象外であり、統計調査は実施されていない。

■ 国勢調査(2001年)

2001 年に実施された国勢調査¹⁵では、障害者数は約 2,191 万人で人口の約 2.1%となっており、NSSO より若干多い数字になっている。内訳は下表の通りである。統計計画実施省統計と同様に発達障害に関する統計調査は実施されていない。

_

¹³ India – New Global Poverty Estimates (2010), World Bank

¹⁴ Disabled Persons in India, NSS58th round(July-December 2002), Report No.485 (52/26/1), National Sample Survey Organization, Ministry of Statistics and Programme Implementation, government of India, December 2003

http://censusindia.gov.in/Census And You/disabled population.aspx

表 2-21 国勢調査による障害者の数と割合

		人口	全人口に対する割合	障害種別割合
1)	総人口	1,028,610,328	100 %	1
2)	障害者	21,906,769	2.1 %	100%
	視覚障害者	10,634,881	1.03%	48.5%
	言語障害者	1,640,868	0.16%	7.5%
	聴覚障害者	1,261,722	0.12%	5.8%
	運動障害者	6,105,477	0.59%	27.9%
	精神障害者	2,263,821	0.22%	10.3%

出典: NSS0 国勢調査 2001 から抜粋

http://censusindia.gov.in/Census_And_You/disabled_population.aspx

3) 教育

NSSOによると、インドでは障害者の非識字率が非常に高く、特に知的障害者と視覚障害者の多くは読み書きができないと考えられる。特に農村部の障害者は教育を受ける機会が少なく、農村部で高等教育まで進める障害者は全体の 7%¹⁶に留まる。インドでは障害者法により、すべての障害者が適切な教育を受ける権利があるとされているが、NSSOの統計上もまた現地調査においても、障害者に十分な教育機会や教育環境が整っている状況は確認できなかった。さらに、インドでは、障害児に対して適切な学習支援機器を提供することが障害者法によって定められているが、これも十分に実施されておらず、視覚障害者が教科書や資料にアクセスできない現状が続いている。

インドでは、普通学校における障害者支援がほとんど提供されていないため、NGO などの民間支援団体が障害児に必要なサービスを提供しているのが実態である。例えば、ニューデリーにある障害者支援団体(Saksham Charitable Trust)では、視覚と重複障害児を対象に学習・就労・生活スキル訓練を提供している。障害児童は同団体の支援をうけ、点字やコンピュータ、支援機器やソフトの使い方を習得し、普通学校に入学可能な技能を身につけた段階で、普通学校に通学するシステムとなっている。しかし、普通学校への通学後も、学校側から障害児に対するアクセシブルな教科書や教材が提供されることはないため、政府に代わり Saksham が学習支援機器の提供を行っている。また、Saksham が支援を行っているいくつかの学校では、試験は小学校 4 年次からコンピュータで受けることができるようになっているが、3 年次までは点字による試験に限定され、学校や政府が用意すべき点字プリントやコンピュータなどは、Saksham が提供しなければならない。さらに、Saksham のような支援を行う NGO はインド全国でもごくわずかであると考えられることから、このよう

_

¹⁶ Report No. 485: Disabled Persons in India, July-December, 2002, National Smple Survey Organization, Ministry of Statistics and Programme Imprimentation

なNGO団体の支援の届かない地域における障害児の教育機会が極めて限定されることは想像に難くない。

NSSO の 2003 年の調査によれば、インドでは一般の識字率が 74.04%であるのに対して、障害者の識字率は平均 55%であり、特に知的障害者の識字率は 13%、視覚障害者も 23~26%と極めて高い。高等学校もしくはそれ以上の教育を受けている障害者はわずか 9%であり、特に農村部は 7%と、都市部の 18%に比べ低い。

障害者法の第26条によれば、政府や地方自治体は、18歳までの障害のある児童に対して、 適切な環境における無償教育の提供義務を有している。また普通学校における障害児童の 統合教育の推進、特殊教育が必要な場合は特別支援学校を設置し、障害児は、居住地に関 わらず通学可能な環境を与えられなくてはならないとの規定がある。さらに第28条では、 障害児童が教育において平等な機会を与えられるように、新たな支援機器や教育用具の設 計や開発調査を推進することも定められている。しかし現地調査でもNSSOの調査でも明 らかなように、この規定は十分に履行されていない。

4) 就労・職業訓練

インドでは障害者の就業率が非常に低く、多くの障害者が就労に困難を抱えている。法律によれば、インドの政府機関の法定雇用率は3%と他の途上国に比べて比較的高く規定されているが、それでも障害者の雇用は十分に進んでいない。

NSSOの2003年の調査によれば、就労年齢にある障害者全体の26%(男性障害者の35~37%、女性障害者の9~11%)が雇用されている。最も雇用率が低いのは知的障害者の6%であり、反対に最も雇用率が高いのは聴覚障害者の34%である。従事する産業別には、雇用されている障害者のうち、地方に住む男性障害者の67%、女性障害者の73%は第一次産業に従事しているが、都市に住む男性障害者の89%、女性障害者の85%は、第三次産業もしくは第二次産業に従事している。

1995年の障害者法によれば、政府機関で障害者に割り当てるポストを明確にすること(32条)、障害者に対し3%の採用枠を確保すること(33条)が定められており、全盲または弱視、聴覚障害、運動障害または脳性麻痺の3つの障害種別に1%ずつの割り当てとなっている(33条)。また政府は障害者雇用を促進する為に種々の活動が求められており、職業安定所の設置と情報提供(34条)や障害者に対する研修や福利厚生の提供、年齢制限の緩和など(38条)が求められている。さらに、政府は公共・民間部門の雇用主に、障害者が少なくとも労働者総数の5%を占めるように、インセンティブを与えることとなっている(41条)。

2.2.3 インドの障害分野の関連計画、政策及び法制度

1) 障害分野の政策

障害者に対する国家政策は、2006年に発行された「障害者に対する国策(National Policy for Persons with Disabilities¹⁷)」によって規定されている。本指針によれば、障害者は国の人材と位置づけられ、障害者が機会を均等に享受でき、権利が保障され、社会参加できる環境の整備が必要とされている。重点項目は、リハビリテーションの促進と医療関係者の人材育成、職業訓練を含む教育リハビリテーションの促進、また経済的自立を促進する職業リハビリテーションである。

障害者の教育に関し、2010年までに6歳から14歳までのすべての障害児に初等教育を提供できるように、本指針のもとSarva Shiksha Abhiyan (SSA)プログラムが実施されている。SSAでは、視覚障害者に対する読書支援機器、点字盤、録音図書も含め、障害児に必要な学習支援機器を提供することになっている。また生徒のニーズに合わせた遠隔教育、特別学校、自宅学習、地域リハビリテーション学習など、様々なプログラムが用意されている。15歳から18歳の障害児にも、継続して無料で教育が受けられるように統合教育スキームが実施されている。

その他、バリアフリー環境整備の一環として障害者に配慮した IT 環境整備が指針に含まれている。また障害者の防災に関する方針は記載されていない。

2) 障害関連の主な法律

インドにおける主な障害関連法は、1995 年に制定された「障害者(機会平等、権利保障および完全参加)法(Persons with Disabilities (Equal Opportunities, Protection of Rights and Full Participation) Act)」、1999 年の「自閉症、脳性麻痺、知的障害および重複障害がある者の福祉のための信託に関わる法(The National Trust for Welfare of Persons with Autism, Cerebral Palsy, Mental Retardation and Multiple Disabilities Act, 1999)」、そして1992 年のインド・リハビリテーション委員会法(Rehabilitation Council of India Act, 1992)」である。

1995年の障害者法は、第一次アジア太平洋障害者の10年の「障害者の完全参加及び平等に関する宣言」に基づいて制定された法律であり、障害当事者団体がハンガーストライキなどを実施して制定された。1995年当時としては、障害者の権利保障を認める進歩的な法律だったが、すでに17年以上経過し、現状にそぐわないため現在「障害者の権利条約」にあわせた改正案の検討が進められている。本法の26条には、すべての障害者の権利として18歳までの無償教育を認めている。また公的機関における法定雇用率は3%と規定されており、各政府機関は障害者に必要なポストを用意しなければならない。

-

¹⁷ http://socialjustice.nic.in/nppde.php

「自閉症、脳性麻痺、知的障害および重複障害がある者の福祉のための信託に関わる法」は、障害者支援のために信託を設置したものである。家族とともに生活するための支援、 家族の支援が得られない障害者の対応、障害者の両親または保護者の死亡などに対する支援などが定められている。

2.2.4 インドの対象分野の ODA 事業の事例分析

援助方針の貧困問題改善の対象として社会的弱者に障害者が含まれているものの、インドでは障害者支援事業は、「草の根支援事業」以外はほとんど実施されていない。他方、産業インフラ支援事業には、バリアフリーの観点が導入され、障害者も地下鉄など利用することができるようになっている。一方で、知識・情報インフラ(大学の視聴覚教材等の整備など)の支援事業には、障害者へのアクセス配慮が見落とされており、教材を利用できない障害学生が存在している。

平成 18 年 (2006 年) の「対インド国別援助計画」によると、インドに対する ODA 事業の重点目標は、1) 経済成長の促進、2) 貧困・環境問題の改善、3) 人材育成・人的交流の拡充の 3 つの柱が掲げられている。障害者は社会的弱者に含まれ、貧困問題の保健・衛生分野において支援の対象となっている。また貧困削減には、防災への取組みも含まれているが、特に障害者に言及したものはない。都市交通システムや物流の効率化が「経済成長の促進」に含まれており、円借款を通した地下鉄建設事業などが進められている。ここには障害者を含む社会的弱者への配慮としてバリアフリーの観点が導入されている。

障害者を直接支援するものとしては、JICA 草の根技術協力プロジェクトを通した「インド共和国における視覚障害者の職業教育支援事業」(平成 24 年度採択)があり、視覚障害者に対しマッサージを通した就労支援が実施されている。本事業は日本の医療マッサージ技術をインド側に移転し、視覚障害者の経済的自立を促進するものである。

その他には、2010 年度に「草の根・人間の安全保障無償資金協力」事業として「障害者のための職業訓練プレハブ施設整備計画」が実施されているが、技術協力プロジェクトや無償資金協力における障害者支援は実施されていない。

また障害者支援事業ではないが、障害学生を多く抱えるインディラ・ガンジー国立放送 大学(IGNOU)に対し「放送大学教材製作センター整備計画」として視聴覚教材製作用器材の 更新とデジタル化に対する無償資金供与(協力額 7.87 億円)が 2010 年に実施されている。 IGNOU は、社会的弱者を中心とした幅広い層を対象に遠隔教育による高等教育を提供して いるので、援助方針の「貧困削減に向けた支援」に資すると思われるが、残念ながら、こ の視聴覚教材は、障害学生に対するアクセシビリティへの配慮がなされておらず、教材を 利用できない障害学生が存在している¹⁸。産業インフラに対する支援事業には、バリアフリーの観点が導入されているが、情報インフラに対する障害者への配慮は見落とされている。

表 2-22 日本の援助実績

援助形態	実績					
有償資金協力	(E/Nベース) 480.17 億円 (2010 年度) (ただし、2010 年 6					
	月の E/N 署名案件を含めた額は 2,035.66 億円)					
無償資金協力	(E/N ベース) 11.58 億円(2010 年度)					
技術協力実績	(JICA ベース) 16.81 億円(2010 年度)(暫定値)					

出典:外務省ウェブサイト・各国情勢・インド http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html

表 2-23 円借款

承諾年度	案件名
1996 (1) 、2000 (2)	デリー高速輸送システム建設事業(1~6)
-	アク 同処柵心マハアの建設事業(1 0)
2002	アジャンタ・エローラ遺跡保護観光基盤整備事業 (2)
2006	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 2(2)
2007	デリー高速輸送システム建設事業 フェーズ 2 (3)
2007	コルカタ東西地下鉄建設事業
2008	チェンナイ地下鉄建設事業
2008	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 2 (4)

出典: JICA 障害者支援事業一覧 H22.3 版から抜粋

表 2-24 無償資金協力

採択内 定年度	件名	裨益効果	供与限度 額
2010 (H.22)	インディラ・ガンディー国立 放送大学教材制作センター整 備計画	視聴覚教材を継続的かつ効率的に制作し、学生に公平な教育機会とよりよい学習環境を提供することが期待される	7.87 億円

出典: JICA ウェブサイト「ODA が見える。わかる。」 http://www.jica.go.jp/oda/project/1060250/index.html

54

¹⁸ IGNOU での現地調査 (2012年12月19日) から

表 2-25 草の根技術協力

採択内 定年度	件名	形態	実施団体名
2012	インド共和国における視覚障害者の	草の根協力	筑波大学付属視覚特別
2012	職業教育支援事業	支援型	支援学校

出典: JICA ウェブサイト・草の根技術協力・国別事業一覧・インド

http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/country/india.html

表 2-26 草の根・人間の安全無償資金協力

年度	件名	実施団体名	日本円
2009年 (H.21)	身体障害者の社会復帰のための職 業訓練センター建設計画	生活の質向上促進団体	8,236,683
2010年 (H.22)	障害者のためのリハビリ訓練セン ター建設計画	プラガティ慈善団体	9,999,961
2011年 (H.23)	障害者のための職業訓練プレハブ 施設整備計画	タマナ	6,005,848
2011年 (H.23)	カタック県における障害者セラピ ーセンター建設計画	オリッサ開発	8,201,970
2012年 (H.24)	タミル・ナド州テニ県精神障害者の ための特別学校兼職業訓練施設建 設計画	農村地域開発基金	8,235,615
2012年 (H.24)	ラジャスタン州における視覚障害 者のための統合教育学校建設計画	地方経済向上協会	8,209,538

出典:外務省ウェブサイト・国別地域別政策・情報・インド・約束状況

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/s asia/india/exchange.html

2.2.5 インドにおける背景、及び ODA ニーズ

インド国立図書館は、本来の国立図書館の機能であるすべての出版物へのアクセスをすべての国民に提供するという使命に照らして、調査団が示した戦略的な問題解決の枠組みに原則として賛同しているが、まず政府としての政策化を必要としている。初期の対話の中では著作権の問題の懸念もあったが、原則として著作権の問題が無く喫緊のニーズがあ

る公的機関が発行する防災・医療・保健等の情報を、公的機関が先行して DAISY あるいは EPUB3 形式のデジタルコンテンツを国立図書館等の法律上の権限のある納本図書館に納め、デジタルネットワークで配信するシステム作りによる先行事例を進め、ユニバーサルデザインの知識共有システムの活用による問題解決のモデルとする提案は政府の防災担当部局 および障害者担当部局、NGO および障害者団体等の賛同を得た。

日本が世界で最も早く今世紀初頭に全国的な導入を完了した DAISY と、その発展型である EPUB3 を活用するアクセシブルなマルチメディアにおける日本の中小企業等の技術と製品およびその活用ノウハウが世界トップランクである上に、日本語コンテンツ処理技術と 2011 年 3 月 11 日の津波被災地で効果が確認された重度の精神障害者が自ら主体的に参加する防災訓練用マルチメディア教材作成技術等は、特に日本固有のものとしてインドから協力が求められている。

既に本ニーズ調査における対話の直接の成果として、インドでは文化省が、国立図書館と全国の公共図書館に、これまで欠落していた障害者へのサービスの実施を指示し、そのための予算措置も検討しているとの情報を確認した。面接したインド政府要人達は調査団が提案した「長期戦略案」を歓迎しつつも、まずは国内政策の確立にとりかかるため、同案に基づくODA案件化のためには国内政策の議論を支援する協力から始める必要がある。

一方、インド防災庁(NDMA)は、障害者と非識字者、女性、老人、子ども等のすべての災害弱者を対象にしたコミュニティベースの防災に、日本で開発された誰にも分かるように最適化できるアクセシブルなマルチメディア技術(DAISY および EPUB 規格の活用)が有効であることを認め、同庁出版物を最新の DAISY 規格である EPUB3 規格に準拠して国立図書館等に納本することを検討すると調査団に述べた。更に、NDMA は、国内外で極めて評価の高いインドの NGO であるスワミナサン研究財団(MSSRF)の担当者をチェンナイから招聘して調査団との会見機会を設けた。NDMA 高官はその会見において、MSSRが現在実施している津波とサイクロンを対象とするパイロットプロジェクトを障害者等の災害弱者対応を含むものにして、前述の最適化可能な防災マニュアルの開発実績のある NPO 法人支援技術開発機構(ATDO)等の支援を得てできるだけ早く成果を挙げ、その研究成果を州および全国に普及する段階で ODA 案件化をはかるという道筋を提案し、MSSRF はそれに同意している。これは、NDMA として、障害者を含む災害弱者の防災に日本の技術を積極的に活用したいという具体的な意思表示であり、現在インドで進行中の防災に関するSATREPSプロジェクトおよびMSSRFが提携しているIGNOUへのスタジオ設備更新の無償協力の成果を障害者の防災に関わる ODA 案件に発展させるための重要な前進と言える。

また、インドの最も評価の高い国立大学院大学の一つである JNU (Jawaharlal Nehru University) は、図書館に視覚障害学生用の多数のアクセシブルな端末を備え、視覚障害学

生のための DAISY 図書による学生支援ネットワークである DFI (DAISY Forum of India) にも積極的に参加しており、学内に日本語コースも設置しているが、アクセシブルな教材がないことが一つの理由となって日本語コースには視覚障害学生がいない。JNU からは、潜在的なニーズが高まりつつあるアクセシブルな日本語教材と日本語コンテンツおよび日本語に対応できる点字ディスプレイについての ODA による支援の可能性について打診があり、DFI に参加する他の多くの大学でも同様のニーズがあると述べている。日本語教材については、東京外国語大学がインターネット上で公開している日本語学習教材等があり、これを英語化して DAISY またはアクセシブルな EPUB3 形式でインターネット上に公開し、更に必要があればコンテンツを複製して提供することによって、効率良くこの要望に応えることができる。また、点字ディスプレイ端末は、アクセシブルな電子出版の本格的な普及が予測される中で、視覚障害者支援技術の中核となる戦略的な支援機器であり、埼玉県に本社を持つ中小企業であるケージーエス株式会社 (KGS) が製造する高い信頼性を持つ点字モジュールは、世界の 70%と言われるシェアを有する。

総人口の 50%が読むことに何らかの困難を抱えると図書館関係者自らが言うインドにおける「長期戦略案」に沿った ODA 案件化は、このような既に表明されている国の機関の個々の支援ニーズを組み合わせ、積み上げる形で実現されるものと考えられる。具体的には、防災を中心とする DAISY と EPUB3 が有する高度のアクセシビリティを応用した誰もが理解できる避難マニュアル等のインド国内における開発に協力して「知識アクセスの均等化」の具体例を示しつつ、本邦研修等によるインド側中核人材養成、インドで活動する派遣専門家と青年協力隊員への DAISY と EPUB3 に関する基礎研修と特に関連する分野においてはコンテンツ利用および製作に関する専門研修の実施等が日本側のイニシャティブでできることである。また、それと並行して、「長期戦略案」の中の位置づけを明確に持った NGOの草の根協力を積極的に支援することも当該分野の持続的かつ抜本的な問題解決に資するものと考えられる。

以下に可能性のある ODA 案件を列挙する。

● 技術協力:

安心安全を支えるインクルーシブな知識基盤構築のための人材育成(仮称)

国	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
イン	案件	要案	審査	第一フ	エーズ			第二フ	ェーズ		
ド	件 化	請件書化		障害者	テユーザ	一教育	人材養	障害者	ユーザー	一教育人	、材養成
NDMA	化調査	提調出查		成	成			すべて	の出版	物の EPI	UB3 によ
	<u>.E.</u>	Щӊ		公的出	版物の	EPUB3化		る納本	•		
				防災・	保健情幸	吸の障害	者対応	防災・	保健情報	服の動画	・手話対
								応			

● 文化無償協力または中小企業ノンプロ無償協力:

インクルーシブなデジタル図書館ネットワークと日本語コレクションの整備充実(仮称)

(アクセシブルな端末装置を整備した日本語コレクション室の国立図書館内への設置 工事を含む)

玉	2013	2014	2015	2016	2017
インド 国立図書館	調査	要請書提出	実	施	評価

● 本邦集団研修:

EPUB3/DAISY 製作指導者専門研修 (期間 3 週間前後) (第一期: 2013-2017、第二期: 2018-2022)。以下の講師陣により本邦に蓄積された EPUB3/DAISY の活用に関わるノウハウのすべてを、沖縄をベースに「EPUB3/DAISY のユニバーサル防災への活用」をテーマにしたサイトビジット(神戸、仙台、浦河)を含めて、効果的に提供する。

- EPUB3/DAISY の国際的研究開発および普及指導の第一線で活躍する専門家
- ・ 中小企業等で EPUB3/DAISY 製品を開発普及している人材
- 様々なプリント・ディサビリティの当事者
- EPUB3 出版でビジネスを展開している出版者
- 最適化された EPUB3/DAISY で個別支援をする教員およびボランティア
- DAISY マニュアルを防災に活用する精神障害者グループ 等

● 第三国研修:

EPUB3/DAISY 製作指導者専門研修 上記の本邦集団研修のカリキュラムに沿って実施する。ESCAP 諸国はタイとインドで分担。第一期 2014-2018、第二期 2019-2023 とする。

● 草の根技術協力:

タミル・ナードゥ州(インド)におけるアクセシブルな電子出版技術を活用したインクルーシブな防災の支援(仮称) NPO 法人支援技術開発機構、カウンターパート: スワミナサン研究財団、期間:2013-2015

2.3 ブラジル

2.3.1 ブラジルの政治・経済の概況¹⁹

ブラジルは人口約1億9,800万人、一人当たりGDPが12,789ドルで、南米最大の経済規模を誇る国である。2010年に発足したルセーフ政権は、「ブラジルを最も先進的で、格差の少ない起業家精神に溢れた中間層の国にすること」を表明すると同時に、優先課題として、福祉、教育、保健、治安等を掲げている。また、中南米の近隣諸国、米国、EU、日本、アジア、アフリカ等との多面的な外交及びBRICSを通じた新興国外交展開している。2014年のサッカーワールドカップの開催国であり、2016年にはオリンピックがリオデジャネイロで開催予定である。

150万人の日系人が居住する海外で最大の日系社会を有しており、日本とは強い友好関係にあり、ブラジルにとって日本からの援助額はノルウェー、ドイツについて第3位である。

表 2-27 ブラジル基礎情報

首都	ブラジリア				
面積	851.2 万 km ² (日本の 22.5 倍)				
人口	約1億9,100万人(2010年、伯国勢調査)				
言語	ポルトガル語				
民族	欧州系(48%)、混血(43%)、その他(アフリカ系、東洋系等)				
	2010年、伯国勢調査)				
宗教	キリスト教(カトリック約74%、プロテスタント約15%)(2000				
	年、地理統計院)				
国内総生産	2 兆 8,980 億ドル (2010 年、IMF)				
実質 GDP 成長率	-0.6%(2009年)、7.5%(2010年)、2.9%(2011年)(IMF)				
一人当たり GDP(名目) 10,816 ドル (2010 年、IMF)					
通貨	1 米ドル=約 1.85 レアル(2011 年 12 月現在)(1 レアル=約				
	42円)				
主要産業	製造業、鉱業(鉄鉱石他)、農牧業(砂糖、オレンジ、コ				
	ヒー、大豆他)				
失業率	4.6% (2012 年、地理統計院)				

出典:外務省ウェブサイト「各国・地域情報」ブラジル

 $\underline{http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/data.html}$

_

¹⁹外務省のウェブサイトより抜粋「各国・地域情報」ブラジルを参照

2.3.2 ブラジルの障害分野における開発課題の現状

ブラジルの対象分野の概要は下記の通りである。

(1) 障害者の現状・概要

障害者の数	4,560 万人(2010 年の国勢調査)*			
	2,450 万人 (2000 年の国勢調査)*			
障害者の割合	23.9% (2010) *			
	14.5%(2000)(北東:16.8%、南東:13.1%)*			
障害者の就労	就業率:10%以下**			
	法定雇用率:2~5%(政府機関は 5%)			
障害者の教育	就学率: 地方で 47.5%、都市で 44.4%*			
障害者関連法	障害者法(1995 年)			
	Persons with Disabilities (Equal Opportunities, Protection of Rights and			
	Full Participation) Act, 1995			
	精神障害者法(1987年)			
	リハビリテーション委員会法(1992 年)など			
障害者の権利条約	2008年8月1日に批准***			

出典:*IBGE 国勢調査(2010年、2000年)

** International Disability Rights Monitor

*** http://www.un.org/disabilities/countries.asp?navid=12&pid=166

(2) 障害者の統計

2010年の Brazilian Institute of Geography and Statistics (以下、IBGE)の国勢調査によれば、ブラジルには障害者が 4,560 万人おり、人口の 23.91%を占めている。これは WHO が World Disability Report 2011 で報告している 15%を大きく上回っている。WHO の ICF (国際生活機能分類²⁰) に則って集計されたことが大きな要因だと思われるが、それでも ICF がブラジルで初めて採用された前回の国勢調査の 2,450 万人(14.5%)(2000年)から著しく増加しており、今回の調査で全国的に、より詳しい調査が実施されたものと考えられる。障害種別を見ると、視覚障害者が 58.3%で最も多いが、その多くは軽度の弱視となっている。次いで運動機能障害が 21.6%、聴覚障害者が 15.8%、そして精神・知的障害者が 4.3%である。精神・知的障害者についての詳しい統計情報が入手できず、自閉症や発達障害者の数については把握できていない。

_

²⁰ ICF: International Classification of Functioning, Disability and Health, WHO によって 2001 年 に制定された、人間の生活機能と障害に関して分類するもの。

表 2-28 国勢調査における障害者の数と割合

総人口	障害者	視覚(58.3%)				
		全盲 弱視(重度) 弱視(軽度)				
190,755,799	45,623,910(23.91%)	528,624	6,056,684	29,206,180		

聴覚(15.8%)			運動機能(21.6%)			精神·知的障
失調	難聴(重	難聴(軽	移動不可	重度	軽度	害者(4.3%)
	度)	度)				
347,481	1,799,885	7,574,797	740,456	3,701,790	8,831,723	2,617,025

出典: Brazilian Institute of Geography and Statistics (IBGE)国勢調査 2010 年より抜粋

また 2000 年の IBGE の国勢調査によると、ブラジル北東部の障害者の人口比率は 16.8% と、南東部の 13.1%と比べ 3%以上高くなっている。さらに IBGE が 2002 年と 2003 年に発表したプレスリリースをまとめた記事²¹によれば、人口が 2 万人以下の街で障害者の比率が高く (16.3%) 大都市になると低い (13%) ことや、人種によっても比率が変わることが報告されている。たとえば、現住民族や黒人の障害者比率はそれぞれ 17.1%と 17.5%とされ、白人やアジア系では 14%とされている。また年齢による差異も大きく 14 歳では 4.3%だが65 歳以上では 54%の人が障害者である。

(3) 障害者の教育

2000年のIBGE の国勢調査によれば、ブラジルでは、7歳から14歳の全児童の94.5%が教育を受けているのに対して、同年齢の障害児は88.6%しか教育を受けておらず、重度障害児になると74.9%しか教育を受けていないとされている。さらに、8年の義務教育を終了できる障害者はわずか10%である。また、全児童の識字率は87.1%だが、障害者は72%と低くなっている。15歳以上で3年以下の教育しか受けていない人たちの32.9%は何らかの障害を持っており、様々な側面から見ても、障害者の教育へのアクセスは平均より劣っていることが分かる。憲法ではすべての国民に教育への平等なアクセスが保障されているが、実際には、障害者は教育へのアクセスに困難を抱えていることが推察される。

International Disability Rights Monitor (以下、IDRM)²²の報告によれば、ブラジルでは、教育ガイドライン法²³により、障害児にはインクルーシブ教育が望ましいが、それが実現できない場合には、特別教育が提供されるべきとしている。また連邦政府の方針により、学校は障害者が使いやすいようアクセシブルでなければならないが、実際にアクセシブルな学校はわずか 20%に留まるとのことである。

²³ The Act on National Education Guidelines and Bases (Section 58 and following sections)

²¹ http://www.cirnetwork.org/idrm/reports/americas/IDRM_Americas107.html

http://www.ideanet.org/content.cfm?id=535D

nttp://www.ideanet.org/content.com/.id=333D

障害を持つ学生の約半数は、特別支援学校に通っている。残りの半分は、統合学級か特 殊学級に所属しており、わずかだが在宅学習の障害児がいる。都市部には特別支援学校が あり教員も確保されているが、地方では学校数も少なく教員の質も確保できていない。高 校以上の教育機会については、義務教育ではないので統計が取れていないとされている²⁴。

視覚障害者に対し、初等教育では点字教材は無償で提供されることになっているので、 学校は必要に応じ政府に点字教材を要請できることになっている。

また現在ブラジル政府が障害者の社会参加を促進する為に実施している「Living without limit 計画」では、2014年までに学校に通う障害児を22万9千人から37万8千人(対象者 の 70%) にまでに増加させるために $^{25}2,600$ 台のスクールバスを配備し、648 人の手話通訳 を確保し、42.000 校をバリアフリーにするなど、具体的な目標を立てた対策が講じられて いる26。

(4) 障害者の就労

IDRM の報告²⁷では、2002 年の国勢調査によると、10 歳以上で、ブラジル国内で雇用さ れている人は 6,600 万人であり、そのうち 90 万人²⁸が障害者とされている。 就業年齢におけ る障害者の雇用率は 10%以下であり、非障害者の 50%と比べると極端に低くなっている。 障害種別で見ると、精神障害者の雇用率が19.3%ともっとも低く、視覚障害者は40.8%とな りもっとも高くなっている。障害者は雇用率が低いだけでなく、賃金も非障害者と比べる と低く設定されている。特筆すべきこととして、3割近い障害者は、最低賃金を下回る収入 しか得ることができていない状況も挙げられる。

またいくつかの企業は、障害者の法定雇用率を遵守し、障害者雇用に積極的に取り組ん でいる。政府機関は5%以上の障害者を雇用しなければならないので、組織ごとに障害者の ためのポストを確保している。しかし一般的には、雇用主の理解不足、交通手段の確保、 障害者の教育や訓練の機会不足などが障壁となり、障害者雇用が進まないことが多い。

また「Living without limit 計画」では、障害者に職業訓練校への入学促進、退職後の復学 促進、就労斡旋サービスなどの提供を通じて障害者の雇用促進を行っている。

²⁴ http://www.ideanet.org/content.cfm?id=535D

²⁵ http://www.pessoacomdeficiencia.gov.br/app/viver-sem-limite/perguntas-e-respostas

²⁶ http://www.pessoacomdeficiencia.gov.br/app/viver-sem-limite/perguntas-e-respostas

²⁷ http://www.ideanet.org/content.cfm?id=535D

²⁸ IDRM の報告には 900 万人と記載されているが、障害者の当時の人口 2,450 万人から考える と900万人は明らかに割合が高く、90万人の記載ミスと判断した。

2.3.3 ブラジルの障害分野の関連計画、政策及び法制度

現在ブラジル政府は、The National Rights of Persons with Disabilities - Living without Limit というプログラムを障害者の社会参加促進のため、新しいイニシアチブとして実施している。このプログラムは、2011 年 11 月に Decree 7612 として 15 省庁の協力のもと正式に実施されることが決まり、事務局は National Council on the Rights of Persons with Disabilities (CONADE)が務めている。予算は 76 億ドルと大きい。重点分野は、教育へのアクセス、社会参加(労働・貧困削減)、医療・保健、アクセシビリティの 4 分野である。「障害者と非障害者の境界線は、人の状態によって決まるのではなく社会が決めている。だから障害のある人も無い人も平等な機会が提供されれば、限界を無くすことができる」という障害の社会モデルの考えに基づいている。

ブラジルは、1988年の連邦憲法が障害者を含む全国民の権利を保障しているが、2007年3月に「障害者の権利条約」と「選択議定書」に署名したことから、2008年7月に政令186号を持って国会で承認を受け、同年8月25日に行政府命令6949号によって、権利条約が憲法5条3項に準拠する形で憲法改正され実施に移された²⁹。本改正によって、ブラジルでは権利条約で保障されている障害者の権利が、憲法によって保障されることとなった。

その他に、障害者の権利を保護する法律として、7853 法(1989 年 10 月 24 日)があり、障害者支援、障害者の社会統合、そして障害者統合国家調整事務局(National Coordination Office for the Integration of People with Disabilities: CORDE)などに関し規定している。また、8213/91 法では、障害者の法定雇用率を定め、100 人以上の従業員がいる会社では 2~5%の障害者もしくはリハビリテーションを受けている障害者を雇用しなければならない。

2.3.4 ブラジルの対象分野の ODA 事業の事例分析

ブラジルは、現在、世界第6位の経済規模を誇り、2010年度にはすでに円借款の卒業基準を超えていることから、援助対象国というよりも、開発協力のパートナーと位置づけられている。援助方針も、相互に経済関係を発展させながら、急激な成長がもたらす弊害を緩和、三角協力を通じた互恵的協力関係の構築となっている。重点分野は、都市問題と環境・防災対策、三角協力支援となっている。障害分野は直接の重点支援対象分野ではないが、防災では、障害者も社会的弱者として対象に含まれることに加えて、三角協力におけるポルトガル語圏内を対象とした支援事業の対象として、インクルーシブな取り組みを取り上げる可能性は十分にあると考えられる。

これまでの ODA 支援事業には、「草の根技術協力」として「ろう者組織の強化を通した

_

²⁹ 1st National Report of the Federative Republic of Brazil on Fulfillment of the Provisions of the Convention on the Rights of Disabled Persons, Paragraph (B), Article 15

非識字層の障害者への HIV/AIDS 教育」(2008.10-2011.09)があり、同事業はフォローアップ協力として 2013 年 3 月まで実施されている。その他には、JICA ボランティア派遣を通し、これまで 63 名のソーシャル・ワーカーと 1 名の理学療法士が派遣されている。また本調査における領事館からの情報によれば、2013 年には、草の根無償協力によって知的障害者の教育支援事業に ICT 機器を提供する予定ということである。

また防災関連の支援プロジェクトが、技術協力プロジェクトで実施予定であるが、同案件にインクルーシブの視点が含まれているのかは未確認である。

表 2-29 日本の援助実績

援助形態	実績
有償資金協力	(2010 年度、E/N ベース) 191.69 億円
無償資金協力	(2010 年度、E/N ベース) 2.94 億円
技術協力実績	(2010 年度、JICA ベース) 19.88 億円

出典:外務省ウェブサイト・各国情勢・ブラジル

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/data.html

表 2-30 草の根技術協力

採択内 定年度	件名	協力期間	形態	実施団体 名	主管
2007	ろう者組織の強化を通した 非識字層の障害者への HIV/AIDS 教育	2008.10- 2011.09	パートナ ー型	DPI 日本 会議	広尾センター
2011	ろう者組織の強化をとおし た非識字層の障害者への HIV/AIDS 教育	2011.10-2013.3	フォロー アップ協 力	DPI 日本 会議	広尾センター
2012	ブラジルにおける障がい者 インクルージョンのための 園芸療法	2012. 12 -2015. 6	支援型	NP0 法人 グローバ ル園芸療 法センタ	九州国際セン ター

出典: JICA ナレッジサイト

 $\frac{\text{http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VW02040101?OpenView\&Start=1\&Count=1000\&Expand=6.2\#6.2}{\text{nd}=6.2\#6.2}$

表 2-31 草の根・人間の安全無償資金協力

	衣 Z-31 早の低・八間の	女主無負負並 <i>曲刀</i> 		
年度	件名	実施団体名	日本円	
2000年	サン・ミゲル・アルカンジョ障害者を支え	サン・ミゲル・アルカンジョ障	2 022 000	
(H.12)	る親と友の協会施設改善計画	害者を支える親と友の協会	2,923,000	
2002年	相供院中老士控制而	士只用戏团败协 人	9 690 696	
(H.14)	視覚障害者支援計画	市民開発国際協会	2, 630, 686	
2002年	ヒベイロン・ピレス障害者を支える親と友	ヒベイロン・ピレス障害者を支	0 140 079	
(H.14)	の協会医療機材導入計画	える親と友の協会	9, 140, 972	
2002年	精神遅滞児童福祉施設に対する車輌供与	 バイア精神遅滞者福祉協会	9 004 970	
(H.14)	計画	八八 / 相們建佈有個低励云	2, 084, 370	
2002年	障害児童通学用車両供与計画	人権社会教育協会	005 950	
(H.14)	障害冗里理子用事們供子計画 	八惟任云教月励云	905, 850	
2002年	市林フ州上計画	りな時中本極明センカ	9 949 400	
(H.14)	車椅子供与計画 	身体障害者援助センター 	2, 342, 400	
2004年	 視覚障害者用機材供与計画	 バイア視覚障害者協会	1,323,190	
(H.16)	优克厚音有用機材 医子前回 	ハイ / 悦見障音有 励云 	1,323,190	
2004年	視覚障害者リハビリ用クレーン設置及び	ロンドリーナ視覚障害者支援	1 502 000	
(H.16)	機材供与計画	協会	1,583,890	
2005年	ゴイアス州盲人図書館機能拡充計画	ゴイアス州盲人協会	6,031,376	
(H.17)	コイノへ加自八凶音略傚能処儿計画			
2005年	5.体腔字类12.牡子7.牧去坛凯敢供礼而	西部アマゾン日伯協会	8,478,038	
(H.17)	身体障害者に対する教育施設整備計画			
2005年	タンガラ・ダ・セハ養護学校通学用バス購	タンガラ・ダ・セハ障害者を支	9,948,967	
(H.17)	入計画	える親と友の協会		
2005年	サンパウロ視覚障害者支援団体点訳機材	ドリナ・ノヴィウ視覚障害者基	7 400 200	
(H.17)	導入・施設改修計画	金	7,499,309	
2005年		イタプイ障害者を支える親と	2.060.464	
(H.17)	イタプイ養護学校施設改修・機材購入計画	友の協会	2,969,464	
2006年	パラナイバ差雑学校通学田バフ敷供制画	パラナイバ障害者を支える親	9,999,990	
(H.18)	パラナイバ養護学校通学用バス整備計画	と友の会		
2006年	カシランジア養護学校通学用バス整備計	カシランジア障害者を支える	9,504,264	
(H.18)	画	親と友の会		
2006年	イパメリ身体障害者リハビリセンター拡	イパメリ・ペスタロッチ協会	9,036,954	
(H.18)	充計画	イハクリ・* ^ ^ クロツカ 励会		
	·	·		

年度	件名	実施団体名	日本円
2006年 (H.18)	障害者支援計画	障害者を支える親と友の会- イボチ支部	9,893,985
2007年 (H.19)	ロライマ身体障害者活動参加支援計画	ロライマ身体障害者協会	7,348,832
2007年 (H.19)	ゴイアニア・障害治療リハビリセンター医療機器整備計画	ゴイアス州統合・リハビリ協会	8,209,552
2007年 (H.19)	サン・カルロス障害者作業学習用教室建設 計画	サン・カルロス障害者を支える 親と友の会	9,976,580
2007年 (H.19)	カンピーナス知的障害者総合診療センタ 一医療機材整備計画	カンピーナス障害者を支える 親と友の会	5,972,956
2008年 (H.20)	バウルー障害者支援施設・乳幼児療育室建 設計画	バウルー障害者を支える親と 友の会	7,991,473
2008年 (H.20)	障害者職業訓練計画	障害者の親と友の会エステイ オ支部	8,135,096
2008年 (H.20)	ロンドノポリス障害者通学用バス整備計 画	ロンドノポリス障害者を支え る親と友の会	9,999,822
2008年 (H.20)	オズヴァルド・クルス養護学校障害者理学 療法用施設整備計画	オズヴァルド・クルス障害者を 支える親と友の会	9,739,018
2008年 (H.20)	プレジデンテ・ヴェンセスラウ障害者保健 施設建設計画	プレジデンテ・ヴェンセスラウ 障害者を支える親と友の会	9,962,193
2009年 (H.21)	ジェニウダ・ポルト障害者福祉院職業訓練 施設整備計画	マセイオ・ペスタロッジ協会	6,003,046
2009年 (H.21)	マナウス市身体障害者のためのマイクロ バス整備計画	マナウス工業団体ロータリー クラブ	9,880,790
2009年 (H.21)	サンパウロ脳性まひ者保護施設適正化計 画	友愛シスター・クラーラ	9,999,961
2010年 (H.22)	ドラセーナ障害者保健施設建設計画	ドラセーナ障害者を支える親 と友の会	9,999,626
2010年 (H.22)	トゥパン養護学校障害者理学療法施設整 備計画	トゥパン障害者を支える親と 友の会	9,931,946
2010年 (H.22)	ア・パトチーニャ特殊学校校舎改修計画	障害者を支える親と友の会ボ ラゾポリス支部	8,433,680
2010年	身体障害者用歯科治療機器導入計画	アマゾナス州立大学	9,756,448

年度	件名	実施団体名	日本円	
(H.22)				
2010年	モンチ・アプラジーヴェル養護学校通学用	モンチ・アプラジーヴェル障害	0.777.024	
(H.22)	マイクロバス整備計画	者を支える親と友の会	9,777,034	
2011年	担受除字类士授到亚	ジョインヴィーレ・アイバンク	4 202 759	
(H.23)	視覚障害者支援計画		4,202,758	
2011年	アクリダス児童養護施設総合調理センタ	アクリダス児童養護施設	9,323,106	
(H.23)	一及び食堂建設計画	アクリグへ近里食暖爬収		
2011年	アラサツーバ養護学校通学用マイクロバ	アラサツーバ障害者を支える	9,820,260	
(H.23)	ス整備計画	親と友の会		
2011年	ドトール・ジョアン・アルフレッド・デ・	ポルトアレグレ障害者を支え	8,296,758	
(H.23)	アゼベード特別学校改善計画	る親と友の会		

出典:外務省ウェブサイト・国別地域別政策・情報・ブラジル・約束状況 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/latin/brazil/exchange.html

表 2-32 JICA ボランティア派遣 (1965年~2010年2月28日累計)

ソーシャル・ワーカー	理学療法士	総計	
63	1	64	

出典: JICA 障害者支援事業一覧 H22.3 版から抜粋

2.3.5 ブラジルにおける背景、及び ODA ニーズ

リオデジャネイロにあるブラジル国立図書館は、調査団が示した戦略的な問題解決の枠組みに賛同しているが、ODA としての案件化までにはいくつもの課題がある。原則として著作権の問題が無く喫緊のニーズがある公的機関が発行する防災・医療・保健等の情報を、公的機関が先行して DAISY あるいは EPUB3 形式のデジタルコンテンツを国立図書館に納め、デジタルネットワークで配信するシステム作りによる先行事例を進め、ユニバーサルデザインの知識共有システムの活用による問題解決のモデルとする提案は、国立図書館および文化省高官、障害者団体等の賛同を得た。特に、日本語コンテンツ処理技術と 2011 年3 月 11 日の津波被災地で効果が確認された重度の精神障害者が自ら主体的に参加する防災訓練用マルチメディア教材作成技術等は、特に日本固有のものとして協力が求められている。

また、150万人の日系人住民の存在に加えて、サッカーのワールドカップとオリンピックおよびパラリンピックが相次いで開催されるため、2016年までに多くの日本人旅行者が入国すると見られている。そのため急増が予測される日本人旅行者に向けた通訳者の養成がはかられており、通訳に優れた能力を発揮する可能性が高い視覚障害者のためにアクセシブルな日本語教材が入手できれば就労機会の拡大に具体的に結びつくという意見が視覚障害者支援団体から出ている。また、ブラジルでは既に国の費用でDAISY版教科書が提供されるなど進んでいる面もあるが、南高北低の国内の地域格差の是正と、ボルトガル語圏の開発途上国およびラテンアメリカ諸国への国際協力に日本の協力を得たいという意向も持っている。

リオデジャネイロにある国立図書館のデジタル図書館責任者は、アクセシブルな図書館作りにかつて取り組んで失敗した経験から、図書館のアクセシビリティ改善のために日本からの支援を望むと率直に述べた。国立図書館の「長期戦略案」に基づくODA案件化の可能性について面談した国立図書館を担当する文化省担当者は、同国が提案国となっているWIPOの新著作権条約を担当した人物であり、新著作権条約がディスレクシアを含む多様なプリント・ディサビリティを対象とするものであることから、国立図書館および全国の公共図書館等が幅広い障害者を支援する新しい業務展開が必要であることを熟知していた。文化省としては、調査団の提案する著作権の制約の無い防災・保健医療情報等のアクセシブルな公的情報が先導するパイロットプロジェクトを高く評価し、それにODAを活用する提案について賛意を表明した。防災情報に関連しては、文化省との面談に同席したブラジルの障害者団体からも、貧困層が地滑り等の危険地域に多く住み、障害者と非識字者も理解できるアクセシブルな防災知識の普及が急務との指摘があった。

ブラジルで実用化された Ginga というデジタルテレビのミドルウエアは DAISY および EPUB と共通の基盤技術である SMIL を用いており、ブラジルが日本と共通する地上波デジタル技術を用いている。リオデジャネイロの PUC が開発を継続している Ginga と DAISY および EPUB3 を連携すると、動画を含む防災等の公的情報に関する放送と通信および図書館ネットワークを連結した最も効率的でアクセシブルな防災情報提供システムの基盤となる 国際標準を創出できるため、SATREPS 案件としての展開の可能性もある。

通訳あるいは翻訳の分野で職域を広げることが近年視覚障害者の職域拡大のテーマとして注目されており、150万人の日系人住民の存在に加えて、サッカーのワールドカップとオリンピックおよびパラリンピックが相次いで開催されるブラジルでは、日本語学習熱が高まっている。このため、視覚障害者の雇用促進に関係する団体は、アクセシブルな日本語学習教材の早急な入手を切望し、この機会に視覚障害者に日本語通訳者あるいは日本語翻訳者としての就労実績を作ることができれば、その後にも継続が可能な新らしい職域が開かれると期待している。

ブラジルは、DAISY をはじめとする IT を活用した視覚障害者の教育支援においては先進国に属している。しかしながら、教育省が DAISY 仕様の一部に変更を加えた MEC DAISY と呼ばれる独自の規格で視覚障害者用教科書を製作し、主要な視覚障害者支援団体は国際標準の DAISY 規格を用いている。この独自規格は急速な基盤技術の進歩を反映するのが難しいため、政府は国際規格に準拠する方向で近々軌道修正を図るものと予測される。その際に DAISY と EPUB の開発に深く関わってきた日本に対して、日本語処理を含めた技術的な協力を求めてくる可能性もある。

また、南高北低の国内の地域格差の是正と共に、ラテンアメリカ諸国の DAISY 関係団体で組織する DAISY Latino の事務局を Dorina Nowill Foundation がつとめるなどラテンアメリカとポルトガル語圏の開発途上国への支援を展開する姿勢が官民共にあり、それらの地域と国への DAISY および EPUB の技術移転に日本の協力を得たいという意向が文化省からも表明された。具体的な協力としては、第三国研修あるいは本邦における集団研修、当該技術を持った専門家あるいは青年海外協力隊員の派遣などが考えられる。特に発達障害と精神障害の分野での DAISY の応用には日本独自に開発したものが多いので、その点での有効な支援が望まれている。

ブラジルにおける当該分野に関連する既存 ODA 事業との連携としては、ろう者の HIV 予防を目的とする「たんぽぽプロジェクト」担当者と面談し、同プロジェクトの優れた成果を、DAISY と EPUB によるアクセシブルな教材の導入によって更に発展させられる可能性があるという点で意見の一致をみた。

以下に案件化の可能性のある ODA 案件を列挙する。

● 技術協力:

安心安全を支えるインクルーシブな知識基盤構築のための人材育成(仮称)

国	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
ブラジル	案件化	案件化	審査	第一フェーズ			査 第一フェーズ 第二フェーズ					
Defesa	調査	調査,		障害者コ	障害者ユーザー教育人材養成 障害者ユーザー教育				育人材養成	ζ		
Civil		要請書		公的出版	公的出版物の EPUB3 化 すべ			すべての	の防災・値	呆健医療 占	出版物の	
Nacional		提出		防災・保健医療情報の障害者対応			EPUB3 に	よる納本				
								防災・保	健医療情報	服の動画・	手話対応	

● 文化無償協力または中小企業ノンプロ無償協力:

インクルーシブなデジタル図書館ネットワークと日本語コレクションの整備充実(仮称) (アクセシブルな端末装置を整備した日本語コレクション室の国立図書館内への設置工事を含む)

国	2013	2014	2015	2016	2017
ブラジル	細木	m 注	*	+/ 	= ₩ /##
国立図書館	調査	要請書提出	夫	施	評価

● 本邦集団研修:

EPUB3/DAISY 製作指導者専門研修 (期間 3 週間前後) (第一期: 2013-2017、第二期: 2018-2022)。以下の講師陣により本邦に蓄積された EPUB3/DAISY の活用に関わるノウハウのすべてを、沖縄をベースに「EPUB3/DAISY のユニバーサル防災への活用」をテーマにしたサイトビジット(神戸、仙台、浦河)を含めて、効果的に提供する。

- EPUB3/DAISY の国際的研究開発および普及指導の第一線で活躍する専門家
- 中小企業等で EPUB3/DAISY 製品を開発普及している人材
- 様々なプリント・ディサビリティの当事者
- EPUB3 出版でビジネスを展開している出版者
- 最適化された EPUB3/DAISY で個別支援をする教員およびボランティア
- DAISY マニュアルを防災に活用する精神障害者グループ 等

● 第三国研修:

EPUB3/DAISY 製作指導者専門研修(ブラジル)上記の本邦集団研修のカリキュラムに沿って、ブラジルのカウンターパートと共に実施する。中南米カリブ海諸国およびポルトガル語圏途上国はブラジルが担当する。第一期 2014-2018、第二期 2019-2023 とする。

● 草の根技術協力:

ブラジルにおけるアクセシブルな電子出版技術を活用したインクルーシブな HIV 予防活動の支援(仮称) NPO 法人支援技術開発機構、カウンターパート: Dorina Nowill Foundation、期間: 2013-2015、費用 8,000 万、うち初年度本邦中小企業等機材調達費 2,000 万

• SATREPS:

コミュニティを中心にしたインクルーシブな避難計画の国際共同研究(仮称) 静岡 県立大学+人と未来防災研究所、カウンターパート: NECTEC・チュラロンコン大学(タイ)、アテネオ大学・フィリピン大学(フィリピン)、CSIR(南アフリカ)、PUC リオデジャネイロ(ブラジル)、スワミナサン研究財団・IGNOU(インド)期間 2014-2018

2.4 フィリピン

2.4.1 フィリピンの政治・経済の概況

(1) 基礎情報³⁰

フィリピンは人口約 9,401 万人、一人当たりの GDP が 2,007 ドル (2010 年) の中所得国に位置付けられる。7,000 以上の島々で構成される島国であり、公用語のフィリピノ語と英語以外に 80 前後の言語が使われている。2010 年に発足したアキノ政権はミンダナオ和平、及び治安の強化を政権の重要政策として掲げているほか、5 つの外交基本政策に「経済外交を通じた外資導入および雇用創出による経済発展」、「人権の促進・保護」と「防災の促進」が含まれる。農林水産業が盛んで、全就業人口の約 32% (2012 年) が従事しているほか、近年、コールセンター事業等のビジネス・プロセス・アウトソーシング (BPO) 産業を含めたサービス業が大きく成長し、全就業人口の約 52%を占めている。識字率は 95.6% (フィリピン国家統計局) と高い。日本との関係が強く、フィリピンにとって輸出入額、援助額ともに日本が最大である。在留邦人数は 17,702 人 (2011 年) であるが、在日フィリピン人は 209,376 人と多い。

表 2-33 フィリピン基礎情報

首都	マニラ
面積	29.9万 km² (日本の約8割)。7109の島々がある。
人口	9,401 万人(2010 年推定値、フィリピン国勢調査)
言語	国語はフィリピノ語。公用語は、フィリピノ語と英語。その他、
	80 前後の言語がある。
民族	マレー系が主体。ほかに中国系、スペイン系及びこれらとの混
	血並びに少数民族がいる。
宗教	83%がカトリック、その他のキリスト教が10%、イスラム教は5%
国内総生産	1,887 億ドル(2010 年)
実質 GDP 成長率	7.6%(2010年)
一人当たり GDP(名目)	2,007 ドル(2010年)
通貨	ペソ(1 ペソ=約 1.8 円)2011 年 8 月現在
主要産業	農林水産業(全就業人口の34%が従事)
失業率	7.5% (2009), 7.3% (2010), 7.0% (2011)
識字率	95.6%

出典:外務省ウェブサイト「各国・地域情報」フィリピン

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html

71

³⁰外務省ウェブサイト「各国・地域情報」フィリピンを参照

2.4.2 フィリピンの障害分野における開発課題の現状

(1) 障害者の現状・概要

フィリピンの対象分野の概要を下表に示す。

障害者の数	144万3千人(2010年)*
障害者の割合	1.57% (2010) *
障害者の就労	法定雇用率 5%(政府機関)**
障害者の教育	就学率 46.37%**
障害者関連法	障害者のためのマグナカルタ: Republic Act No. 7277 (1991、2007
	年に改訂、Republic Act No.9442)、など
障害者の権利条約	2008年4月15日に批准***

出典: *National Statistics Office 国勢調査 2010 年

** National Statistics Office 国勢調査 2000 年

***http://www.un.org/disabilities/countries.asp?navid=12&pid=166

(2) 障害者の統計

国家統計局(National Statistics Office: 以下、NSO)の資料によれば、フィリピンでは国勢調査が 1995 年、2000 年、2007 年、2010 年に実施されているが、そのうち障害者に関する統計は 1995 年、2000 年、2010 年の 3 度集計されている。

最新の国勢調査 (2010 年) によれば、フィリピンの障害者人口は 144 万 3 千人で人口のおよそ 1.57%となっている。2000 年の国勢調査より障害者が占める人口比率は増加しているが (2000 年は 1.23%)、WHO が報告している 15%と比べると極端に少なく、貧困層が22.5%³¹を占めるフィリピンの社会的背景を考慮すると、この統計情報が現状を正確に反映できているとは考えにくい。また障害種別による統計は利用できないが、年齢別の統計を見ると、フィリピンには若年層も高齢者も比較的同数程度の障害者が存在しており、0~14歳までの障害者は 27.2 万で、50~64歳では 27.4 万人である。これは日本など先進諸国と比べると、高齢の障害者の比率が極端に低いことになる。

障害種別は、2000年の国勢調査から利用でき、それによると視覚障害者が50.2%と圧倒的に多く、その内訳は弱視37.4%、片目盲8.1%、全盲4.7%である。その他は、いずれかの四肢の欠損8.5%、四肢まひ5.9%、聴覚障害者(失調・難聴含む)12.9%、精神障害者7.1%、知的障害者7.0%、言語障害5.4%、重複障害2.9%となっている。本調査の対象としているディスレクシアなどの発達障害者などの詳細なデータは把握できない。

³¹ フィリピン共和国「貧困プロファイル」、国際協力機構(JICA)、2012年3月

表 2-34 障害種別と数

障害種別	人数	割合
全盲	44,014	4.7%
片目盲	76,731	8.1%
弱視	352,398	37.4%
失調	35,890	3.8%
部分失調	40,983	4.4%
難聴	44,725	4.7%
発語障害	50,862	5.4%
片・両腕の欠損	36,313	3.9%
片・両足の欠損	43,367	4.6%
四肢まひ	55,889	5.9%
知的障害	66,113	7.0%
精神障害	67,294	7.1%
重複障害	27,519	2.9%
合計	942,098	

出典: NSO 国勢調査 2000 年より抜粋

国勢調査の他に、2005 年に WHO/UNESCAP による ICF の基準を適用した障害サンプル 調査が実施されている。この時の結果は、軽度障害を感じている人が 28.19%、中度障害だ と 14.85%、重度障害だと 2.65% となっている32。この結果は、障害者の割合は NSO の 2000年の統計をはるかに上回る数値である。

(3) 教育

フィリピンでは障害者の教育機会がまだ十分に保障されておらず、識字率も非障害者と 比べて著しく低い。また高等教育機関にまで進学できる障害者は非常に限られている。一 方で、調査によって結果にも大きな差があり、フィリピンにおける障害者の教育の現状は まだ十分に把握できていない側面もある。

NSO の 2000 年の国勢調査によれば、5 歳以上の障害者のうち 46.37%の人が小学校に通った経験を有する(卒業を含む)。また 16.53%が高等学校を卒業しており、わずか 2.57%が大学を卒業している。また 10~14 歳の障害者の識字率は 69.43%であり、同年齢の非障害者の識字率 90.57%と比べると 20%以上低くなっている。

アジア経済研究所が 2008 年に実施した、障害者 403 人を対象としたサンプル調査では、

³² p187, 森壮也【著】、小林昌之【編】、アジア諸国の障害者法 - 法的権利の確立と課題、アジア経済研究所、2010

403人のうち、32人(約8%)が全く教育を受けておらず、98人(約24%)が小学校を卒業していない。一方で、101人(約25%)が高等教育(大学レベル,中退を含む)まで進学しており、小学校すら卒業していない障害者の割合が32%と高い一方で、高等教育まで進んでいる障害者が25%という高い結果がでている。

また JICA の平成 14 年 (2002 年) の「国別障害関連情報・フィリピン共和国」³³によれば、フィリピンには特殊教育学校 94 校、特殊教育センター (校内に設置) 14 カ所、寄宿学校 19 校、病院学校 2 校、特殊学級 4292 校、統合プログラム 23 校が存在している。

(4) 就労・職業訓練

NSO の 2000 年の国勢調査によれば、15 歳以上の障害者の 57.12%が雇用されており、雇用されている障害者の多くは、障害は仕事をする上で妨げにはなっていないと考えている。雇用されている障害者のうち、30.94%が農業や漁業などの第一次産業に携わっており、10.81%が労働者や軽作業員である。

またアジア経済研究所の2008年のサンプル調査によると、標本障害者のうち約半数が雇用されていた。障害種別に見ると、視覚障害者の就業率が71.5%と非常に高く、次いで肢体不自由障害者の44.2%、聴覚障害者の31.5%となっている。視覚障害者は、マッサージ師として働く人が多く、これが就業率を高めていると考えられている。

障害者の職業訓練所は、国立職業リハビリテーションセンターがひとつ、地区職業リハビリテーションセンターが 3 カ所にある。対象は、身体、視覚、聴覚、知的障害に加え、精神病回復者、刑期終了者も含まれている。婦人服、紳士服、登記、木工、養豚、園芸などを指導している。

他に、「更生障害者工業ワークショップ」で食料品の生産している。また 1965 年に設立 された NGO「階段のない家」では、福祉工場として溶接や木工、包装、洋裁、食料生産な どに加え、車イスの生産も行っている。

2.4.3 フィリピンの障害分野の関連計画、政策及び法制度

フィリピンの障害者に対する政策は、1992年に制定された障害者のマグナカルタ(共和国法 7277号・Magna Carta for Disabled Person, RA7277)によって細かく規定されている。本法は、フィリピンで最初の障害者の人権を認めた包括的な法律であり、2007年に共和国法 9442号として改訂された。途上国の法律としては比較的早い 1990年代前半に、障害者の人権を認めた法律として評価されおり、雇用や雇用奨励金、免税、交通費の半額割引、特殊教育

_

³³ http://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/pdf/phi_jap.pdf

の拡大、投票時の手助け、さらに差別的状況の定義や禁止、点字や手話通訳、ビルのアク セスなどを網羅している。しかし現実には、その実施状況に関しては期待された程の成果 を上げていないと言われる。

同法は、まず障害者を平等な権利を持つフィリピン社会の一員と認め、したがって政府 は彼らの福祉の向上および社会参加を支援する義務を負い、障害者のリハビリテーション、 自立、自助を促進することを規定している。

その中で政府は、障害者に対して質の高い教育を受ける権利を認めており、フィリピン全土で障害児には特殊教育が提供されることになっている。高等教育に進む貧困家庭の障害学生には奨学金、学生ローン、補助金などの経済的支援も認めており、また国立大学の障害学生に対しては、必要に応じ特別なファシリティの提供、支援に必要な資金配分などを規定している。また、障害者に対する支援機器の研究も奨励されている。

障害者雇用に関しても、障害者に対する機会均等が権利として認められており、その為、 多くの政府機関には5%の法定雇用率が課せられている。民間企業に対し法定雇用率は課せられていないが、障害者雇用を促進する為に、障害者の雇用状況に応じて25~50%の減税が認められている。

同法は、2007年に共和国法 9442号として改正され、公共の交通機関、医療サービスや医薬、宿泊施設、食堂などでの障害者向けの料金割引を明確に規定した。登録カードを提示すればこれらの割引が受けられる。

その他にも、1950 年代以降、2009 年までの障害者関連法は 26 法あり、他のアジア途上 国と比べると非常に多く、法制度的には進んでいるとされている。

2.4.4 フィリピンの障害分野の ODA 事業の事例分析

国別援助方針(2012年)によれば、フィリピンは日本にとってすでに「戦略的パートナー」と位置づけられ、援助の基本方針も「包括的成長」の実現に向けた経済協力を実施である。重点分野は、(1)投資促進を通じた持続的経済成長(2)脆弱性の克服と生活・生産基盤の安定(3)ミンダナオにおける平和と開発、の3つの柱で構成される。脆弱性の克服とは、自然災害や感染症など、貧困層に対する各種リスクに対する脆弱性の克服を意味する。また上記重点分野には、災害に対応するためのソフト面を含めたインフラ整備、医療保険などの分野におけるセーフティネットの整備、などに対する支援が含まれる。

2011 年~2016 年までに実施予定もしくは実施中の案件は 154 件(技術協力プロジェクト 31 件、個別専門家 20 件、無償供与 11 件、草の根技術協力 11 件など) と多い。

表 2-35 日本の援助実績 (2009 年度までの累計、E/N ベース。技協は JICA ベース)

援助形態	実績
有償資金協力	21,713.57 億円(うち 2009 年度 680.38 億円)
無償資金協力	2,539.88 億円(うち 2009 年度 59.03 億円)
技術協力実績	1,935.03 億円(うち 2009 年度 50.15 億円)

出典: http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html

フィリピンでは、2008 年~2012 年まで技術協力プロジェクトとして「地方における障害者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト」が実施されている。その他、円借款の産業インフラ整備にバリアフリーの観点が導入されており障害者も使いやすいように設計されている。また草の根技術協力プロジェクトとして、知的障害者の自立支援(2004 年度)や聴覚障害児への教育支援プロジェクト(2008 年度)などが実施されている。障害分野へのJICA ボランティアは、これまで 9 名派遣されている。また JICA の障害関連福祉従事者の国内研修にもフィリピンから研修生が参加している。

バリアフリープロジェクトは、地方に暮らす障害者が抱える社会的・物理的バリアーを 軽減するため、「障害者も地域に暮らす人と同じように社会共通の便益を享受する立場に ある」という地域社会での意識変革を目指し、障害者の指導者研修や地域社会に対する普 及啓発などを活動として実施したものである。

しかし本調査が対象とする、障害者への知識アクセスを通した教育支援や防災対策など はこれまでほとんど実施されていない。

表 2-36 技術協力プロジェクト

開始年度	件名	協力期間	実施状 況	主管
2008	地方における障害者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト(障害者に優しいまちづくり)	2008.10- 2012.09	終了	フィリピン事務所

出典:出典: JICA ナレッジサイト

http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VW02040101?OpenView

表 2-37 円借款

承諾年度	案件名		
1995 (1), 1996 (2), 1998 (3)	メトロマニラ大都市圏交通混雑緩和事業(1~3)		
1998 (1) 、2001 (2)	幹線空港開発事業(1&2) (バコロド空港分)		
2000	新イロイロ空港開発事業		

出典: http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html

表 2-38 草の根技術協力プロジェクト

採択内 定年度	件名	協力期間	形態	実施団体名	主管
2004	知的障害者自立支援プロジェクト	2005.09-2	協力支援型	特定非営利活動 法人 クオレ七 戸	東北支部
2007	聴覚障害児教育における 聴覚を活用した教育実施 体制支援プロジェクト	2007.12-2 010.12	協力支援型	フィリピン耳の里親会	札幌国際センター

出典: http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/country/philippines.html

表 2-39 JICA ボランティア派遣 (1965年~2010年2月28日累計)

ソーシャル・ワー カー	作業療法士	養護	理学療法士	総計
2	3	2	2	9

出典: JICA 障害者支援事業一覧 H22.3 版から抜粋

2.4.5 フィリピンにおける背景、及び ODA ニーズ

調査団は国立図書館長と会談を重ね、国立図書館と全国の公共図書館等が連携して、新著作権条約のプリント・ディサビリティ概念に基づく広範な障害者を対象にしたアクセシブルなデジタル図書館ネットワークの展開による知識アクセスの均等化の長期戦略についての完全な支持を得ることに成功した。この長期戦略に基づく防災・保健情報等の公的情報が先導する ODA によるパイロットプロジェクトを国立図書館が主導し、科学技術省(Department of Science and Technology: DOST) と PUP (Politechnical University of Philippines)が共同して人材養成とアクセシブルな電子出版技術の導入による長期戦略の実施をODAプロジェクトとして実施を担当するという政府内における分担も NCDA による調整によって

完了している。これにより、国立図書館、DOST、NCDAが障害者団体と共に共同して8月までに要請書を出す方向で3月中にも動き始めることになっており、早急な案件化調査団等の派遣によるフォローが望まれる。

フィリピンでは、視覚障害者にとって急速に拡張するコールセンターが極めて有望な産 業の一つとされているが、現在フィリピンで視覚障害者が使う音声出力による画面読みで は、利用者と対話中にコンピュータを操作することが難しい。また、公務員試験等の就職 試験の門戸が視覚障害者に開放されていても、ふだん音声でのみ読んでいると正確な綴り を習得しにくく、高得点がとれない。そこで、綴りを指で確認できる点字ディスプレイが 職業的自立に必須であるという強い要望があった。特に、世界の点字モジュールの 70%の シェアを占める信頼性の高い KGS の点字ディスプレイ製品を低価格で是非提供してほしい という強い要望がある。これについて、調査団はセブ島の保税地域に点字モジュールの組 み立て工場を持つ日本の中小企業である KGS の社長と NCDA、DOST、教育省および視覚 障害者団体代表とが直接意見交換する機会を設けて、何が可能かを探った。その結果、世 界中で製造される様々な点字ディスプレイ製品の 70%が同社のモジュールを使っているこ とを活かして、国内で修理等のサポートを受けられる可能性が明らかになった。これによ り、点字ディスプレイが故障すると外国に修理に出して何週間も読み書きできなくなると いう従来のリスクを最小限に抑えることができる。このリスクを排除する見通しが立った ことにより、確実に高い就業率が見込める点字ディスプレイを活用した高等教育と職業訓 練を進めて視覚障害者の就業率を高めるための国立職業リハビリテーションセンターおよ び PUP 等の大学における ODA 案件化が促進される見込みである。

フィリピンは対象国の中で最も当該分野での ODA 案件化の準備が整っており、国立図書館によるノンプロ無償協力および文化無償協力、DOST を実施機関とするプロジェクト技術協力、日本語教材と点字ディスプレイのパッケージによる日本語通訳者・翻訳者養成コース設置に関わる国立職業リハビリテーションセンターのプロジェクト技術協力、障害者の防災および視覚障害者の教育に関わる草の根無償協力等の申請が予測される。時期を逸することの無いように案件化調査を実施してこれらの案件化に関わる活動を直ちに実施することが強く望まれる。

以下に可能性のある案件を列挙する。

● 中小企業連携促進基礎調査:

ケージーエス株式会社によるフィリピンを対象にした「点字ディスプレイの普及による視覚障害者の雇用促進と社会参加の発展」に関する中小企業連携促進基礎調査。2013 年度

● 技術協力:

安心安全を支えるインクルーシブな知識基盤構築のための人材育成(仮称)

国	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
フィリピ	案件化	審査	第一フェ	第一フェーズ			第二フェーズ				
ン	調査,		障害者コ	障害者ユーザー教育人材養成			障害者ユーザー教育人材養成				
DOST	要請書		公的出版	公的出版物の EPUB3 化			すべての出版物の EPUB3 による納本			よる納本	
	提出		防災・係	防災・保健情報の障害者対応			防災・保健情報の動画・手話対応			話対応	

● 文化無償協力または中小企業ノンプロ無償協力:

インクルーシブなデジタル図書館ネットワークと日本語コレクションの整備充実(仮称)

(アクセシブルな端末装置を整備した日本語コレクション室の国立図書館内への設置 工事を含む)

国	2013	2014	2015	2016	2017
フィリピン	調査・	*	+/-:	= ₩ / ₩	
国立図書館	要請書提出	夫	施	評価	

● 本邦集団研修:

EPUB3/DAISY 製作指導者専門研修 (期間 3 週間前後) (第一期: 2013-2017、第二期: 2018-2022)。以下の講師陣により本邦に蓄積された EPUB3/DAISY の活用に関わるノウハウのすべてを、沖縄をベースに「EPUB3/DAISY のユニバーサル防災への活用」をテーマにしたサイトビジット(神戸、仙台、浦河)を含めて、効果的に提供する。

- ・ EPUB3/DAISY の国際的研究開発および普及指導の第一線で活躍する専門家
- 中小企業等で EPUB3/DAISY 製品を開発普及している人材
- 様々なプリント・ディサビリティの当事者
- EPUB3 出版でビジネスを展開している出版者
- ・ 最適化された EPUB3/DAISY で個別支援をする教員およびボランティア
- DAISY マニュアルを防災に活用する精神障害者グループ 等

• SATREPS:

コミュニティを中心にしたインクルーシブな避難計画の国際共同研究(仮称) 静岡県立大学+人と未来防災研究所、カウンターパート: NECTEC・チュラロンコン大学(タイ)、アテネオ大学・フィリピン大学(フィリピン)、CSIR(南アフリカ)、PUCリオデジャネイロ(ブラジル)、スワミナサン研究財団・IGNOU(インド)期間 2014-2018

2.5 その他の国(南アフリカ共和国)

2.5.1 南アフリカ共和国の政治・経済の概況34

南アフリカ共和国は、ひとり当たりの GNI が 6,090 ドルの中進国に位置付けられる。サブサハラ・アフリカの全 GNP の約3割を占めるアフリカ経済において重要な位置を占めている反面、失業率は1997年以降、20%を超える水準で推移、2009年には23.8%と極めて高く、大きな社会問題となっている。公用語は英語、アフリカーンス語を含む11言語がある。

政治的には、1940年後半にアパルトへイト政策が法制化され、1991年の関連法案の完全撤廃まで継続した。1994年にマンデラ政権発足後、1996年に新憲法が議会で採択された(1997年2月発効)。2009年に発足したズマ政権は、アフリカ諸国との開発パートナーシップの促進に重点を置く他、IBSA(インド・ブラジル・南ア)の枠組みによる新興経済国間の連携強化を軸とした南南協力推進を重視し、2011年4月にはBRICSにも加盟した。

日本は輸出入額ともに南アフリカにとって5位以内である(2009)。2003年8月には日・南アフリカ両政府間の科学技術協力を推進する「日・南ア科学技術協力協定」が両国間で署名され、これまでに3回の日・南ア科学技術合同委員会が開催されている。

表 2-40 南アフリカ共和国基礎情報

首都	プレトリア
面積	122 万 km ² (日本の約 3.2 倍)
人口	4,999 万人(2010 年、世界銀行)
言語	英語、アフリカーンス語、バンツー諸語(ズールー語、ソト語ほか)
	の合計 11 言語が公用語
民族	黒人 (79%)、白人 (9.6%)、カラード(混血) (8.9%) アジア系 (2.5%)
宗教	キリスト教 (人口の80%)、ヒンズー教、イスラム教
国内総生産(GDP)	3,637 億ドル(2010 年:世銀)
実質 GDP 成長率	2.8% (2010 年世界銀行)
一人当たり GNI	6,090 ドル (2010 年、世界銀行)
通貨	1 米ドル=約 8.8 ランド(2012 年 12 月)(1 ランド=約 10.3 円)
主要産業	(農)畜業、とうもろこし、柑橘類、その他の果物、小麦、砂糖、
	羊毛、皮革類□
	(鉱)金、ダイヤモンド、プラチナ、ウラン、鉄鉱石、石炭、銅、
	クロム、マンガン、石綿□
	(工)食品、製鉄、化学、繊維、自動車
失業率	23.8% (2009)

出典:外務省のウェブサイトより抜粋「各国・地域情報」南アフリカ共和国 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s africa/data.html

-

³⁴外務省のウェブサイトより抜粋「各国・地域情報」南アフリカ共和国を参照

2.5.2 南アフリカ共和国の対象分野における開発課題の現状

(1) 障害者の現状・概要

南アフリカ共和国の対象分野の概要を下表に示す。

障害者の数	233 万 9 千人*
障害者の割合	5.2%**
障害者の就労	18.6%**
障害者の教育	80%以上(8~15 歳)
障害者関連法	• Employment Equity Act (Act 55 of 1996)
	South African Schols Act 1996
	Social Assistance Act (Act 6 of 2008)
障害者の権利条約	2007年11月30日に批准***

出典: *General Household Survey, Statistics South Africa, July 2011
**CENSUS 2001-Prevalence of disability in South Africa, Statistics South Africa
***http://www.un.org/disabilities/countries.asp?navid=12&pid=166

(2) 障害者の統計

2011年の一般世帯調査³⁵によれば、南アフリカ共和国の 5 歳以上の障害者は 233 万 9 千人で総人口の 5.2%となっている。女性の割合がわずかに高く 5.4%であり、男性は 5%となっている。2009年の障害者に関する質問項目はワシントングループによって作成されており、視覚、聴覚、歩行、記憶と集中、自助、コミュニケーションなどに関する障害の有無のチェックを実施した。2009年の調査では、障害者の割合は 5.7%、2010年は 6.3%となっている。

またやや古い情報であるが、2001年の国勢調査において障害の人種別の割合に関して、より詳しい統計調査が実施されている。2001年には南アフリカ共和国の2,255,982人(約5%)が何らかの障害を抱えており、人種別ではアフリカンが5.2%と他の人種よりわずかに高くなっている。

81

³⁵ General Household Survey, Statistics South Africa, July 2011,

表 2-41 障害者の数・人種と性別

人種		統計				割合			
八俚	男性	女性	合計	男性	女性	合計			
アフリカ	879 680	974 696	1 854 376	5.2	5.3	5.2			
ン									
カラード	88 583	80 095	168 678	4.6	3.9	4.2			
インド	21 550	19 685	41 235	4.0	3.5	3.7			
人・アジア									
人									
白人	92 230	99 463	191 693	4.4	4.5	4.5			
合計	1 082 043	1 173 939	2 255 982	5.1	5.0	5.0			

出典: Table 2.2: CENSUS 2001-Prevalence of disability in South Africa, Statistics South Africa

障害種別で割合を見ると、視覚 (32.1%)、聴覚 (20.1%)、コミュニケーション (6.5%)、 肢体 (29.6%)、知的 (12.4%)、感情・情緒 (15.7%) となっている。

年齢別の統計では、 $40\sim49$ 歳における障害者数は 334,598 人と最も多くなっており同年代における障害者の割合は 7.1%である。 $0\sim9$ 歳の障害者の数は 190,660(2.1%)と幼児期でも障害者の割合が比較的高く、一方で 80 歳以上の障害者の数は 116,334 人(27.2%)となっている。

表 2-42 障害者の数・年齢と性別

		統計			割合	
年齢別		形占日			刮 ,口,	
一一四いり	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0-9	101 838	88 822	190 660	2.2	1.9	2.1
10-19	156 980	148 755	305 735	3.2	2.9	3.0
20-29	149 422	134 806	284 228	3.7	3.2	3.5
30-39	165 153	145 787	310 940	5.4	4.3	4.9
40-49	165 871	168 727	334 598	7.5	6.7	7.1
50-59	142 602	155 928	298 530	10.8	10.3	10.5
60-69	102 815	138 168	240 983	13.7	12.5	13.0
70-79	62 396	111 578	173 974	16.9	17.7	17.4
80+	34 966	81 368	116 334	25.6	27.9	27.2
合計	1 082 043	1 173 939	2 255 982	5.05	5.0	5.0

出典: Table 2.3: CENSUS 2001-Prevalence of disability in South Africa, Statistics South Africa

(3) 教育

2001 年の国勢調査によると、教育をまったく受けていない人の中で障害を持つ人の割合は 10.5%となっている。また初等教育を受けている人の中で障害を持つ人の割合は 5.2%、中等教育では 3.9%、そして高等教育になるとわずか 3.0%である。

表 2-43 各教育レベルにおける障害者の割合(%)

教育レベル	男性	女性	合計
未就学	10.7	10.4	10.5
初等教育	5.3	5.2	5.2
中等教育	4.1	3.8	3.9
高等教育	3.1	2.9	3.0
その他	1.7	1.5	1.6

出典: Table 2.4, CENSUS 2001-Prevalence of disability in South Africa, Statistics South Africa

他方、年代別の障害者で学校に通っている人の割合は、障害者も高く、たとえば 8 歳~15 歳で学校に通っている障害者の割合は 8 割を超えている。同年代の非障害者の 9 割が学校に通っていることを考えると障害者の割合は低いと言えるが、本調査の調査対象国の中では、障害者の就学率はタイ国と並んで極めて高い。

表 2-44 5歳から 24歳で学校に参加している人の割合 (%)

年齢	障害者	非障害者	合計	年齢	障害者	非障害者	合計
5	38,9	45,7	45,6	15	81.5	91,6	91,3
6	60,5	70,6	70,3	16	77,8	87,8	87,4
7	76,9	88,7	88,4	17	72,3	81,8	81,5
8	82,6	93,7	93,4	18	61,3	71,0	70,7
9	84,8	94,9	96,6	19	51,4	58,1	57,9
10	85,2	94,6	94,4	20	41,7	46,4	46,2
11	85,9	95,0	94,8	21	32,6	35,8	35,7
12	86,1	96,0	95,7	22	23,4	25,6	25,5
13	85,8	95,4	95,1	23	17,7	18,9	18,8
14	84,5	94,3	94,0	24	13,8	14,1	14,0

出典: Table 4.7, CENSUS 2001-Prevalence of disability in South Africa, Statistics South Africa

なお、一般教育における初等教育は各民族語で受けることができるが、3年次より英語教育が開始される。中等・高等教育における教授言語は英語(少数はアフリカーンス語)となる。しかしながら、英語やアフリカーンス語を十分に理解できる層は全人口の半数以下に過ぎないと考えられ、言語の壁が教育現場での大きな問題となっている。

(4) 就労・職業訓練

2001年の国勢調査によれば、15歳から65歳までの障害者で雇用されている人の割合は18.6%である。最も割合の高い年齢層は35~39歳の25.9%であり、低いのが15~19歳までの2.5%である。障害者の平均雇用率が18.6%であるという統計データは低い数字と考えられるが、南アフリカ共和国においては、非障害者で雇用されている人の割合も34.6%と、本調査の他の対象国と比べても極めて低い。2009年の南アフリカ共和国における失業率は23%³⁶と極めて高く、障害者に限定されない社会全体が雇用機会不足の問題を抱えていると考えられる。

表 2-45 障害者と非障害者の年齢別に雇用されている人の割合

年齢	障害者	非障害者	合計
15-19	2.5	3.9	3.9
20-24	12.5	22.0	21.7
25-29	21.0	39.6	38.9
30-34	25.2	49.0	47.9
35-39	25.9	52.2	50.8
40-44	25.7	53.5	51.7
45-49	24.8	51.7	49.5
50-54	21.2	46.8	44.3
55-59	16.6	37.9	35.3
60-65	8.7	19.3	18.0
合計	18.6	34.6	33.7

出典: Table 2.4, CENSUS 2001-Prevalence of disability in South Africa, Statistics South Africa

2.5.3 南アフリカ共和国の障害分野の関連計画、政策及び法制度

社会開発省の「障害者に対する指針(Policy on Disability)」(2009 年)によれば、南アフリカ共和国では1997年に策定された障害者統合国家戦略(Integrated National Disability Strategy: INDS)が基本的な障害者支援の方針を定めている。同戦略の基本方針は、障害に関わらず、すべての政策の策定や実施に障害者に対する配慮を含め、統合された社会サービスの提供に努めることである。

南アフリカ共和国では、マンデラ政権成立年である1994年までは、障害者に対する福祉

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s africa/data.html

³⁶ 外務省のウェブサイト「各国・地域情報」南アフリカより

サービスは、わずかな医療、福祉機器の提供、障害者手当、作業所などしかなく、しかもそれらのサービスはほとんど白人に限定されていた。しかし 1994 年に「障害の社会モデル」が紹介されると方針が徐々に変わり、1996 年に制定された憲法では、障害者の権利と尊厳を守り、障害者の機会均等と社会統合を支援することが盛り込まれた³⁷。そして 1997 年に制定された障害者統合国家戦略では、医療・保健、リハビリテーション、公的教育、バリアフリー、移動、コミュニケーション、情報収集、そして研究、教育、雇用、人材育成などの促進が重要とされている。しかし、社会モデルに移行し戦略も策定されたが、結局は、政府の社会保障は障害者に手当を支給する程度に留まっていた。そこで社会開発省は、2009年に「障害者に対する指針」を策定し、障害者の社会参加を具体的に進めようとしている。同指針の基本原理は、障害者の意志決定、教育・就労などを含む社会へのアクセシビリティ、支援制度、自尊心と自己実現、障害種別や個人のニーズに適したサービス、社会統合などの促進である。

さらに、障害者支援をより強化することを目的として、2009 年 5 月には女性・児童・障害者省も設立された。同省では、社会への啓発と障害問題のメインストリーム化、制度的支援と人材育成、そして監視と評価の 3 つプログラムを実施している。また国家開発計画2030 年においても、障害者は、すべての開発計画に含まれるべきで、特に質の高い教育と就労に対するアクセス強化、関連する技術開発プログラムへのアクセス強化が謳われている。

情報保障に関し、憲法の32条(1)(a)にて「すべての人が、国が保管するいかなる情報にもアクセスする権利を有する」と規定し、これに伴い、情報アクセス促進法(Promotion of Access to Information Act (PAIA)が2000年に制定された。同法によれば、国が保有するすべての情報にアクセスできる権利は、障害者や非識字者も含むすべての国民が有するとしており、例えば、読み書きが困難な障害者や非識字者は、口頭による情報の要求が認められており、政府の情報担当官は、障害者や非識字者の要望する形式で、かつ利用者が追加費用を払うこと無く、情報提供の義務を有すると同時に、人権委員会は、各公式言語で同法の利用を記したガイドラインの策定義務が規定されている。

2.5.4 南アフリカ共和国の対象分野の ODA 事業の事例分析

一般プロジェクト無償資金協力の供与水準を超えていることから、草の根・人間の安全保障無償資金協力及び技術協力が中心となっている。援助重点分野は、1)成長戦略のための人材育成、2)貧困層の開発促進、3)南アフリカ共和国のリソースを活用した周辺国への支援(第三国協力)の3点である。

³⁷ Integrated National Disability Strategy, White Paper, Office of the President, 1997

表 2-46 日本の援助実績(2010年度までの累計実績)

援助形態	実績
有償資金協力	201.45 億円
無償資金協力	131.96 億円
技術協力実績	86.72 億円

出典: http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s_africa/data.html

障害者支援に直接関わるものとしては、1999 年から南部アフリカ地域やアフリカを対象とした「南部アフリカ地域障害者の地位向上コース (2002-2007 年)」や「アフリカ地域障害者の地位向上コース (2008-2012)」などの日本国内研修を実施している。これら国内研修を通し、南アフリカ共和国を含むアフリカ諸国の障害当事者や行政官が日本で障害者の社会参加について学んだ。

2012 年 7 月には、JICA から社会福祉省に 10 台の福祉車両が供与された。また、2012 年 12 月には、JICA の個別専門家として「障害者のメインストリーミング・アドバイザー」が派遣されている。また、草の根技術協力事業として、2012 年には「障害者地域自立生活センター設立に向けた人材育成(ヒューマンケア協会)」が採択されている。本事業を通し、2013 年から南アフリカ共和国で障害者の自立生活センター設立に向けた事業が進められる予定である。

2.5.5 南アフリカの対象分野の ODA ニーズ

11 の公用語を持つ南アフリカでは、HIV や防災のような専門的な知識を普及するためには、それぞれの公用語を使う人々の多くが非識字者であることを念頭におかなければならない。実際に、陽性率が 20%以上と言われ深刻な問題になっている HIV の予防と HIV 陽性者の自立および社会参加の支援の両方においては、特に無知および Virgin Cleansing 等の偏見との戦いが重要になっている。Disabled People South Africa(DPSA)と DAISY for South Africa は日本の ATDO と協力して Resource Manual for HIV/AIDS の英語、アフリカーンズ語、ズールー語、コサ語のそれぞれのマルチメディア DAISY 版を完成させ配布 (http://www.normanet.ne.jp/~atdo/english.html) している。

南アフリカ国立図書館は、全国に広がる公共図書館ネットワークとグラハムスタウンにある国立盲人図書館とも連携する図書館サービスネットワークの要であり、各地にワンストップサービス拠点を開発するなど、その積極的なマーケティング戦略で知られるが、当調査団の来訪に合わせて国立図書館長が主催する STRATEGIC DISCUSSION ON ACCESSIBLE DIGITAL PUBLISHING と題する出版者、図書館、障害者団体、大学、国立研

究所、教育省、防災庁が参加するワークショップで、調査団の提案する約10年間の「知識アクセス均等化」の長期戦略についての意見交換を行い、ほぼ関係者の合意を得た。図書館長は、この長期構想を同図書館の戦略にも反映させたいと極めて高く評価し、毎年1回開催される国際図書館連盟(IFLA)の国立図書館長の会合でもぜひ紹介したいと述べるなど、他のアフリカ諸国のモデルになる取り組みを南アフリカから始めたいという意欲を示している。この国立図書館の意向は、障害者団体、出版界、大学、教育省、防災庁からも原則的な同意を得ているので、適切なフォローアップによって、長期的展望をもちつつそれぞれのタイミングで可能な個々のODA案件化を行うという取り組みを進めるモデルとなり得る。

以下に可能性のある案件を列挙する。

● 技術協力:

安心安全を支えるインクルーシブな知識基盤構築のための人材育成(仮称)

国	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
南アフリ	案件化	審査	第一フェ	第一フェーズ			第二フェーズ				
カ	調査,		障害者コ	障害者ユーザー教育人材養成			障害者ユーザー教育人材養成				
CSIR	要請書		公的出版	公的出版物の EPUB3 化			すべての出版物の EPUB3 による納本			にる納本	
	提出		防災・保	防災・保健情報の障害者対応 防災・保			保健情報の	動画・手詰	話対応		

● 文化無償協力または中小企業ノンプロ無償協力:

インクルーシブなデジタル図書館ネットワークと日本語コレクションの整備充実(仮称) (アクセシブルな端末装置を整備した日本語コレクション室の国立図書館内への設置工事を含む)

国	2013	2014	2015	2016	2017
南アフリカ	調査・要請書	実施		⇒亚 在二	
国立図書館	提出	夫	旭	評価	

● 本邦集団研修:

EPUB3/DAISY 製作指導者専門研修 (期間 3 週間前後) (第一期: 2013-2017、第二期: 2018-2022)。以下の講師陣により本邦に蓄積された EPUB3/DAISY の活用に関わるノウハウのすべてを、沖縄をベースに「EPUB3/DAISY のユニバーサル防災への活用」をテーマにしたサイトビジット(神戸、仙台、浦河)を含めて、効果的に提供する。

- ・ EPUB3/DAISY の国際的研究開発および普及指導の第一線で活躍する専門家
- 中小企業等で EPUB3/DAISY 製品を開発普及している人材
- 様々なプリント・ディサビリティの当事者
- EPUB3 出版でビジネスを展開している出版者

- 最適化された EPUB3/DAISY で個別支援をする教員およびボランティア
- DAISY マニュアルを防災に活用する精神障害者グループ 等

● 第三国研修主催:

EPUB3/DAISY 製作指導者専門研修(タイ、インド、ブラジル、南アフリカ)上記の本邦集団研修のカリキュラムに沿って実施。アフリカは南アフリカが担当する。第一期 2014-2018、第二期 2019-2023 とする。

3. 我が国中小企業等が有する製品・技術の分析

3.0 対象とする技術

日本では、点字ディスプレイ、点字プリンター、マルチメディアによる障害者の情報アクセス支援システム、スクリーンリーダー、音声合成システム、運動機能障害者用入力支援スイッチ、コンテンツ電子化技術、電子コンテンツ配信技術等々の各個別分野で多数の関連中小企業等が、国内外の障害者および複合的な障害に向き合って暮らす高齢者の読書ニーズの中に新たな市場を開拓しようとしている。W3CのWebアクセシビリティ指針がISO規格になり、DAISYとEPUB3が世界的に従来の紙の出版パラダイムを変えつつある知識情報基盤のアクセシビリティの大転換期に、知識情報アクセシビリティを支援するグローバルな新市場を獲得できる可能性が高い優れた日本の中小企業等の製品と技術を本調査では幅広く精査した。

調査の結果、情報アクセシビリティに関連する技術、及び、各技術に関する日本の技術メーカー、及び他国のメーカーは表 3-1 の通りに整理される。

分類	構成要素
コンテンツ製作ノウハウ	<u>DAISY</u> , EPUB, Webサイト, 点字ファイル
アプリケーション	電子書籍 (DAISY,EPUB3) ブラウザ、DAISY=EPUB3オーサリ
	<u>ングツール</u>
スクリーンリーダー	NVDA
配信サーバー	DAISYオンラインプロトコール対応サービス
入出力デバイス	音声出力、 <u>点字出力(点字ディスプレイ)</u> 、キーボード入力
プレイヤー	DAISYプレイヤー

表 3-1 情報アクセシビリティに関連する技術

本調査では、まず中小企業等の技術を活用したパッケージの構成要素を表 3-1 に示す通りに類型化を行い、現地調査で把握される長期的戦略的なニーズに基づき、それらの課題の最適解としてのパッケージの提案を行った。また、重点対象国における他ドナーを含む ODA 事業を分析し、本事業で提案する戦略的パッケージが対象国において、活用され得る導入規模、想定されるユーザーグループ、及びその規模と波及効果について分析を加えて、ODA 事業としての導入後、中小企業等が民間事業として展開可能なビジネスモデル、及びそのモデルに対する ODA 事業による支援の可能性についても検討を行った。

[※]下線部分は本邦中小企業等が有する技術

[※]二重下線部分は本邦中小企業等が世界トップシェアを有する技術

以下は提案したパッケージの概念図である。



図 3-1 日本の中小企業等の技術活用イメージ

3.1 中小企業等の製品・技術を活用する場合に求められるニーズ

対象各国では、世界で最初に全国規模で DAISY を導入し、その後も DAISY と EPUB3 の 開発と普及を進めている日本への技術支援の期待が大きい。特に DAISY プレイヤー(ハードおよびソフト)と点字ディスプレイの心臓部である点字モジュールで圧倒的なシェアを持つ日本の実績に基づく評価は高い。

フィリピン、タイ、インドのそれぞれの国では、日本からの支援を受けて視覚障害者向けの DAISY 規格の録音図書を製作する指導的な人材を養成し、国内の DAISY 録音図書製作拠点が形成された。ブラジルは、中南米諸国の視覚障害者向け DAISY 技術の普及拠点としての役割を持ち、150 万人とされる日系人と 20 万人にのぼる在日ブラジル人の存在による日本との特別のつながりを持っている。

これらの対象国は、視覚障害者のニーズに限定した DAISY 図書製作技術は既に持つが、 日本で研究開発したディスレクシア等の障害者も使える教科書・教材、試験問題、あるい は精神障害者や自閉症者向けの防災マニュアルに活用されているユニバーサルデザインの DAISY 図書の製作技術はまだ始まっていない。

裨益人口で見ると、対象国の視覚障害者人口は約 4.5%と推測されるが、ディスレクシア人口は約 8%、上肢障害、脳外傷、パーキンソン病、知的障害、精神障害等の理由で読めない人々が更に加わり、何らかの障害で読むことが困難な人は対象国の総人口の少なくとも20%に達すると考えられる。多言語国家の非識字者を考慮に入れると、個々の国と分野では、裨益人口は50%にも達する。これらの人々は DAISY あるいは EPUB3 規格の出版物の提供によって初めて自分で知識と情報にアクセスできるようになる。

コスト面から見ると、一度紙あるいは PDF で出版された出版物を、福祉の資源を用いて出版後に録音、点字、拡大あるいは DAISY 化するためには膨大な労力を要し、更に利用者は読めるようになるまでの製作期間中長く待たされる。また、その流通にも大きなコストがかかり、著作権者の利益との調整も必要になる。そこで、新しく出版されるすべての出版物を出版の時点でアクセシブルなものにしておき、更に、既にある膨大な出版物を各国国立図書館のデジタル化の機会を活用してアクセシブルなものに変換すれば、やがてすべての出版物がアクセシブルなものになるという長期的な戦略が生まれた。かくして障害者のための支援技術として開発された DAISY が、商業的な電子出版の標準として開発された EPUB と融合してアクセシブルな電子出版の標準フォーマットである EPUB3 が開発され、世界中の主要な電子出版に関わる企業がこれを受け入れた。

DAISY ユーザーである全盲のモンティエン・ブンタン上院議員(タイ)に代表される対象国の障害者コミュニティの指導的な人々は、ユニバーサルデザインの DAISY 図書製作の技術がユニバーサルデザインの EPUB3 図書の製作技術とほぼ同じであることに着目し、更に欧米に多く見られる運転中などにも耳で読書をしたい人々の市場と先に述べた少なくとも人口の 20%の人々の市場とを合わせて、EPUB3 出版物は十分な市場を形成すると考え始めている。更に、対象国はすべて障害者の非差別を国が率先して実施することを法的に定めた障害者権利条約の批准国であるため、日本では主として障害者に提供されてきたユニバーサルデザインの DAISY 図書製作技術を直ちに対象国に移転して、公文書等のアクセスを確保すると共に、これから開花する対象国の EPUB3 フォーマットの電子出版物がユニバーサルデザインを目指すように方向付ける中長期的な知識基盤構築戦略への支援を望んでいる。

また、津波、洪水、地滑り、台風等、コミュニティレベルの防災知識の普及による減災 対策が有効と考えられる自然災害に緊急に対処する必要に迫られている対象国は、一様に 日本の優れた防災知識から学ぶものが多いと期待をしている。特に、それぞれの国の障害 者コミュニティと国の防災関係者は、DAISY 技術を活用した障害者も共に使える防災マニ ュアルのコミュニティレベルでの日本の成功事例から多くを学ぶことができると考えていることも明らかになった。

また、対象国はすべて在日外国人数のトップ10に入る日本との結びつきの強い国であり、日本語および日本に関する学習の意欲も盛んである。しかしながら漢字仮名交じり文による学習は極めて困難で、国内の普通の学校で学ぶ在日外国人子弟が使う日本の標準教科書の読み上げニーズに代表されるように、日本語文献の内容理解のための読み上げ支援のニーズが強い。日本語の読み上げ機能に支援された日本語学習および日本語文献の読書は、障害者はもとより、障害の無い人にも幅広くあるニーズであることが確認できた。DAISYおよびEPUBフォーマットの日本語文献はこのようなニーズにこたえることができる。

3.2 中小企業等が有する製品・技術を取り巻く環境

アクセシブルな出版技術である DAISY はオープンな世界規格であり、いわゆる Talking Book に関してはシナノケンシ、オリンパス、サイパック等の日本企業と共に HumanWare, Benetech, Don Johnston などがプレイヤーやソリューションを提供している。また米国では NIMAS 教科書のソリューションとして DAISY ツールの需要があり、点訳ソフトウェアの Duxbury Systems も NimPro という DAISY 用ツールを製品化している。

一方で、日本は国立障害者リハビリテーションセンター研究所および NPO 法人支援技術 開発機構などの研究開発者と企業が協力して世界の DAISY 技術開発をリードしてきた。「プレクストーク」は世界で広く知られる製品となっており、また「サピエ図書館」は日本の電子図書館の草分けというべき存在である。更に、国立障害者リハビリテーションセンター研究所や NPO 法人支援技術開発機構が浦河べてるの家および内外の自閉症関係団体と進めてきたアクセシブルなマルチメディアとしての DAISY の防災、教育、HIV 対策等への応用の研究開発成果は、国際的にも注目されている。

このような DAISY の技術はメインストリームの電子出版規格 EPUB3 に移植され、今後 特に米国の学校教科書調達などでは「代替フォーマット(NIMAS)」ではなく「最初からアクセシブルな電子書籍(アクセシブル EPUB3)」の需要が高まると予想される。

さらに EPUB 電子出版の国際化には日本の技術者が積極的に規格開発に関わってきただけでなく、ビジネスにおいてもシャープ、ソニー、楽天など、多くの日本企業が日本および海外の市場に参入しており、アマゾンと競合しつつ市場の拡大を目指している。

このような電子出版のためのツール開発には、イースト、アンテナハウス、フューズネットワークといった日本の中小企業も取り組んでいる。

アクセシブルな電子出版の技術要素は「ハードウェア(ブックリーダー)」「ソフトウェア(オーサリング、ブラウザ)」「図書館サービス(サーバー、クラウドコンピューティング)」に分類できるが、このいずれの要素においても、高品質・高付加価値の開発を行えるポテンシャルを備える日本の中小企業は少なくない。

3.3 活用が見込まれる中小企業の製品・技術の強み

アクセシブルな電子出版技術を活用して「知識アクセスの機会均等」を実現する分野での日本の中小企業等の最大の強みは、前節で述べた個別の技術および製品における強みだけで無く、日本を起源とするアクセシブルなデジタル出版技術の国際共同開発を主導してきた経験と、各国における DAISY 活用人材養成に始まった国際ネットワークに支えられて戦略的体系的な問題解決策を対象国のそれぞれのステークホルダーに説得力をもって提示し合意形成を促進できるノウハウと結びついた息の長い協力関係を構築できることである。この長期の見通しを持った国際協力は、現地調査対象国以外の多くの開発途上国にも応用可能であり、当該分野の中小企業等に大きな市場を提供すると同時に長期的な参入計画の立案を可能にし、十分に準備した新規企業の参入を促進しつつスケールアップできる。結果として、日本語コンテンツの展開と知識産業分野で日本を軸とする新たな国際ネットワークが構築され、さらなる波及効果が期待できる。

この分野で顕著に国際的に強さを持つ日本の中小企業は、ケージーエス株式会社である。 同社は点字利用者のために日本語対応ピンディスプレイの製造販売を行うと共に、海外の ピンディスプレイ製造者にピンディスプレイの主要部品(点字セル)を供給しており、点 字セルの世界シェアは 70%と推測される。ケージーエスはこれらの製品を支える高精度ソ レノイドとピエゾ素子製品の開発生産技術を有している。

3.4 海外の同業他社、類似製品・技術の概況

電子出版は言語と文化に関わるものであり、グローバルスタンダードといえども自動的にあらゆる言語をサポートするわけではない。縦書きとルビを含む日本語表記を Web と電子出版が標準としてサポートしたのは HTML5 と EPUB3 が最初であり、特に EPUB3 においては Enhanced Global Language Support Working Group という作業部会を International Digital Publishing Forum が設置して、それを日本グループが主導して日本語を含む諸言語に対応した。グローバルスタンダードの中で日本語組版を処理するノウハウは、日本の電子出版業界に蓄積された貴重な資産であり、当然他国の追随を許さない日本の EPUB3 に関わる電子

出版業界の強みである。

点字を利用する視覚障害者の割合はこれまで限られており、ピンディスプレイの市場は大きくないとされてきたが、その理由の一つは、点字を習熟する機会を得にくいからである。特に開発途上国では点字ディスプレイがほとんど普及していないことから、潜在的な市場は大きい。特にEPUB3により点字で読める電子出版物が豊富に流通するようになると、一層の普及が見込まれる。ピンディスプレイには、表示された文章を繰り返し読む、単語のスペルを確認する、といったことが容易であるため、特に教育環境では有効なツールである。

点字プリンターによる点字書籍製作と比較して、ピンディスプレイは、デバイスは高価格だが、用紙と消耗が激しいプリンターのランニングコストが節約できる。また点字書籍はかさばるという欠点があるため、電子書籍とピンディスプレイの組み合わせには保管や運搬の面でのインフラが弱い途上国においては大きなメリットがある。

近年、技術的には全く新規性の無い低価格の中国製点字モジュールを搭載したピンディスプレイが日本テレソフト社によって製品化されているが、5年間の製品保障ができる信頼性の高い日本製の点字モジュールと価格が安い中国製点字モジュールとの市場争奪戦が始まっている。ピンディスプレイは毎日使う精密機械であるため、製品の耐久性や保守体制の充実が大きなアドバンテージとなる。

アクセシブルな電子書籍を指で読むための主役はピンディスプレイであるが、現在点字書籍の製作や配布を行う団体・機関の多くは紙の点字の配布も行っており、点字プリンターは幅広く活用されている。従って、ODA事業においても、業務遂行に必要な点字プリンターの調達が必要となる可能性がある。点字プリンターには高速な大型モデルや図書館などで使われるデスクトップ型のものなど、いくつかの種類がある。日本ではアシストシステム、オンキョーエンターテイメントテクノロジー、ジェイ・ティー・アール、日本テレソフト、レンテックなどが点字プリンターの製造販売を行っている。海外ではAmerican Thermoform, Interpoint, Index Braille などが点字プリンターのベンダーとして知られている。ただし、大量の点字印刷を行う大型機点字印刷機のメーカーは国内には無く、日本でも輸入して使っている。

4. 中小企業等が有する製品・技術等の ODA 事業における 活用可能性等の分析

4.0 対象国が抱える当該開発課題解決のために活用が期待できる中小企業等が有する製品・技術等

電子出版の世界では流通を手がける大手企業が注目されがちであるが、従来から中小企業によって支えられてきた出版というビジネスは、今後も優良なコンテンツを作る中小企業によって支えられていくべきものである。

なぜなら、2012 年に電子書籍の流通大手の新規参入が相次いだ日本でも、先行する海外市場と同じく、いままで無名であった作家や作品、あるいは、従来は商品になりにくかった少ページ数・低価格の作品が、新しい顧客を獲得しはじめているからである。

電子書籍だけで販売される小説・コミック・専門書、期間限定の値下げキャンペーン、 購入後にバージョンアップ版が提供される技術書など、魅力的なビジネスモデル・作品・ サービスが次々に登場している。インターネットと宅配システムの整備が地方都市や農村 を含む小規模ビジネスを活性化させたのと同様に、電子書籍は、物理的在庫を抱えること がなく流通コストが低いというメリットを生かして、多様で豊かな出版文化を作っていく と期待される。事業者の厳しい淘汰を経て、新しい出版の世界の担い手となり得るのは、 インターネット、ソフトウェア技術、デジタルメディアのノウハウを有し、新しい技術に 機敏に対応し続けることができる中小企業群である。

既に 127 カ国が障害者権利条約を批准し、アクセシビリティに配慮された出版物のニーズは世界的に高まっていることから、こうしたソリューションを提案・支援するビジネスには大きな可能性がある。

オーサリングを技術者に頼らず少ない労力で実現する出版ツール、各国の著作権法や特別支援教育などのシステムにきめ細かく対応できるクラウド電子図書館のシステム開発、ウェブブラウザで利用できる使いやすい書籍リーダーなどのソフトウェア開発は、アクセシブルなコンテンツの出版と共に、超高齢社会の日本でますます需要が高まると考えられるが、同時に、世界中の障害者の機会均等化の進展の中で、開発途上国を含む世界中の多くの国におけるビジネスとしての可能性も大きい。

アクセシブルな電子書籍の制作と導入を支援する ODA 事業において、視覚障害者が点字で読むためのピンディスプレイの活用は不可欠である。特に盲聾者の読書には必須である。電子書籍を点字で読みたい利用者のために、ピンディスプレイは単独でも閲覧デバイスとして利用可能であり、PC やタブレット端末と接続することで、綴りを確認しながら読めるなど高い使い勝手を実現できる。また、コンピュータに接続されたピンディスプレイは、

コンテンツ制作において視覚に障害がある作業者を支援するほか、コールセンター業務等 への視覚障害者の職域拡大を進める。

点字プリンターには、短い書類の点字版作成、電子機器のマニュアルやラベルの作成、といった分野で引き続きニーズはあるが、長期的にはピンディスプレイによる「電子的な点字書籍」への置き換えが進むと考えられる。特に、点字の文書や書籍の製作プロセスはほとんどコンピュータ化されており、電子データの配布を伴わない、純粋な点字印刷物の作成という機会は少なくなる一方である。従って、点字プリンターのビジネスの可能性は限定的である。

<活用が期待できる中小企業製品・技術>

- ピンディスプレイ
- オーサリングを技術者に頼らず少ない労力で実現する出版ツール
- 各国の著作権法や特別支援教育などのシステムにきめ細かく対応できるクラウド電子図書館のシステム
- ウェブブラウザで利用できる使いやすい書籍リーダーなどのソフトウェア
- (点字プリンター)

4.1 中小企業等が有する製品・技術等を活用した新規 ODA 事業の 提案および当該開発課題解決への貢献度

本調査の結果が導く戦略的な新規ODA事業は、想定される裨益人口においても20-50%、 プロジェクト期間も全体としては10年間を要する大規模なものであり、当然広い範囲の中 小企業等の課題解決への貢献が想定されるが、前提として、現地言語への対応をはじめと する、既にある製品と技術の現地対応というハードルを越えなければならない。

逆に言えば、長期の戦略的な展望を持ったプロジェクトの全体像を示しつつ、海外パートナーとの連携調整、現地語対応等の初期の海外展開の支援を行えば、既に述べた当該分野の本邦中小企業は、持ち前の強みを発揮して新規 ODA 事業に参入し、裨益国の課題解決に貢献しつつビジネスを持続的に展開できると思われる。

4.2 既存ODA事業との効果的な連携策(案)

タイ、インド、ブラジル、フィリピンのすべてで、防災に関わる ODA 事業が進行中であ り、その事業を確かな効果あるものとするためには、知識をベースにした障害者が主体的 に関わる災害弱者の事前の災害準備の部分で、当分野の新規 ODA 事業を実施することによ って、極めて効果的な補完が行えると考えられる。

インドの IGNOU に対する無償資金協力によるデジタルスタジオ供与も、同大学の近隣諸 国までカバーする衛星放送網との連携によって災害弱者の減災において顕著な効果のある 補完事業が可能と考える。

5. 中小企業等が有する製品・技術等を活用したビジネスの可能性

5.0 今回の調査で得た情報等をもとに、ODA 事業及び中長期的ビジネス展開のシナリオ

可能な ODA 事業を例示的に年次計画に落とし込むと下記のようなものが考えられる。当該分野の中小企業は、言語対応等の対象国のニーズに製品を対応させるための初期投資が必要であり、ビジネス展開のための現地パートナーの獲得も必要である。全体を一望できる長期計画の提示によって、参入に必要な壁を極力低くする支援が必要ではあるが、元来、個々の ODA 案件は全体として何を目指すのかを踏まえて採択されるので、このような当該分野における長期化計画の提示の必要性は当然のこととも言える。

想定する相手国 ODA事業 中小企業の製品・技術等 2017 2018 2022 アクセシブルなEPUB3書籍(コンテンツ)の製作技術研修/啓発セミナーを伴う案件化調査 中小企業案件化調 フィリピン、南アフリカ、 ・点字ディスプレイ(KGS)

・PPUB製作ソフト、ノウハウ(アンテナハウス、
フューズネットワーク)
・ アクセンブルなマルチメディア技術(ATDO)
・ 点字ブリンター(日本デルソド)
・ グラウドシステム(サイバック) アクセシブルな電子書籍の普及は必要なパッケージ(技術指導を含む)を国立図書館へ無償供与 文化無償/ 中小企業/ンプロ無償 フィリピン、南アフリカ、タイ ・点字ディスプレイ(KGS) ・クラウドンステム(サイパック) ・PPUB製作ソフト、ノウハウ(アンテナハウス、 フューズネットワーク) ・アクセシブルなマルチメディア技術(ATDO) ・防災マニュアル・SST技術(べてるの家) アクセシブルなEPUB3書籍(コンテンツ)の製作技術移転(災害マニュアル作成ノウハウ、マニュアルの活用ノウハウ、コ DOST (技術協力プロジェク ト)、CSIR(南アフリカ)、 NECTEC (タイ)、NDMA(イン ド)、Defesa Civil Nacional (フ ラジル) ンテンツ製作による就労支援 etc) [4年/事業] 技術協力プロジェク フィリピン 南アフリカ タイ、インド、ブラジル アクセシブルなEPUB3書籍(コンテンツ)の製作技術移転(災害マニュアル作成)ウハウ、マニュアルの活用ノウハウ、コンテンツ製作はよる就労支捷 etc] [4年/事業] ・点字ディスプレイ(KGS) OOST(技術協力プロジェク ・ルテクイスノレイ(RGS) ・クラウドシステム(サイパック) ・EPUB製作ソフト、ノウハウ(アンテナハウス、 フューズネットワーク) ト)、CSIR(南アフリカ)、 NECTEC(タイ)、NDMA(イン 技術協力プロジェク フィリピン 南アフリカ) Defesa Civil Nacional テースイットリーク) アクセシブルなマルチメディア技術(ATDO) 防災マニュアル・SST技術(べてるの家) タイ、インド、ブラジル ・点字ディスプレイ(KGS) ・EPUB製作ソフト(アンテナハウス、フューズ EPUB3/DAISYのユニバーサル防災への活用(第一期) EPUB3/DAISYのユニバーサル防災への活用(第二期) 本邦集団研修 ミットワーク) アクセシブルなマルチメディア技術(ATDO) ・点字ディスプレイ(KGS) ・EPUB製作ソフト(アンテナハウス、フューズ インドにおけるアクセシブルな電子出版技術を活用したインクルーシブな防災支援 草の根支援① ットワーク) アクセシブルなマルチメディア技術(ATDO) ・点字プリンター(日本テレソフト) ・点字ディスプレイ(KCS) ・EPUB製作ソフト(アンテナハウス、フューズ プラジルにおけるアクセシブルな電子出版技術を活用したインクルーシブなHIV予防活動支援 草の根支援② Dorina Nowill Foundation ットワーク) アクセシブルなマルチメディア技術(ATDO) ・点字プリンター(日本デンソフト)
・点字プリンター(日本デンソフト)
・点字ディスプレイ(KGS)
・EPUB製作ソフト(アンテナハウス、フューズ 南アフリカにおけるアクセシブルな電子出版技術を活用した11の公用語による インクルーシブなHIV教材づくりの支援 草の根支援③ DPSA ・ットワーク) アクセシブルなマルチメディア技術(ATDO) テレセンターへの地域デジタル図書館のための機材供与/DAISY製作技術指導 草の根支援(4) NECTEC・チュラロンコン大学 (タイ)、アテネオ大学・フィリビ、 大学(フィリピン)、CSIR (南アコ カ)、PUCリオデジャネイロ(プラ コミュニティを中心にしたインクルーシブな避難計画の国際共同研究 ・静岡県立大学・人と未来防災研究所 SATREPS(1) Cリオテンヤネイロ(ファ スワミナサン研究財団・ SATREPS(2) ·NVDA技術 TTSエンジンの開発 ・点字ディスプレイ(KGS) ・EPUB製作ソフト(アンテナハウス、フューズ 成功国を核とした電子書籍普及支援のためのセンター設置(東南アジア、南アジア、中南米、アプリカ) 第三国研修、第三国 ットワーク) アクセシブルなマルチメディア技術(ATDO) サポートセンター タイ、インド、南アフリカ、ブラジル 点字ディスプレイ(KGS) 中小企業の海外展開(生産向上等)事業への投融資 中小企業投融資事 アクセシブルなマルチメディア技術(ATDO) へ (新規スキーム) 点字プリンター(日本テレソフト) クラウドシステム(サイパック)

表 5-1 今後 10 年間の ODA 支援メニューのイメージ

当該分野のビジネス展開は、EPUB3によるアクセシブルな電子出版を日本が国内外でどう展開するかにかかる。国内的には超高齢社会で圧倒的多数が日本語を母語とする国のICTと出版に関わる中小企業等が、多言語の若年層が多い途上国の問題解決に貢献しつつ事業展開する鍵は、電子出版におけるユニバーサルデザインをビジネスモデルの開発も含めて徹底して進めることにあり、国内に共生社会を創造していく標準を軸にするチームプレイが新しいビジネスチャンスを生むと考えられる。

5.1 中小企業の海外展開による地域経済への貢献

本事業に関連する ICT、出版および印刷に関わる中小企業等は広く地方に展開しており、ネットで繋がれば仕事が可能な電子出版事業は物流の制約を受けにくく、長期的には幅広くそれぞれの地域経済に貢献しうる。